

菊池市地域防災計画

震災対策編



令和6年 5月30日

菊池市防災会議

沿革	平成17年6月 3日	作成	令和	元年5月31日	修正
	平成26年5月30日	抜本的改正	令和	2年5月29日	修正
	平成27年5月28日	修正	令和	3年5月28日	修正
	平成28年5月27日	修正	令和	4年5月27日	修正
	平成29年5月31日	修正	令和	5年5月26日	修正
	平成30年5月31日	修正	令和	6年5月30日	修正

目 次

第1節	基本方針	1
第2節	過去の被害状況及び今後の予測等	1
第3節	災害対応の体制	
第1款	災害対応の全般体制	4
第2款	情報連絡本部の開設・運営	6
第3款	災害警戒本部の開設・運営	8
第4款	災害対策本部の開設・運営	12
第5款	支所の体制	20
第6款	停電時の対応	21
第4節	情報活動	23
第5節	広報計画	27
第6節	住民の避難	29
第7節	避難行動要支援者に対する応急対策	38
第8節	安否情報の提供等	43
第9節	救出活動	45
第10節	医療救護対策	48
第11節	遺体の取扱い・火葬計画	49
第12節	関係機関との連携	
第1款	県に対する報告及び要請	53
第2款	関係機関との連絡・調整	57
第3款	応援部隊の派遣要請	59
第4款	応援部隊の受入準備	61
第5款	災害時の相互応援協定	62
第6款	民間企業（団体）との連携促進	64
第13節	住家の被害調査	67
第14節	災害相談	69
第15節	食料・生活必需品の調達・供給	
第1款	食料の調達、供給	71
第2款	生活必需品の調達、供給	74
第16節	給水・上水道施設応急対策	78

第17節	トイレ対策	81
第18節	入浴対策	85
第19節	防疫対策	87
第20節	河川の応急対策	88
第21節	道路・橋梁の応急対策	92
第22節	土砂災害応急対策	94
第23節	下水道施設の応急対策	99
第24節	廃棄物の処理	104
第25節	障害物の処理	111
第26節	建物・宅地の応急危険度判定	116
第27節	応急住宅対策	118
第28節	災害ボランティアの要請・受入れ	122
第29節	義援金の受入・配分	125
第30節	救援物資の受入・配分	126
第31節	学校等の応急対策	127
第32節	農地・農業用施設等の応急対策	133
第33節	商工業応急対策	136
第34節	災害救助法の適用	138

第1節 基本方針（防災交通課）

- 1 先行的な措置により被害の最小化に努める。
- 2 人命救助を最優先に対応する。
- 3 避難行動要支援者への対応に万全を期す。
- 4 大規模地震の発生時には、本市の総力を結集して対応する。
- 5 関係機関と密接に連携し、その保有機能を効果的に発揮する。
- 6 災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

第2節 過去の被害状況及び今後の予測等（防災交通課）

1 県内における過去の主な地震・津波

時期	地震規模	震源	被害等
774年	M7.0	八代	死者×1250名、民家流出、津波高不明
1619年	M6.0	八代	多数の家屋倒壊
1625年	M5~6	熊本	死者×50名、地震のため熊本城の火薬庫爆発
1707年	M8.6	南海トラフ	宝永地震、駿河湾~九州の広範囲で被害 全国で死者×2万名以上 県内の津波高~1.0m（八代）
1723年	M6.5	熊本	死者×2名、家屋倒壊×980、 菊池・山鹿で強い揺れ
1792年	M6.4	雲仙岳	眉山崩壊により10~20mの津波発生 島原・肥後の死者×約15,000名、 「島原大変肥後迷惑」
1854年	M8.4	南海トラフ	安政南海地震 被害は中部地方から九州地方まで広範囲に及ぶ
1889年	M6.3	熊本	死者×20名、負傷×52名、家屋全壊×228
1975年 昭和50年	M6.1	阿蘇	震度5、阿蘇一宮町に被害集中 負傷×10名、道路損壊×12、山崩れ×15
2011年 平成23年	M9.0	三陸沖	東日本大震災 県内の津波高：70cm（本渡港）
2011年 平成23年	M4.4	菊池	10月5日23時33分 震度5強：旭志、震度4：泗水・菊池、 震度3：七城 人的被害なし、住家の一部破損

2016年	M7.3 (本震)	益城	<p>4月16日の本震</p> <p>震度7：益城町、西原村</p> <p>震度6強：菊池市（旭志）、熊本市、合志市、大津町 南阿蘇町、宇城市、嘉島町等</p> <p>震度6弱：菊池市（隈府、泗水）、阿蘇市等</p> <p>震度5強：菊池市（七城）、山鹿市、八代市等</p> <p>平成28年熊本地震等による被害状況</p> <p>死者×273名（関連死含む）、</p> <p>重傷軽傷者×2,736名</p> <p>住家全壊×8,642棟、住家半壊×34,389棟</p> <p>（令和5年4月13日時点速報値）</p>
-------	--------------	----	---

2 地震発生の可能性に関する国の長期評価（地震調査研究推進本部資料より）

断層帯等		地震規模	30年以内の発生確率
布田川・ 日奈久 断層帯	布田川断層帯（布田川区間）	M7.0	ほぼ0%
	布田川断層帯（宇土区間）	M7.0	不明
	布田川断層帯（宇土半島北岸区間）	M7.2	不明
	日奈具断層帯（高野－白旗区間）	M6.8	不明
	日奈具断層帯（日奈久区間）	M7.5	ほぼ0～6%
	日奈具断層帯（八代海区間）	M7.3	ほぼ0～16%
万年山・崩平山断層帯		M7.3	0.004%以下
人吉盆地南縁断層		M7.1	1%以下
出水断層帯		M7.0	ほぼ0～1%
雲仙断層群（北部）		M7.3	不明
南海トラフ		M8～9	70～80%程度

※算定基準日 2023.1.1

3 県内市町村別の最大想定震度（県被害想定調査結果から抜粋）

市・町	布田川 日奈久 断層帯	万年山・ 崩平山 断層帯	人吉盆地 南縁断層	出 水 断層帯	雲 仙 断層群	南 海 トラフ
菊池市	6弱	6弱	4	4	5弱	5強
山鹿市	6弱	5強	4	4	5強	5強
合志市	6弱	5強	4	4	5弱	5強
阿蘇市	6弱	5強	4	4	5弱	5強

小国町	5弱	6強	4	3	4	5強
玉名市	6弱	5弱	4	4	6弱	5強
熊本市	7	5弱	5弱	4	6弱	5強
八代市	7	4	6弱	5強	5弱	5強
天草市	7	5強	5強	5強	5強	5強
人吉市	6弱	4	7	5強	4	5強
水俣市	6強	3	5強	6強	4	5強
芦北町	7	5弱	5強	6弱	5弱	5強

4 震度6以上の地震が発生した場合の一般的様相

(1) 家屋の倒壊、土砂崩れ及び家具類の落下等により人的被害が発生する。

※参考：新潟県中越地震における人的被害の要因

死者×40名

負傷者×約2,900名

* 地震のショック×32%

* 本人の転倒 ×38%

* 建物の下敷き ×25%

* 家具類の転倒、落下×20%

* 避難中の罹病 ×25%

* 屋外の落下物 ×16%

* 土砂崩れ等 ×18%

* ガラス ×14%

* その他 ×12%

(2) 土砂災害危険地域を中心に土砂崩れが多発するとともに、大規模な山腹崩壊が発生する危険性がある。

(3) 山間部の河川は、土砂崩れにより天然ダムができる可能性がある。

(4) 昭和56年5月以前に建築された木造家屋（市内木造家屋の約半数）の約50%は、倒壊する可能性が高い。

(5) ライフライン（電気・電話・道路・水道・下水道）の寸断により被害状況の把握、被災者の救出、消火活動、医療救護並びに迅速な生活支援は困難となる。

※被災者の救出は、自主防災組織及び消防団が主体となる。

(6) 山間部の集落は、道路の寸断により孤立する可能性がある。

(7) 火災が発生した場合、断水及び道路障害物等により初期消火が困難となり、延焼する可能性が高い。

※消火活動の主体は、自主防災組織及び消防団及び各企業が主体となる。

(8) 森林火災が発生した場合においても、初期消火の困難性から大規模火災となる危険性がある。

(9) 菊池川・合志川の河川沿いでは、液状化現象が起きる可能性がある。

(10) 大量の災害ゴミが発生する。

(11) マスコミの取材及び市民からの問い合わせが殺到する。

第3節 災害対応の体制 (防災交通課)

※震災対応マニュアル (共通編)

第1款 災害対応の全般体制

市域内において「震度4以上」又は「長周期地震動階級2以上」の地震が発生した場合、非常時の体制を早期に確立するため、職員の参集時間等を設けるとともに、被害情報の収集及び災害応急対策を実施するため、「菊池市情報連絡本部」(以下、「情報連絡本部」という。)又は「菊池災害警戒本部」(以下、「災害警戒本部」という。)若しくは「菊池市災害対策本部」(以下、「災害対策本部」という。)を設置する。

1 参集時間の設定 (勤務時間外及び休日等)

情報連絡本部、災害警戒本部、災害対策本部開設時の本部要員は、原則30分以内に登庁する。

ただし、居住地が市庁舎等から3kmを超える地域で、交通手段が徒歩に限定された場合、通常の通勤時間が30分を超える場合又は、安全を確保できない場合は、この限りではない。

2 長期(5日以上)休暇者の行動予定の把握

非常時の組織を機能的に運用すべき体制を維持するため

(1) 各人の行動予定の把握

各課・室等ごと行動計画を把握し、各部長等が全体を把握する。

(2) 行動計画で把握すべき項目

行動予定、宿泊(連絡)先、連絡手段等

3 設置基準

区分	設置時期	参集職員
情報連絡本部	・「震度4」又は「長周期地震動階級2」の地震発生(自動設置) ・県内の本市以外で「震度6以上」又は「長周期地震動階級4」の地震が発生した場合で本市が「震度3以下」又は長周期地震動階級1の場合(自動設置)	【本部長】 防災交通課長 【17名】 本庁 3名 各支所 2名 避難所運営班 8名
災害警戒本部	「震度5」又は「長周期地震動階級3」の地震発生(自動設置)	【本部長】 総務部長 【91名】 本庁 42名 各支所 11名

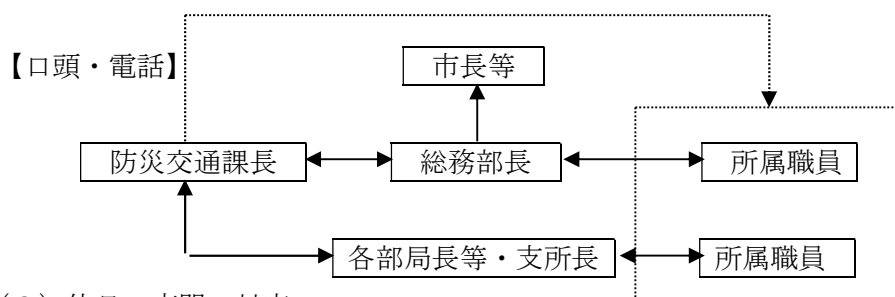
		避難所運営班 16名 (8箇所)
災害対策本部	「震度6以上」又は「長周期地震動階級4」の地震発生(自動設置)	【本部長】市長 【全職員】

※避難所の開設基準は「震度5以上」又は「長周期地震動階級3以上」の地震発生で被害の発生が予想される場合とする。

4 職員への連絡系統

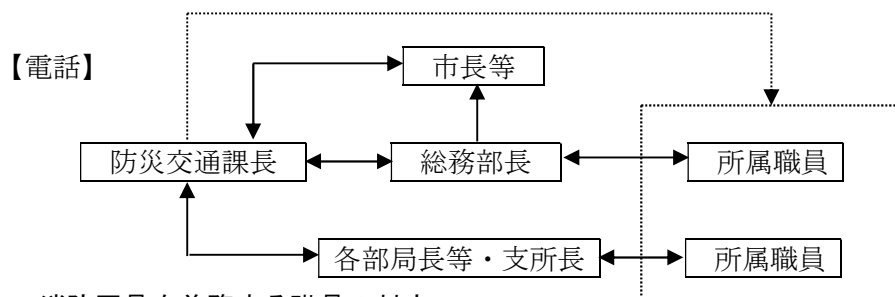
(1) 勤務時間内の対応

【庁内LAN・庁内放送】



(2) 休日、夜間の対応

【菊池市職員メール】



5 消防団員を兼務する職員の対応

消防団員を兼務する職員は、参集及び活動にあたり、情報連絡本部及び災害警戒本部の勤務要員を除き、消防団長の指示を優先する。

6 タイムラインの作成及び活用

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況(震災時)を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるとともに、関係機関と認識を共有し災害対応に万全を期す。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

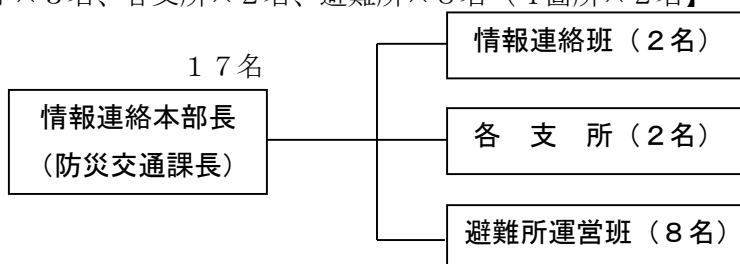
第2款 情報連絡本部の開設・運営

1 設置目的

関係機関と連携して被害情報等の収集並びに市民に対する警報伝達等を実施して、災害発生時の初動対応に万全を期す。

2 組織及び参集職員数

【本庁×3名、各支所×2名、避難所×8名（4箇所×2名）】



※ 本部長代理：防災交通課長の次級者

※ 情報連絡班の内訳は、防災交通課2名とする。ただし、感染症対策が必要な場合は保健師1名を情報連絡班に参集する。

※ 避難所運営班は、避難所を開設する場合に参集する。

※ 避難所を5箇所以上開設する場合は、避難所運営班を逐次追加参集する。

※ 本庁の人員（本部長以下3名）だけで体制をとる場合（Ⅰ型）

※ 各支所の人員を含めて体制をとる場合（Ⅱ型）

3 設置基準

- (1) 「震度4」又は「長周期地震動階級2」の地震が発生した場合（自動設置）
- (2) 県内の本市以外で「震度6以上」又は「長周期地震動階級4」の地震が発生し、本市が「震度3以下」又は「長周期地震動階級1」の場合（自動設置）

4 解除の判断・発令

被害情報の収集結果、市として応急措置の必要がないと防災交通課長が判断した場合、解除する。

5 主要業務

- 被害情報の収集
- 各支所の体制・対応確認
- 関係職員への連絡
- 関係機関との連絡調整
- 住民への情報伝達準備又は伝達

- 災害警戒本部の設置準備
- 避難所等の開設(避難が必要な場合(自主避難を含む。))

6 本部設置場所

市役所本庁舎 2階：203 会議室及び 204 会議室

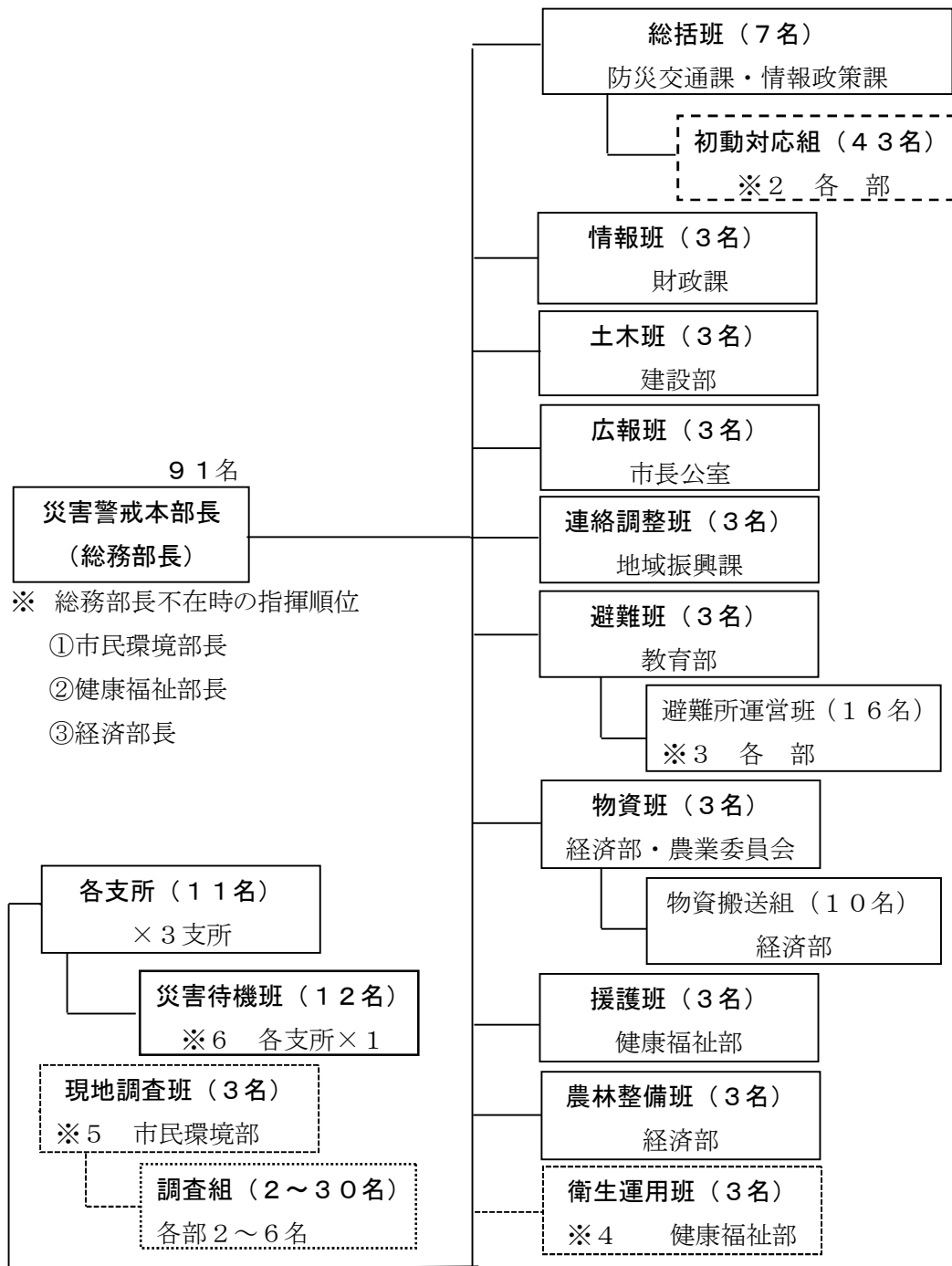
第3款 災害警戒本部の開設・運営

1 設置目的

被害情報の収集及び市民に対する対応措置の呼びかけ並びに関係機関との連絡調整等を実施して被害の最小化を図る。

2 組織及び参集職員

【総職員数91名】本庁×58名、各支所×11名（※1 編成）



※1 編 成

- 破線で示した班（衛生運用班、現地調査班）等を除く編成を災害警戒本部Ⅰ型とする。
- 破線で示した班（衛生運用班、現地調査班）等を含めた編成を災害警戒本部Ⅱ型とする。
- その他、状況に応じて、災害警戒本部長が、Ⅰ型・Ⅱ型を基本として、班の増・減をその都度示す。
- 初動対応組、支所の災害待機班、衛生運用班及び現地調査班・組の人員数は、警戒本部の当初の総職員数には含まない。

※2 初動対応組は各部の内数（本庁で運用する人員）で、災害警戒本部長が必要と認めた場合、速やかに編成され総括班長の指揮のもと現地の被害情報を収集する。（活動期間は発災後24時間程度とする。）

※3 避難所運営班は、情報連絡本部体制にあつては情報連絡本部長、災害警戒本部体制にあつては避難班長、災害対策本部体制にあつては教育対策部長の指揮の下で活動する。

※4 衛生運用班は、感染症等の脅威がある場合で、災害警戒本部長が必要と認めた場合編成する。

※5 現地調査班は、災害救助法の適用が見込まれる場合で、災害警戒本部長が必要と認めた場合編成する。

※6 支所の災害待機班の編成、参集

- 目的：支所の業務支援
- 編成：本庁職員をもって各支所の災害待機班を6コ班（1コ班2名）編成する。
- 参集：支所長の判断・指示による。
- 解除：災害警戒本部長と支所長の調整により解除の時期を決定する。

3 設置基準

「震度5」又は「長周期地震動階級3」の地震が発生した場合（自動設置）

4 解除の判断・発令

被害情報の収集結果、市として応急措置の必要がないと災害警戒本部長が判断した場合、解除する。

5 市幹部会議の開催

市幹部（市3役・各部署長・支所長・会計管理者等）による調整会議を開催して、市長が、幹部等に対して、被害調査の実施を指示する。この際、特に、市長が必要と認めた場合、その他の職員等（消防団長を含む。）を会議に参集する。

6 災害警戒本部長の任務

- 市長に対する状況報告
- 災害警戒本部体制に関する判断・決心
- 各班長に対する指示（業務の優先順位等）
- 消防団の招集に関する判断・決心
- 自主避難の呼びかけ、避難情報の発令に関する判断・決心
- 避難所の開設に関する判断・決心
- 災害対策本部の設置に関する判断・報告
- 部長調整会議開催の要否に関する判断

7 各班の主要業務

班	班 長	主 要 業 務
総 括 班	防災交通課長	<ul style="list-style-type: none"> ○全般状況の把握 ○本部会議の準備 ○消防団の招集、活動調整 ○県への報告及び関係機関との連絡調整 ○住民への情報伝達 ○自主避難の呼びかけ、避難情報の発令準備 ○避難所の開設指示（伝達） ○災害対策本部の設置準備 ○初動対応組の運用（活動時間：発災後24時間程度） ・発災直後の被害状況の把握、報告 ○本庁庁舎停電時の対応
情 報 班	財 政 課 長	<ul style="list-style-type: none"> ○地震及び気象情報の収集 ○被害情報等の収集 ○情報の集約・整理 ○情報の報告・通報
土 木 班	土 木 課 長	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害発生（被害）情報の収集 ○道路・堤防に関する被害情報等の収集 ○土砂災害発生時の応急措置 ○道路・堤防に関する応急措置 ○道路交通規制の実施及び警察署との連絡調整
広 報 班	市長公室長	<ul style="list-style-type: none"> ○報道機関の取材対応 ○ホームページ、安心メールなどでの情報発信 ○災害情報共有システム（Lアラート）の発信 ○上記メディアが使用できない場合

		<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への情報発信依頼 ・広報車を使った広報活動 ・簡易広報誌の発行
連絡調整班	地域振興課長	<ul style="list-style-type: none"> ○支所との連絡調整 ○各支所の対応状況等の把握・報告 ○総括班の業務支援
避難班	学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営に関する統制・調整 ○避難所運営班の指揮
物資班	農政課長	<ul style="list-style-type: none"> ○食料・生活必需品等のニーズの把握 ○物資の調達・リスト管理 ○物資（支援物資含む。）の受入・配分調整 ○物資の倉庫管理 ○関係機関との調整
援護班	福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者に対する情報伝達 ○避難行動要支援者の避難及び避難誘導
農林整備班	農林整備課長	<ul style="list-style-type: none"> ○農道、林道、ため池、農地等の被害調査 ○調査結果の集約・整理、報告
衛生運用班	健康推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症等に関する情報収集・整理・報告 ○感染症等に関する関係機関との連携 ○避難者・避難所等への衛生管理指導
現地調査班	税務課長	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の現地調査 ○調査結果の集約・整理、報告
各支所	支所長	<ul style="list-style-type: none"> ○支所管内の被害情報収集・報告 ○区長との連絡調整 ○住民に対する情報伝達 ○避難誘導等に関する消防団との調整 ○緊急時における避難情報の発令 ○避難所の開設・運営 ○救出・救助部隊の活動支援（受け入れ準備・活動調整） ○災害待機班の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・発災直後の被害状況の把握、報告 ・各種業務支援 ・その他支所長の命じる事項

8 本部設置場所

市役所本庁舎2階：203・204会議室

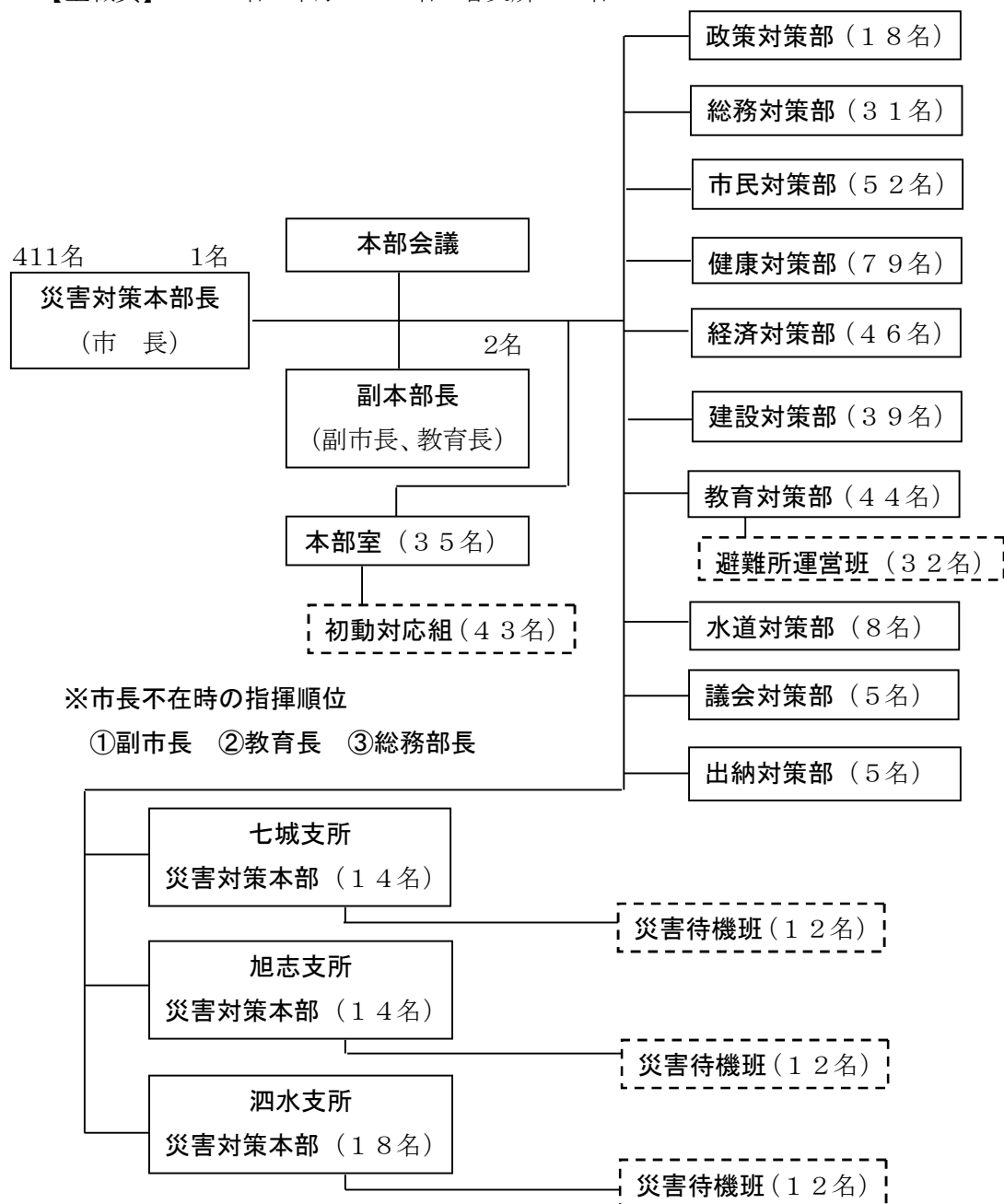
第4款 災害対策本部の開設・運営

1 設置目的

災害発生時における応急対策を迅速・的確に推進して被害の拡大防止を図るとともに、被災者の生活支援及び円滑な応急復旧に万全を期す。

2 組織及び参集職員

【全職員】 411名：本庁365名＋各支所46名



※災害対策本部Ⅰ型

本部、本部室及び各対策部の本部要員のみ（各対策部長判断）を参集する場合（全職員を集めない場合）

※災害対策本部Ⅱ型

全職員を参集する場合

※その他、状況に応じて、災害対策本部長が、Ⅰ型・Ⅱ型を基本として、人員・班等の増・減をその都度示す。

※職員数は、保育園・学校給食管理室調理職員・図書館専門委員・課付等を除いた数

※各対策部の人員は、初動対応組、災害待機班及び避難所運営班を含んだ数

※避難所を9か所以上設置する場合は、避難所運営班を逐次追加参集する。

3 設置及び解除の判断・発令

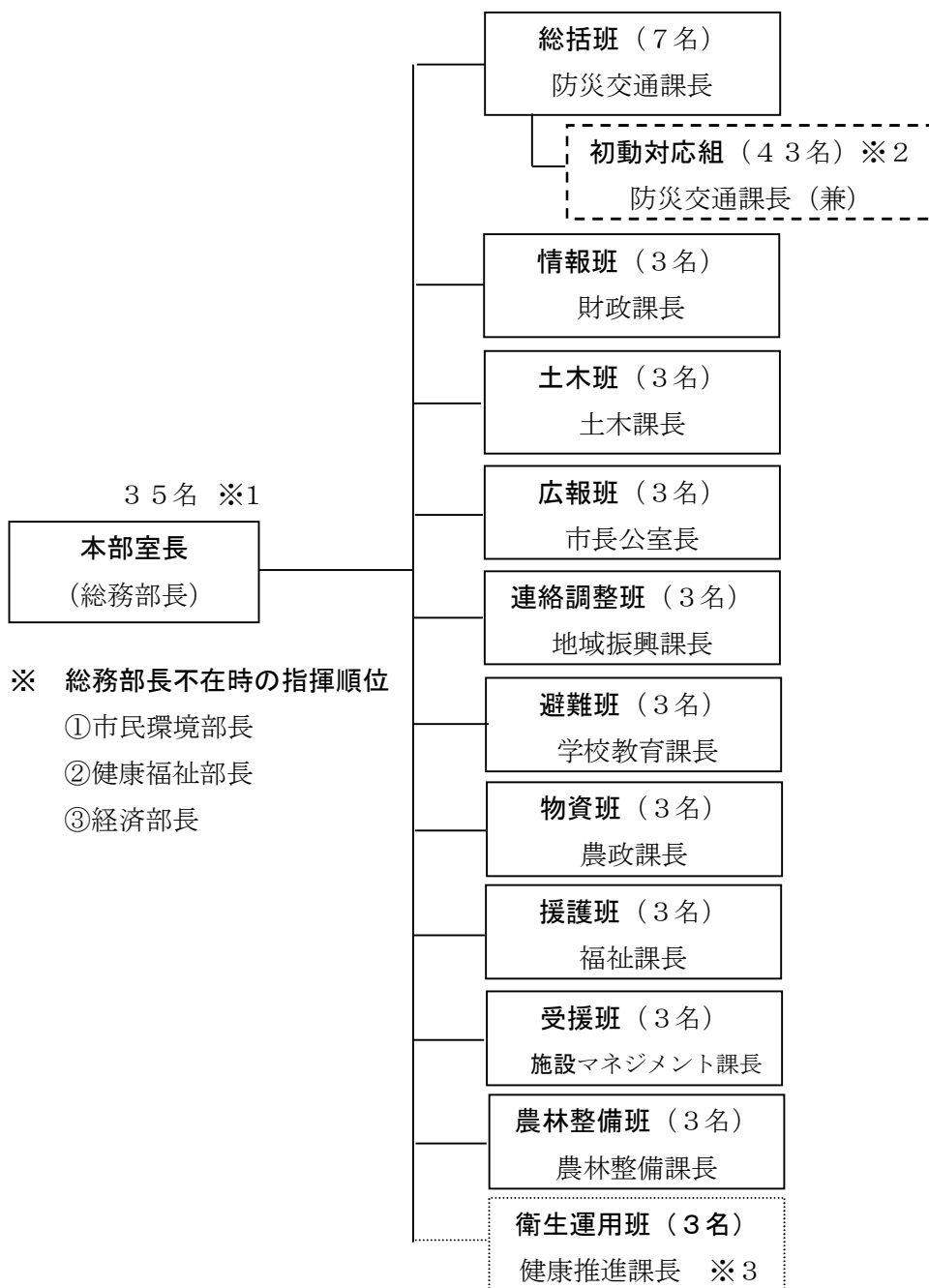
- (1) 「震度6以上」又は「長周期地震動階級4」の地震が発生した場合（自動設置）
- (2) 応急対策終了後に市長の判断により廃止又は災害復旧（興）本部・災害警戒本部に移行する。

4 各機関との連携

- (1) 菊池市消防団
 - ア 本庁に消防団指揮本部の開設を要請する。
 - イ 支所に方面隊指揮所の開設を要請する。
- (2) 連絡調整担当者の派遣要請

菊池警察署、菊池広域連合消防本部及び国土交通省九州地方整備局に連絡調整担当者（LO）の派遣を要請する。

5 本部室の編成



※1 本部室の人員は、初動対応組及び衛生運用班を除いた数

※2 初動対応組43名は、各部の差出し、復帰の時期は本部室長が指示する。

(活動時間：24時間程度)

※3 衛生運用班は、感染症等の脅威がある場合で、本部長が必要と認めた場合編成する。

6 本部室各班の主要業務

班(室)	班(室)長	主 要 業 務
本 部 室	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ○本部室各班の業務統制（優先すべき業務の指示） ○本部長に対する報告項目・時期の統制 ○災害対策本部会議の司会・進行 ○本部室を強化するための応援要請 ○本部長、副本部長行動予定表の作成調整 ○災害対策本部の設置・廃止に関する判断・報告
総 括 班	防災交通課長	<ul style="list-style-type: none"> ○本部会議の準備 ○本部長の指揮命令に関する準備 ○避難情報の発令 ○消防団の招集・運用 ○救助部隊（警察・消防・自衛隊）の派遣要請、受入準備、活動調整 ○防災行政無線、広報車等による住民への情報伝達 ○発災当初の現地被害調査 ○本庁庁舎停電時の対応
情 報 班	財政課長	<ul style="list-style-type: none"> ○地震及び気象情報の収集 ○被害情報等の収集 ○情報の集約・整理 ○情報の報告・通報
土 木 班	土木課長	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害発生（被害）情報の収集 ○道路・堤防・下水道に関する被害情報等の収集 ○通行可能道路の把握 ○土砂災害発生時の応急措置 ○道路・堤防に関する応急措置 ○道路交通規制の実施及び警察署との連絡調整
広 報 班	市長公室長	<ul style="list-style-type: none"> ○報道機関の取材対応 ○防災ナビ、ホームページ、安心メール等での情報発信 ○災害情報共有システム(Lアラート)の発信 ○災害写真の撮影・収集、災害記録の収集・整理 ○上記メディアが使用できない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への情報発信依頼 ・広報車を使った広報活動 ・簡易広報紙の発行 ・臨時災害FM局の設置検討

連絡調整班	地域振興課長	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長指示等の各対策部への伝達 ○各対策部、支所との連絡・調整 ○各支所の対応状況及び管内被害状況の収集整理、報告 ○総括班の業務支援 ○国・県からの視察対応、要望書の作成
避難班	学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営に関する統制、調整
物資班	農政課長	<ul style="list-style-type: none"> ○食料・生活必需品等のニーズの把握 ○物資の調達・リスト管理 ○物資（支援物資含む。）の受入・配分調整 ○物資の倉庫管理 ○関係機関との調整
援護班	福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者に対する情報伝達 ○避難行動要支援者の避難及び避難誘導
受援班	施設マネジメント課長	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内の受援ニーズの把握・調整 ○国・県等に対する応援職員の派遣要請及び受入 ○応援職員等に対する生活環境の確保
農林整備班	農林整備課長	<ul style="list-style-type: none"> ○農道、林道、ため池、農地等の被害調査 ○調査結果の集約・整理、報告
衛生運用班	健康推進課長	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症等に関する情報収集・整理・報告 ○感染症等に関する関係機関との連携 ○避難者・避難所等への衛生管理指導

7 各対策部の編成及び主要業務

(1) 各対策部の班編成は、各対策部長の計画による。

(2) 各対策部の主要業務

対 策 部	主 要 業 務
政策対策部 <ul style="list-style-type: none"> ・市長公室 ・地域振興課 ・情報政策課 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長・副本部長の行動調整（行動予定表等作成） ○国・県からの視察対応 ○情報システムの状態確認及び復旧 ○本部室及び各対策部・支所の応援
総務対策部 <ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・財政課 ・施設マネジメント課 ・人権啓発・男女共同参 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部室、各対策部・支所の応援 ○区長との連絡調整（支所管内を除く。） ○職員の配置、動員の調整 ○災害対応が長期にわたる場合の勤務時間の統制 ○動員職員の食糧確保

<p>画推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査委員事務局 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の罹災状況調査 ○県に対する応援職員の派遣要請及び受入準備 ○避難所における男女共同参画の視点の啓開
<p>市民対策部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民課 ・ 生活支援課 ・ 税務課 ・ 債権管理課 ・ 環境課 ・ 地籍調査課 	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ及びし尿処理、仮設トイレの設置 ○防疫対策 ○被害調査に関する業務の総括 ○住家に関する被害調査の実施 ○情報・相談窓口の開設 ○罹災証明書の発行 ○被災者台帳の作成、安否情報の提供 ○被災者に対する市税の減免、徴収猶予
<p>健康対策部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉課 ・ 子育て支援課 ・ 高齢支援課 ・ 健康推進課 ・ 保険年金課 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護に関する業務の総括 ○避難所等の応急医療 ○救護所の開設、救護班の編成・派遣 ○避難行動要支援者の避難誘導、搬送、収容 ○入浴対策 ○災害救助法の適用申請 ○日赤・医療機関等との連絡調整 ○義援金 ○遺体の収容、埋葬等 ○災害ボランティア ○炊き出しに関する業務の総括 ○所管施設等の被害状況調査 ○感染症予防、感染症発生時の防疫活動 ○食品衛生管理
<p>経済対策部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農政課 ・ 農林整備課 ・ 商工振興課 ・ 観光振興課 ・ 農業委員会事務局 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料・生活必需品等物資に関するニーズ把握、配分業務の総括 ○食料品の確保・供給 ○観光客・宿泊客の避難、帰宅（帰国）支援 ○輸送荷役業者との連絡調整 ○農作物・家畜等の災害応急対策 ○所管施設等の被害状況調査 ○罹災商工業者、農林畜産業者に関する金融対策 ○農業用施設等の災害対策

建設対策部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木課 ・ 都市整備課 ・ 地域開発推進室 ・ 下水道課 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路・橋梁・堤防の被害情報の収集及び応急対策 ○土砂災害の情報収集及び応急対策 ○道路交通規制 ○救出・救助機械の調達、労務の供給等 ○応急仮設住宅の設置 ○下水道の応急対策 ○所管施設等の被害状況調査
教育対策部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育課 ・ 学校給食管理室 ・ 生涯学習課 ・ 文化課 ・ 菊池市公民館 ・ 菊池市立図書館 ・ 社会体育課 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営に関する業務の総括 ○避難所運営班の指揮 ○各避難施設のニーズ把握業務の総括 ○所管避難施設の開設・運営 ○児童生徒の避難 ○児童生徒の応急教育対策 ○給食センター・小中学校での炊き出し ○所管施設等の被害状況調査
水道対策部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道課 	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水の確保・供給 ○給水応援部隊の活動調整 ○水道施設の被害状況調査 ○水道施設の応急復旧
議会対策部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会事務局 	<ul style="list-style-type: none"> ○議会事務局の事務分掌に係る災害対策 ○議会関係機関の視察等に関すること
出納対策部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計課 	<ul style="list-style-type: none"> ○義援金などの保管 ○災害に関する支出
<ul style="list-style-type: none"> ☆七城支所 災害対策本部 ☆旭志支所 災害対策本部 ☆泗水支所 災害対策本部 	<ul style="list-style-type: none"> ○支所管内の被害情報収集、報告 ○区長との連絡調整 ○住民に対する情報伝達 ○避難誘導等に関する消防団との調整 ○緊急時における避難指示・緊急安全確保の発令 ○避難所の開設・運営 ○救出・救助部隊の活動支援（受入準備・活動調整等） ○災害待機班の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発災直後の被害状況の把握、報告 ・ 各種業務支援 ・ その他支所長の命じる事項

8 本部室の設置場所

市役所本庁舎2階:203・204会議室

9 災害対策本部会議

(1) 実施要領 (一例)

【本部室長の司会進行により実施】

- | |
|--------------------------------|
| 1 会議の目的等 |
| (1) 目的 |
| (2) 指針 |
| (3) 業務の焦点 |
| 2 気象状況：情報班 |
| (1) 天候・気象 |
| (2) 気象が復旧活動等に及ぼす影響 |
| 3 被害状況及び今後の被害予測：情報班、土木班、農林整備班 |
| (1) 被害状況 |
| ア 人的被害 |
| イ 物的（土地・建物・道路・河川・堤防・土砂・下水道等）災害 |
| (2) 今後の被害予測 |
| ア 余震等による被害の拡大予測 |
| イ ライフラインの被害予測 |
| 4 避難状況：避難班 |
| 5 現在まで処置した事項：総括班 |
| 6 各対策部等及び各機関等の対応状況：各部・各機関等 |
| 7 今後の行動方針：総括班 |
| 8 統制・調整事項：総括班 |
| 9 副本部長指導 |
| 10 本部長指導 |
| 11 連絡事項（次回の会議予定等）：総括班 |

(2) 関係機関等に対する災害対策本部への参加要請

- 消防団長
- 北消防署
- 菊池警察署
- 菊池川河川事務所（山鹿出張所・竜門ダム）
- 自衛隊等応援部隊の指揮官（到着後）
- 社会福祉協議会（状況により）

(3) 各支所長の災害対策本部会議への参加は、災害対策本部長から参加指示のある場合のみとする。

(4) 本部会議の報道陣への公開

会議終了後、別示する時間・場所において会議結果を広報する。

第5款 支所の体制

※各支所災害対応マニュアル

1 情報連絡本部体制

(1) I型

情報連絡本部要員は、自宅待機

(2) II型

支所長は職員2名を登庁させ、管内の情報収集、本庁との連絡調整並びに支所災害警戒本部の開設準備を実施させる。

2 災害警戒本部体制

(1) 支所長は10名の職員を参集するとともに、自ら登庁し支所災害警戒本部を指揮する。

(2) 支所長は、本庁との連絡調整を指導するとともに、重要な事項については、自ら直接報告・調整する。

(3) 支所職員の更なる参集並びに本庁職員をもって編成する災害待機班の参集は、支所長の判断・指示による。

(4) 支所災害警戒本部の組織・業務分担は、支所長の計画による。

(5) 支所長は、住民に対して必要な情報を適時に伝達するとともに緊急を要する場合は、「避難指示又は緊急安全確保」を発令し安全な施設への避難や、命の危険から安全を確保させる。

3 災害対策本部体制（I・II型共通）

(1) 支所長は、全職員を参集するとともに、支所災害対策本部を指揮する。

(2) 支所長は、本庁との連絡調整を指導するとともに、重要な事項については、自ら直接報告・調整する。

(3) 支所災害対策本部の組織・業務分担は、支所長の計画による。

(4) 職員の応援が必要な場合は、本庁災害対策本部室長に要請する。

(5) 住民に対して必要な情報を適時に伝達するとともに、緊急を要する場合は、「避難指示又は緊急安全確保」を発令し、安全な施設への避難や、命の危険から安全を確保させる。

(6) 救出・救助部隊が管内で活動する場合は、本庁災害対策本部室長の指示により受入準備、活動調整等を実施する。

(7) 災害対策本部会議には原則として参加せず、支所災害対策本部の指揮を継続する。（本部会議への参加が必要な場合は、本部長が指示する。）

第6款 停電時の対応 (防災交通課・施設マネジメント課・市民環境部)

1 本庁舎停電時の状況

区 分	停 電 時 の 状 況
※ 自家発電機の作動	停電発生より、40秒以内に作動
① 照明可能な部屋	全執務室
② 使用可能なパソコン	電算室・災害対策本部本部室及び各執務室の非常用電源使用可能として指定されたPC
③ 電話	すべて使用可能
④ 準備している公用携帯の機数	10台
⑤ 準備している衛星携帯の機数	—
⑥ 防災行政無線	使用可能
⑦ 庁内放送	使用可能
⑧ 使用可能な水道	本庁舎内すべて (高架水槽分)
⑨ 使用可能なトイレ	本庁舎内すべて (高架水槽分)

2 自家発電機の能力及び運転継続措置

(1) 自家発電機の能力

ア タンク容量4,000L (A重油) であり、約3日間の発電が可能

イ 定格出力：240kw 定格電圧：220V 製造年月日：2016年 (平成28年11月)

(2) 運転継続措置

ア 燃料の確保

ガソリンスタンド等によりA重油を調達

(A重油の確保が困難な場合は、九州電力株式会社に電源車の出動を要請する。)

イ 点検・整備 毎週1回、自動試験運転を実施

ウ 担 任：施設マネジメント課・防災交通課

3 通信の確保

(1) 使用可能な手段により各支所並びに関係機関等との通信を確保する。

(2) 県との通信が確保できない場合は、菊池警察署又は菊池広域連合北消防署の保有する通信手段を活用する。

(3) 関係機関及び特定地域との通信が途絶した場合、本部室長又は各対策部長の指示により連絡員を派遣する。

(4) 県、市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予

防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

4 仮設トイレの準備

- (1) 庁舎近傍に仮設トイレを準備する。
- (2) 担任：市民対策部

第4節 情報活動 (財政課)

※震災対応マニュアル (共通編)

1 方針

被害の最小化並びに適時適切な応急対策実施のため被災情報等の速やかな収集、集約・整理並びに情報伝達を実施する

2 情報収集の重点

収 集 項 目	情報連絡本部 の設置段階	災害警戒本部 の設置段階	災害対策本部 の設置段階
○地震情報・気象情報	←		→
○土砂災害発生情報		←	→
○住家等建物倒壊情報		←	→
○火災発生情報		←	→
○人的被害	←		→
○道路・橋梁被災状況		←	→
○避難施設・避難経路		←	→
○住民避難状況	←		→
○避難行動要支援者の状況	←		→
○本庁・支所被害状況		←	→
○停電・断水状況		←	→
○公的施設被害状況		←	→
○農林・商工業等被害		←	→
○新型コロナウイルス感染症等発生状況	←		→

3 市役所職員による情報収集

(1) 情報収集活動段階における情報連絡班の編成

	編 成	収集項目等の指示
情報連絡本部体制	情報収集班×1コ班(2名)	情報連絡本部長
災害警戒本部体制	情報収集班×3コ班(6名)	災害警戒本部長

※収集項目等は、①緊急度の高いもの②情報が不足するものを考慮して決定する。

※共通編 震災対応マニュアル 災害待機班の編成及び勤務要領

(2) 支所との連携

災害警戒本部の設置に伴い、各支所と連携し、管内の被害状況及び支所の対応状況等について報告させる。

(3) 情報共有システムの活用

県及び市は、防災情報共有システム(県防災情報ネットワークシステムや県統

合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。) を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報共有化を図るものとする。

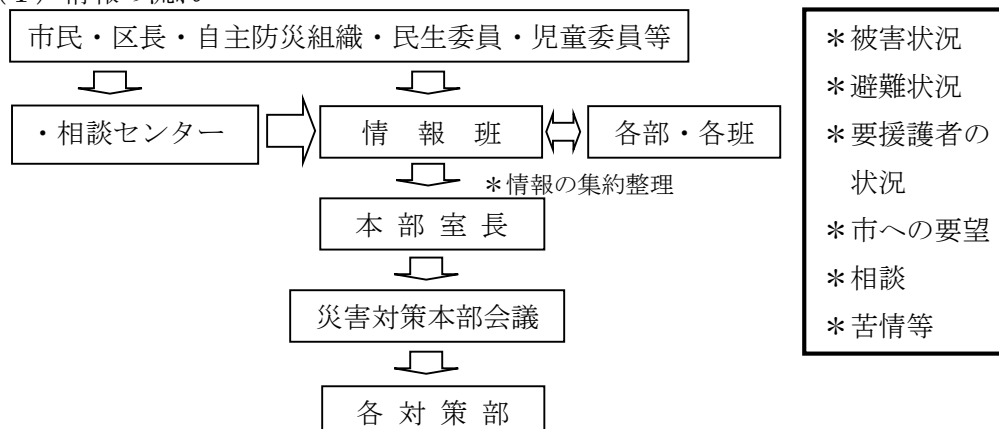
4 関係機関等からの情報収集

機 関 名	収集担任	手 段	収 集 項 目
消防本部（北署）	総括班	電話・L O	○人的被害 * 応急救護 ○住民避難 * 火災情報
消防団	〃	電話	○人的被害 * 家屋倒壊 ○火災発生状況 ○土砂災害 * 住民避難 ○道路等ライフライン状況
菊池警察署	総括班 土木班	電話・L O	○人的被害 * 道路 ○交通規制 * 住民避難
熊本県	総括班	電話	○被害発生情報
菊池地域振興局	〃	電話・L O	○管内被害 * 県の対応情報
第42即応機動連隊	〃	電話・L O	○被害情報 * 対応状況
熊本地方気象台	情報班	電話・T V	○気象・地震情報
菊池川河川事務所	土木班	電話・L O	○河川情報 * 道路被害情報
竜門ダム管理事務所	情報班	電話	○ダム施設の被害状況
九電大津営業所	〃	電話	○停電・復旧情報
N T T 菊池営業所	〃	電話	○電話復旧情報
菊池市管内の郵便局	〃	電話	○住民情報 * 道路被害情報
報道機関	広報班	T V・ラジオ	○被害情報 * 避難情報

注：L Oとは、「各機関の連絡調整担当者」を指す。

5 市民から通報された情報の流れ

(1) 情報の流れ



(2) 画像情報の収集

携帯電話のカメラ機能等を活用し、積極的に画像情報を収集するためあらかじめ専用のメールアドレス等を定めておく。

6 情報の集約・整理

(1) 情報の集約は、適時性を重視する。

(2) 集約・整理すべき項目

ア 被害状況

- 人的被害
- 物的（住家・道路・橋梁・河川）被害
- 火災発生状況
- 土砂災害発生状況
- ライフライン被害
- 学校等公的施設被害

イ 地震情報及び気象情報

ウ 住民の避難状況

エ 本部室における集約情報の掲示

- ◎ 本部長指示事項
- 主要措置一覧表
- 関係機関との連絡調整状況
- その他、本部室、各対策部並びに関係機関が共有すべき情報

7 情報の伝達

住民への情報伝達では、PUSH型とPULL型の双方を組み合わせることで通信の多様化、多重化を図る。

伝達手段	区分	担 任	停 電 時 の 伝 達	
			発信（市役所）	受信（住民）
防災行政無線	PUSH	* 防災交通課（総括班） * 各支所	○	○
ホームページ	PULL	* 市長公室（広報班）	○	△
携帯安心メール	PUSH	* 市長公室（広報班）	○	○
災害情報共有システム（Lアラート）	PULL	* 市長公室（広報班）	○	×
広報車・職員派遣	PUSH	* 防災交通課（総括班） * 各支所	○	○

報道機関	PULL	* 市長公室（広報班）	○	△
警察・消防署	PULL	* 防災交通課（総括班）	○	○

8 情報伝達手段の整備

市は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、IP通信網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

また、市は、過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、その地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進めるものとする。

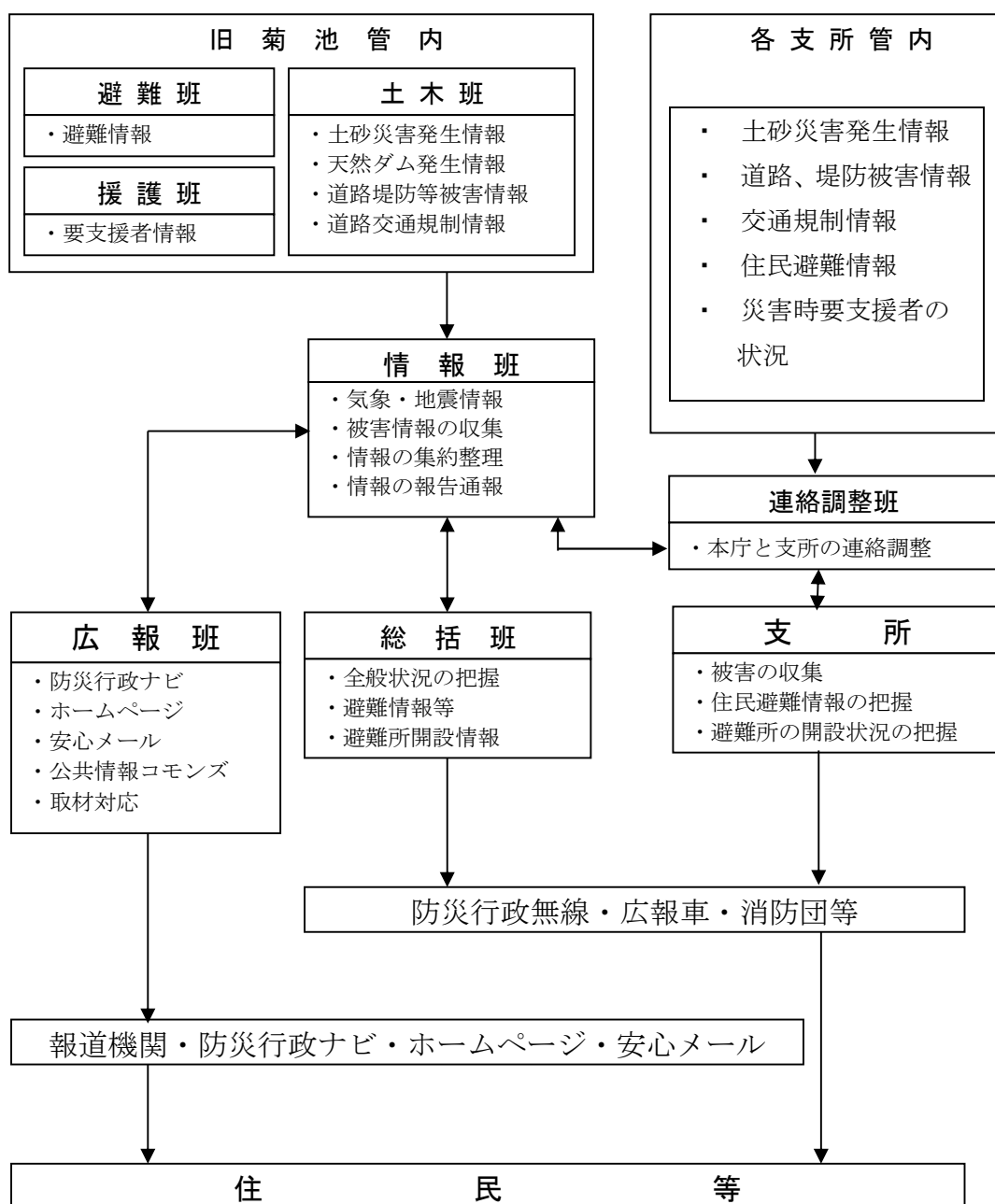
第5節 広報計画 (市長公室)

※震災対応マニュアル (共通編)

1 方針

- (1) 市は、住民の安全確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するため広報活動を実施する。
- (2) この際、人的被害発生の危険性が高い地域の住民に対する情報伝達を最も重視して被害の未然防止に努める。

2 業務の体系



3 広報すべき内容

段 階	広 報 す べ き 内 容
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none">○地震情報○災害状況速報の発表（発生時刻、地域、被害の程度）○自主避難の呼びかけ○避難所開設及び住民の避難状況○避難情報等、避難経路、避難誘導○交通規制の状況○市の体制、対応方針、措置事項○2次災害の危険性○住民の対応要領
応急対策期	<ul style="list-style-type: none">○被害詳報の発表○住民の避難状況○安否情報○生活関連情報（衣食住、医療、ゴミ処理等）○応急復旧の方針、重視事項、作業予定等○生活再建関連情報（仮設住宅、医療、教育等）

4 広報に当たっての留意事項

- (1) 避難行動要支援者及び土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、医療施設等への確実な伝達
- (2) 区長等との緊密な連携
- (3) 在日外国人、訪日外国人及び旅行者への配慮
- (4) 被災者のニーズ把握と適時の回答

5 報道機関の取材対応

- (1) 情報連絡本部体制においては、防災交通課で対応する。
- (2) 災害警戒本部の設置以降は、広報班で対応する。
- (3) 報道機関（記者・カメラマン等）の本部室への立ち入りは禁止する。
- (4) 本部会議の取材は、必要に応じて時間を統制する。
- (5) 報道機関のニーズに応えるため被害情報等の発表時間を予告するとともに要約資料を掲示または配布する。
- (6) 必要に応じ、報道機関の待機場所を指定する。

第6節 住民の避難 (防災交通課・教育部・健康福祉部・各部・各支所)

※震災対応マニュアル (共通編)

※避難所の開設・運営マニュアル

※菊池市災害時要援護者支援計画

1 住民避難の目的

市民への人的被害の発生又はその恐れがある場合、速やかに危険を予察して市民の生命・身体の安全確保を図る。

2 達成目標

被害を受けた地域、及び土砂崩れ等の2次被害の可能性がある地域に所在する住民の速やかな避難の完了を図る。

3 避難行動の理解

市は、国、県、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、災害危険個所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- (1) 避難場所、避難路等災害に関する総合的な資料として、図面表示等で取りまとめた、防災マップ、タイムライン、地震災害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。
- (2) 避難情報等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとることの重要性を理解させる。

4 避難所の開設

災害の発生又はその恐れがある時、市民等の安全確保又は被害が復旧されるまでの間、住家を失った市民が臨時に生活を行う場として避難所を開設する。

5 避難誘導體制の整備

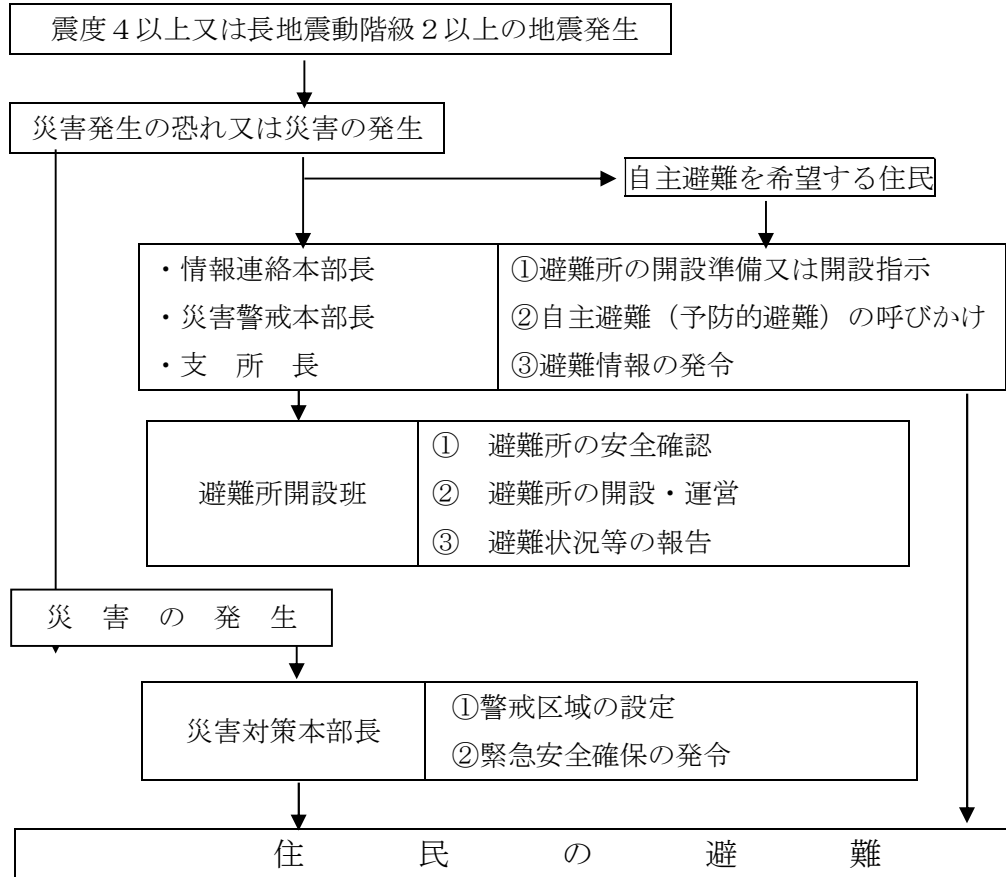
- (1) 市は、避難情報等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等、警戒避難体制をあらかじめ計画する。この際、地震によるがけ崩れ、地すべりや落石等による天然ダム湖の発生と同時に、大雨や台風等による土砂災害等の複合的な災害が発生することを考慮する。
- (2) 市は、地域における自助・共助の推進について、地震などの災害に備え、住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン(防災行動計画)」の普及をはじめとして市民や事業者に対して啓発を行う。

※資料編 マイタイムライン

6 避難行動要支援者に対する配慮

- (1) 情報伝達、避難行動に制約がある避難行動要支援者は、近隣住民や自主防災組織等が直接、避難を呼びかけ住民の介助のもと安全な場所に避難させる。
- (2) 市は、消防、警察、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係者等の協力を得て避難行動要支援者の避難誘導に当たる。
- (3) 被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に、外国人にも十分配慮する。

7 業務の体系



8 在宅及び車中泊等の避難者対応

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや区長、民生委員・児童委員、住民及び大規模店舗等からの情報（避難所外避難者数・状況等）提供が得られるよう事前に対応を協議する。

9 自主避難の呼びかけ及び避難情報等

(1) 発令の意図

区分	発令の意図（住民に求める行動）
緊急安全確保	○命の危険 直ちに安全確保！ ○指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。
避難指示	○危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。

自主避難の呼びかけ	○災害発生の可能性があり、危険を回避するため土砂災害危険地域等の住民に時間的余裕をもって自主的な避難を促すもの（予防的避難）
-----------	--

※立ち退き避難とは、自宅・施設等においては、命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること

※屋内安全確保とは、地震の揺れ等に対して、災害リスク等のある区域等に在する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の土砂災害警戒区域等を確認し、崖から離れた2階の部屋等への垂直避難等により、計画的に身の安全を確保すること。

(2) 発令基準

区分	予測される被害
緊急安全確保	○土砂崩れが発生した場合 ○土砂崩れが発生直前、または未確認だが既に発生している蓋然性が高い場合
避難指示	○当該地域又は周辺地域で土砂災害の発生又は前兆現象が報告された場合 ○家屋倒壊の危険性が高い場合 ○延焼の危険性が高い場合 ○天然ダム決壊の危険性が高い場合
自主避難の呼びかけ	○土砂災害の発生が予測される場合 ○家屋倒壊の危険性がある場合 ○延焼の危険性がある場合 ○天然ダム決壊の危険性がある場合

※避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切な判断に努める。

(3) 避難情報の内容

ア 避難情報の発令対象地域

イ 避難経路及び避難先

・危険地域に所在する避難所については、必要に応じて新たな避難所を指定する。

ウ 避難時の服装・携行品等

エ 避難行動における注意事項

10 避難誘導

(1) 市は、警察署、消防署、消防団、区長、民生委員・児童委員、自主防災組織等

の協力を得て住民の避難を誘導する。

- (2) 市は、避難行動要支援者名簿をあらかじめ作成するとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、区長等に要請して避難誘導を行う。
- (3) 市は、指定緊急避難場所、避難路等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。
- (4) 市は、災害に伴う大規模な立ち往生が発生した場合には、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

1 1 警戒区域の設定

設定権者及び設定の要件、内容

設定権者	設定の要件、内容（根拠法令）
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要がある場合は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立ち入りを制限もしくは禁止し又は当該地域からの退去を命ずることができる。 (災害対策基本法63条)

1 2 避難所の運営・管理

(1) 方針

- ア 市は、各避難所の適切な運営・管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織を、避難所運営については、専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。
- イ 市は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。
- ウ 市は、マニュアルの作成・訓練等を通じて、避難所の運営・管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が

- 主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処に努めるものとする。
- エ 市は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。この際、避難所における安全性の確保や利用しやすい相談体制の構築など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- オ 市は指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（非常用電源、ガス設備、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
- カ 避難所の安全性、生活環境及び管理体制の総点検を実施して、指定避難所及び指定緊急避難場所として指定する。
- キ 関係機関の協力を得て、必要に応じ災害の種類に応じた避難場所を適宜指定する。

(2) 運営管理における留意事項

- ア 市は、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策（避難所における避難者の過密抑制など）の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- 特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とまらない環境の確保に留意すること、併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。
- イ 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保に努めるものとする。
- ウ 市は、感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線を確認しておくとともに、感染症が発生・拡大した場合の対応を含め、防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用に努めるものとする。
- エ 市は、感染症の自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部署は、防災担当部署に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- オ 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐた

め、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

カ 市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定することができる。

キ 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

ク 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ケ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

コ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

サ 市は、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

シ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

ス 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

セ 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ソ 市は、指定避難所等の周知を図るため、標識を設置する。この際、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するものとする。

(3) 各避難所に対する職員の配置

各避難所に2名以上の職員を配置する。この際、女性や要支援者への対応を考慮し、努めて女性職員を含めるものとする。

(4) 避難所統括責任者の役割

- 開放区域、要支援者専用室、事務室等の設定
- 乳幼児のいる家庭用エリアの確保
- 単身女性や女性のみで世帯用エリアの確保
- 利用しやすい相談体制の構築
- 避難者名簿、避難所運営記録の作成
- 避難者の把握、報告
 - ① 施設の安全性、機能等
 - ② 避難者の状況
 - ③ 傷病者の状況
 - ④ 要介護者の状況
 - ⑤ 必要な食料・物資の把握、供給要請
 - ⑥ その他緊急の対応を要する事項
- 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(5) 教職員の役割

学校に避難所が開設された場合、次の避難所運営業務に従事する

- 施設等開放区域の明示
- 避難者の誘導
- 避難者名簿の作成
- 情報連絡活動
- 救援物資の保管、配分
- ボランティアの受入
- 炊き出しの協力
- 避難所自治組織づくりの協力
- 要介護者、傷病者への対応

(6) 住民等の役割

避難所統括責任者と連携して避難所自治組織のリーダーを選出するとともにリーダーのもとで避難所の運営をサポートする。

- 運営方針、生活ルール決定
- 食料・物資の配布、炊き出し協力

- 情報の伝達
- 避難者ニーズの把握、報告
- ごみの管理、トイレ清掃
- 秩序の保持

13 広域避難

- (1) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定避難所及び指定緊急避難場所を近隣市町村に計画する。
- (2) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- (3) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (4) 県、市及び関係機関（指定行政機関、公共機関）は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

第7節 避難行動要支援者に対する応急対策 (健康福祉部)

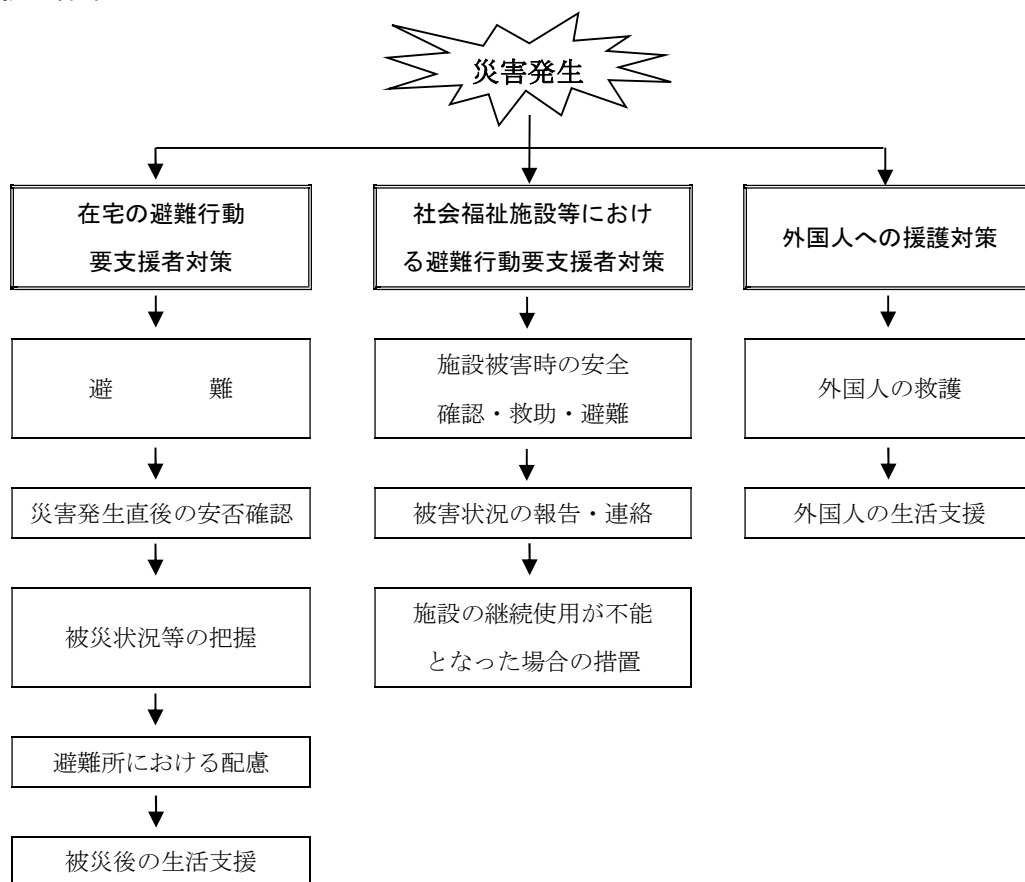
※菊池市災害時要援護者支援計画

※健康対策部 災害対応マニュアル

1 方針

- (1) 災害時に必要な情報の把握が困難であり、自らの行動等に制約のある災害時要支援者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階におけるニーズを考慮し、きめ細やかな支援策を実施する。
- (2) 市は、県及び避難行動要支援者の身近にいる地域住民、関係団体、並びに社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等」という。)との協働のもと支援を行う。なお、熊本県と熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」も活用し、「災害時における要配慮者等への宿泊施設提供事業マニュアル」に基づき、災害救助法の適用を受ける災害の発生により、「災害時における要配慮者等への宿泊施設提供事業」の円滑かつ迅速な実施に努めるものとする。

2 業務の体系



3 避難情報の伝達

- (1) 市は、地震による被害発生のあるときは、予防的避難の呼びかけ又は、避

難指示、緊急安全確保を発令し、市が定める避難支援計画（個別避難計画）に基づき、避難行動要支援者に対し確実に情報を伝達する。

- (2) 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災等に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (3) 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 在宅の避難行動要支援者対策

(1) 避難誘導等

ア 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部署や福祉担当部署など関係部課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者が居住する地域の災害想定危険度等を考慮の上、短期的には優先度の高い者から作成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 市は、地震による災害が発生して住民の避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難誘導等が、個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

ウ 近隣住民、自主防災組織（自治会）等は、避難行動要支援者の避難行動に協力するものとする。

エ 避難誘導にあたっては、要支援者の特性（身体等）を考慮し適切な誘導を行う。

オ 市は、避難行動要支援者が居住する地区において、個別避難計画が作成されていて、地区防災計画を定める場合または、地区防災計画が定められていて、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、既存の個別避難計画または、地区防災計画で定められた内容を前提とした、避難支援の役割分担及び支援内容等を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

カ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者

への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

キ 市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

ク 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(2) 避難行動要支援者情報の取扱い

市は、地域防災計画に定めるところにより、消防本部、消防団、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(3) 災害発生直後の安否確認

市は、近隣住民、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい者福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者等について、避難所等への収容状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

(4) 被災状況等の把握

市は、避難所や避難行動要支援者について、避難住民、区長、民生委員・児童委員、サービス事業所等の協力を得て、次の事項を把握する。

- 避難行動要支援者の身体及びメンタルヘルスの状況
- 家族（介護者）の有無及びその被災状況
- 介護の必要性
- 施設入所の必要性
- 日常生活用具(品)の状況
- 常時服用している医薬品等の状況
- 食事（栄養）の状況
- その他避難生活環境等

(5) 避難所における配慮

ア 市は、避難行動要支援者及び医療的ケアを必要とする者等に配慮した避難スペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 福祉施設職員等の応援体制を構築し、可能な限り福祉避難所を設置し、避難行

動要支援者を避難させる。

(6) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

(ア) 市は県と連携し、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

(イ) 県内の施設で対応できない場合、近隣県又は国に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

イ 相談体制の整備

(ア) 市は県と連携し、被災した避難行動要支援者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

(イ) 情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子利用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

(ア) 市は、県の指導・助言を受け、在宅の避難行動要支援者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具（品の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

(イ) 市は、被災した避難行動要支援者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

5 社会福祉施設等における応急対策

(1) 被災状況等の把握、入所者の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに防災活動隊を編成し、入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに入（通）所者の不安解消に努める。

イ 入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じて菊池広域連合消防本部へ救助を要請する。

ウ 施設長は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所）等を選択し、避難誘導等を行う。

エ 夜間又は休日等で、在施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被災状況の連絡・報告

ア 施設長は、入（通）所者及び施設の被害状況を市及び県等に報告し、必要な措置を要請する。

イ 保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の継続使用が困難となった場合の措置

- ア 施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、市又は県を通して他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引き取り等の手続きを講じる。
 - イ 市は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設を斡旋する。
- (4) 要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源を確保するよう努めるものとする。

6 外国人居住者に対する援護対策

(1) 外国人居住者に対する援護

市は、地域の自主防災組織（自治会）やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人居住者に対する生活支援

ア 外国人への情報提供

市は、県と連携し、報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設等に関する情報を提供する。

イ 相談体制の整備

市は県と連携し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第8節 安否情報の提供等 (市民環境部・各部)

※市民対策部 災害対応マニュアル

1 方針

親類縁者、勤務先の関係者等に被災地に所在していた者の安否を知らせ、精神の安寧を図るとともに同居親族の生活再建や被災者の援護等を実施するための基礎とする。

2 安否情報の提供等

(1) 被災者の安否情報について照会があった場合は、次の事項を明らかにさせるものとする。

- 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- 照会をする理由

(2) 照会者の本人確認方法

本人確認のため次のいずれかの書類の提示を求める。

- 運転免許証
- 健康保険の被保険者証
- 外国人登録証明書
- 個人番号カード
- その他照会者が本人であることを確認するに足りるもの

(3) 安否情報の提供範囲

ア 被災者と同居の親族の場合

- 被災者の居所
- 負傷若しくは疾病の状況
- 連絡先
- その他安否の確認に必要な情報

イ 被災者と別居の親族又は職場の関係者等

負傷又は疾病の状況

ウ 被災者の知人等

保有している安否情報の有無

3 被災者台帳の作成

(1) 被災者台帳の作成に当たっては次に掲げるものを記載する。

- 電話番号その他
- 世帯の構成
- 罹災証明書の交付の状況

○ 被災者本人が台帳情報を市町村以外の者に提供することに同意している場合はその提供先

○ 台帳情報を提供した相手

○ その他被災者の援護に監視が必要と認めるもの

(2) 被災者台帳情報の提供

ア 被災者本人に対し提供することができる。

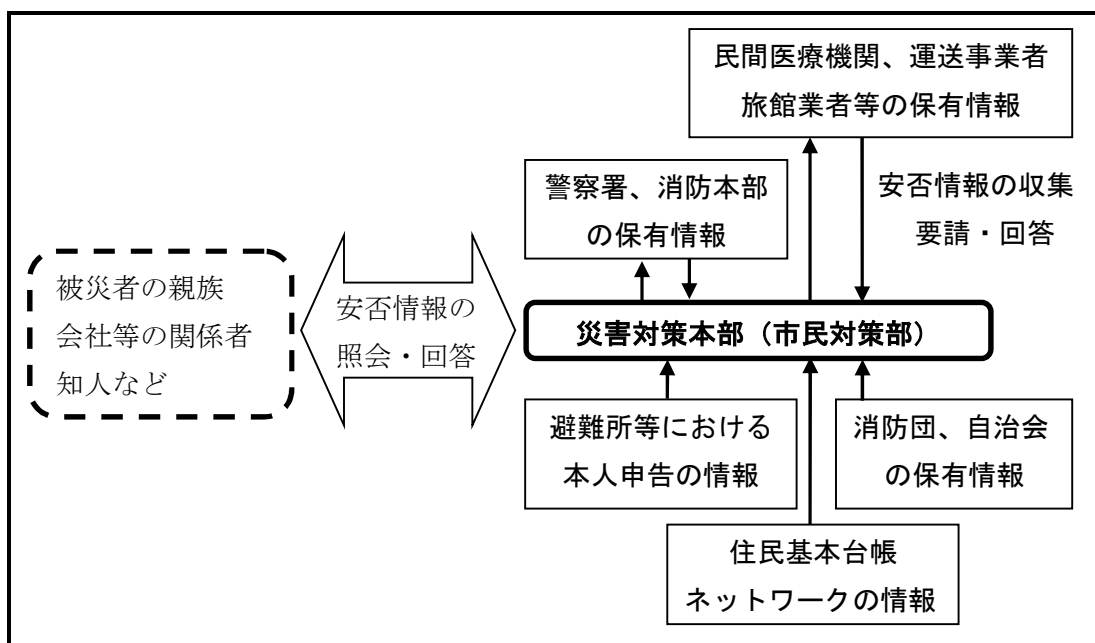
イ 被災者本人が同意した者へ提供することができる。

ウ 関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者（NPO等が想定される）に対して、被災者に関する情報を提供する際は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出させる。

- 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- 情報を受けようとする台帳情報の範囲
- 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外のものが含まれる場合には、その使用目的
- 台帳情報の提供に関し、市長が必要と認める事項

4 被災者情報の収集

(1) 被災者情報の収集及び回答は次のとおり行う。



(2) 安否情報の回答に当たっては、不当な目的によるものと認めるとき又は知りえた事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは回答しない。

第9節 救出活動（防災交通課・健康福祉部・各部）

※震災対応マニュアル（共通編）

1 方針

- (1) 市、消防機関並びに警察機関は、災害のため生命・身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者に対する捜索・救出活動を実施して人的被害の最小化を図る。この際、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- (2) 市、消防機関並びに警察機関による救出が困難な場合又は応援部隊の投入が必要な場合は、県に対して陸上自衛隊等の派遣を要請する。
- (3) 必要に応じ、被災現場における各機関の効果的な活動に資するため、現地調整所を開設する。
- (4) 救出活動実施間における二次災害の防止に万全を期す。

2 救出対象者

- 倒壊家屋の中に閉じこめられた場合
- 崖崩れ等により生き埋めになった場合
- 住宅火災又は山林火災において火中に取り残された場合
- 天然ダムの決壊等、震災に起因して行方不明の状態にある場合

3 住民による救出

- (1) 災害現場にある者は、被災者の救出活動を実施するとともに、消防・警察機関等による救出活動に協力するものとする。
- (2) 自主防災組織による救出
地域内の被害状況を調査し、救出対象者を把握するとともに迅速な救出活動を行い、早期救出に努めるものとする。

4 消防団による救出等

消防団長の指揮により、速やかに被災者の救出活動並びに行方不明者の捜索活動を実施する。

5 消防本部による救出等

- (1) 救出及び救急救護活動（搬送先の調整を含む。）
- (2) 防災ヘリ及びドクターヘリの要請
- (3) 緊急消防援助隊の派遣要請

6 警察による救出等

災害発生の恐れがある場合、人的被害の未然防止を最重点とした警備対策を講じるとともに、災害発生時には次により救出措置を行うものとする。

- (1) 要救助者及び死傷者の有無の確認、及び速やかな救出・救助活動
- (2) 消防機関等と連携した負傷者の救護搬送活動
- (3) 行方不明者の搜索活動
- (4) 救出活動の円滑な推進を図るための交通規制
- (5) 広域緊急援助隊の派遣要請

7 救出活動の調整

- (1) 調整内容
 - 各機関の担当地域
 - 救出活動の時間
 - 資器材の調達・配分
 - 各機関の調整責任者
 - 二次災害の防止策
 - 通信・連絡手段
 - 市の措置すべき事項（各機関からの要望）
 - 取材対応等
- (2) 調整場所
本庁・支所又は被災現場近傍の公的施設等
- (3) 調整責任者
災害対策本部長（市長）の指名する者

8 行方不明者の搜索・収容

- (1) 行方不明者の搜索活動

項目	概要
搜索の対象	○災害のため行方不明の状態にあり、又は周囲の状況により既に死亡していると推定されるものとする。
届出の受理	○対策本部は、行方不明者の届出を受付ける。 ○受理した情報（住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他特徴）は、住民基本台帳と照合・整理し、行方不明者に関する調書に記録する。
警察との連携	○対策本部は、作成した行方不明者に関する調書を菊池警察署に提出する。
搜索活動	○対策本部は、行方不明者・遺体の搜索活動について、警察、自

	衛隊、消防団、自主防災組織や住民の協力を得て、可能な限り早期に発見・収容できるよう実施する。
--	--

(2) 発見した場合の措置

項 目	概 要
生存者の発見・収容	○生存者を発見した場合は、発見機関が必要な応急手当を実施しつつ、直ちに医療機関へ搬送する。 ○搬送は必要に応じて、自主防災組織、近隣住居者等の協力を得る。
遺体の発見・収容	○遺体を発見した場合は、直ちに所管の警察及び健康対策部に連絡の上、見分・検視のため、発見機関が遺体安置所へ搬送する。 ○搬送は必要に応じて、自主防災組織、近隣住居者等の協力を得る。

(3) 災害救助法の適用等

- ア 災害救助法が適用され、「遺体の捜索」について県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、厚生労働省が定める「災害事務取扱要領」及び第34節「災害救助法の適用」等に基づき実施する。
- イ 災害救助法が適用されない場合は、災害救助法適用時に準じ速やかに措置する。

9 統一的な活動標示（マーキング）

(1) 目的

大規模災害時の検索救助活動において、収集した情報や自隊の活動状況について統一的な活動標示（マーキング）を行うことにより連携して活動を実施する消防本部、その他関係機関等の間での情報共有を促進し、検索救助活動の効率化を図る。

(2) 表示方法

- ア 標示にあたり使用する言語は、日本語とする。ただし、他国の救助チームと連携して活動することが想定される場合は、英語及びアルファベットによる表記を考慮する。
- イ 原則として1構造物単位に実施するものとし、崩壊等により1構造物単位に標示することが困難な場合には、検索救助活動を実施した区域を併せて明示する。
- ウ 標示場所は構造物の出入口又は開口部付近とする。出入口又は開口部が不明な場合や複数ある場合は、他の活動隊の目に付きやすい場所とする。
- エ 構造物に直接標示する場合は、オレンジ色等の目立つ色のスプレーペンキなどを使用して記載し、雨や風等で消えないよう留意する。
- オ 使用可能な建物等に対しては直接の標示は避け、標示した紙等を貼り付けるなどして財産保護に留意する。

※資料編 構造物に対する活動標示実施要領

第10節 医療救護対策 (健康福祉部)

※健康対策部 災害対応マニュアル

1 方針

- (1) 大規模・広域的な災害により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、市は、日本赤十字社熊本県支部、菊池郡市医師会、災害拠点病院等と緊密な連携協定のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。
- (2) また、災害のため医療機関が被災し、本来の機能を発揮することが不可能となったような場合、応急的な医療提供体制を確保し、罹災地住民の医療救護を図るものとする。

2 実施機関

- (1) 災害時における医療救護は、市長が行うものとする。
- (2) 市で処理できないときは、隣接市町村、県その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

3 救護体制の整備

- (1) 市長は、地元医療機関及び医師会等の協力を得て、市単位の医療救護班を編成しておく。
- (2) 市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保険医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。
- (3) 病院等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4 救護活動

- (1) 市長は、災害の状況に即応し、医療救護班により医療救護活動を行う。市だけで対応ができない場合は、市町村相互間の応援協定に基づき隣接市町村等に応援を要請するとともに、県に応援協力を要請する。
- (2) 市は、被災地の状況に応じ適当な場所に医療救護所を設置する。

※設置予定場所：菊池市総合体育館

5 災害救助法による医療救護

災害救助法が適用された場合の医療救護については、同法及び適用方針によるものとする。

6 費用の負担

医療救護活動に要した費用については、原則として市の負担とする。

第11節 遺体の取扱い・火葬計画 (健康福祉部・各部)

※健康対策部 災害対応マニュアル

1 方針

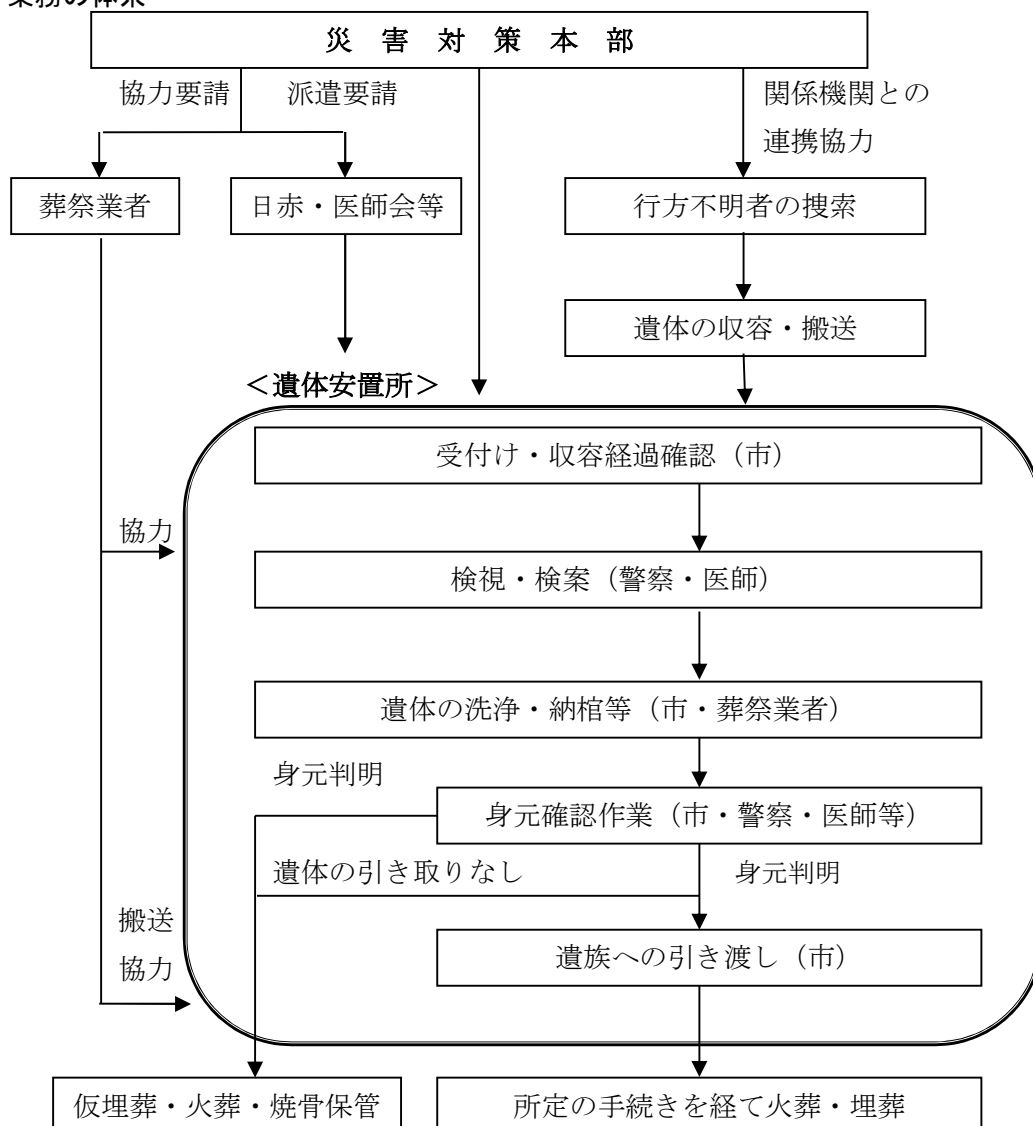
(1) 行方不明者の捜索及び遺体の収容は、消防、警察、自衛隊、その他関係機関や自主防災組織協力のもと、可能な限り早期の実施・完了に努める。

遺体の収容場所については、市長が指定した場所に設置する。

(2) 市は、警察と連携し、遺体安置所として長期間の使用が可能な上、被害現場付近に位置する施設（公共施設、寺院、公共物等）に、検視等の場所及び遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

(3) 遺体の取扱いに関しては、安置所を迅速に開設し、警察等との連携による検視及び身元確認並びに縁故者への連絡等について、死者に対する礼及び衛生管理に配慮する。

2 業務の体系



3 遺体の取扱い

遺体の検視・検案、洗浄・縫合・消毒、遺体の身元確認・引き取り等については、菊池広域連合火葬計画(仮称)に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともにその衛生状態に配慮して実施する。

(1) 遺体安置所の開設等

項 目	概 要
遺体安置所の開設	<ul style="list-style-type: none"> ○健康対策部は、総務対策部と調整のうえ、市内の被害状況に応じて遺体安置所を開設し、その旨を菊池警察署に連絡する。 ○災害の状況に応じて安置所が不足する場合は、被災現場付近の適当な場所（公共施設、寺院、公共物等）に安置所を開設する。 ○遺体安置所では必要器具を用意した上で、遺体を収容する。
応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ○健康対策部は、遺体安置所の開設・運営に関して、本市での対応能力を超えると認められるときは、県及び関係機関に応援を要請する。
資機材の調達	<ul style="list-style-type: none"> ○健康対策部は、協定事業者の協力のもと、棺、ドライアイスビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保するとともに、遺族感情を考慮して生花、焼香台の調達についても配慮する。 ○資機材が不足する場合は、県に資機材調達を要請する。
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体の取扱いに際しては、感染症対策に配慮するよう努める。

(2) 遺体の身元確認及び引き取り

項 目	概 要
身元不明者の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○健康対策部は、身元不明者について、行旅死亡人として本人の認識に必要な事項を記録するため、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記録し、遺留品などを保管する。
協力要請	<ul style="list-style-type: none"> ○健康対策部は、警察、自主防災組織の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。
遺体の引き渡し	<ul style="list-style-type: none"> ○警察の、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡す。この際、警察は健康対策部の遺体の引き取り作業に協力する。 ○当該遺体について身元の確認ができない場合は市に引き渡す
遺体名の掲示等	<ul style="list-style-type: none"> ○健康対策部は、見分・検視及び医師による検案が終了し身元が判明した遺体の氏名等を掲示し、遺族等の早期発見に努める。

関係書類の 交 付	○市民対策部は、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付などの関係法令上の手続きを行う。
行旅死亡人と しての処理	○健康対策部は、遺族等の引き取り者がいない身元不明遺体を、行旅死亡人として、葬祭業者等と連携して取扱いする。 なお、外国人の身元不明遺体については、領事館へ通報する。

(3) 災害救助法の適用等

- ア 災害救助法が適用され、「遺体の取扱い」について県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、厚生労働省が定める「災害事務取扱要領」等に基づき実施する。
- イ 災害救助法が適用されない場合は、災害救助法適用時に準じ、速やかに措置する。

4 遺体の火葬・埋葬

(1) 火葬・埋葬の実施

項 目	概 要
実 施 内 容	○災害時に死亡し、身元が判明しない遺体及び引き取り手のない遺体の埋火葬は、市が実施する。
火葬の実施	○健康対策部は火葬計画等に基づき、火葬を実施する。
本市火葬場 及び処理能力	○菊池広域連合菊池火葬場 一日あたり処理数： 7 体 ○菊池広域連合大津火葬場 " : 7 体
本市火葬場 及び処理能力	○菊池広域連合菊池火葬場 一日あたり処理数： 7 体 ○菊池広域連合大津火葬場 " : 7 体
応 援 要 請	○健康対策部は、火葬場の被災や火葬場の処理能力が遺体数に対して不足する場合は、県知事へ広域的な火葬にかかる応援を要請する。
埋葬の実施	○健康対策部は、遺体が多数で火葬を待ついとまがない場合は応急的仮葬として、菊池市隈府字永瀬371「隈府町共有墓地」に埋葬を実施する。
外国人への 配 慮	○外国人の遺体については、風俗、習慣、宗教等の違いに極力配慮して埋火葬を実施する。

(2) 災害救助法の適用等

- ア 災害救助法が適用され、「埋葬」について県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、厚生労働省が定める「災害事務取扱要領」等に基づき実施する。
- イ 災害救助法が適用されない場合は、災害救助法の適用時に準じ速やかに措置

する。

5 市民への情報提供

項 目	概 要
実 施 事 項	○総務対策部は、行方不明者の捜索状況、遺体安置所の開設状況、収容遺体の搬送先などについて、関係部局と連携し広報誌や報道等を通じて情報提供を行う。
注 意 事 項	○遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明死体数の広報に当たっては、警察、消防等関係機関と協議の上、統一的に行う。

第12節 関係機関との連携（防災交通課、各部）

※震災対応マニュアル（共通編）

第1款 県に対する報告及び要請（各部）

1 報告

（1）要領

市長は、管内の被害情報等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。なお、県への報告にあたっては原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により市長が県（県本庁又は地域振興局）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

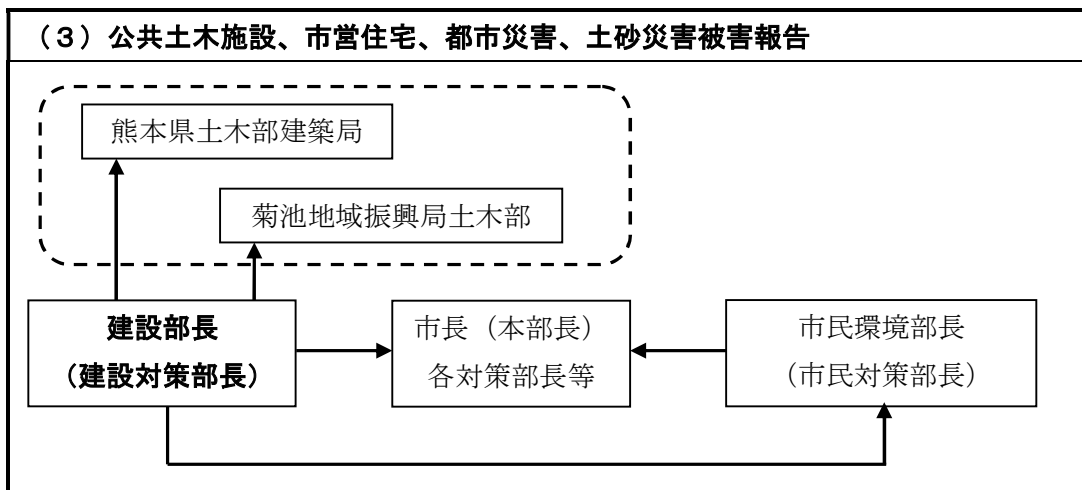
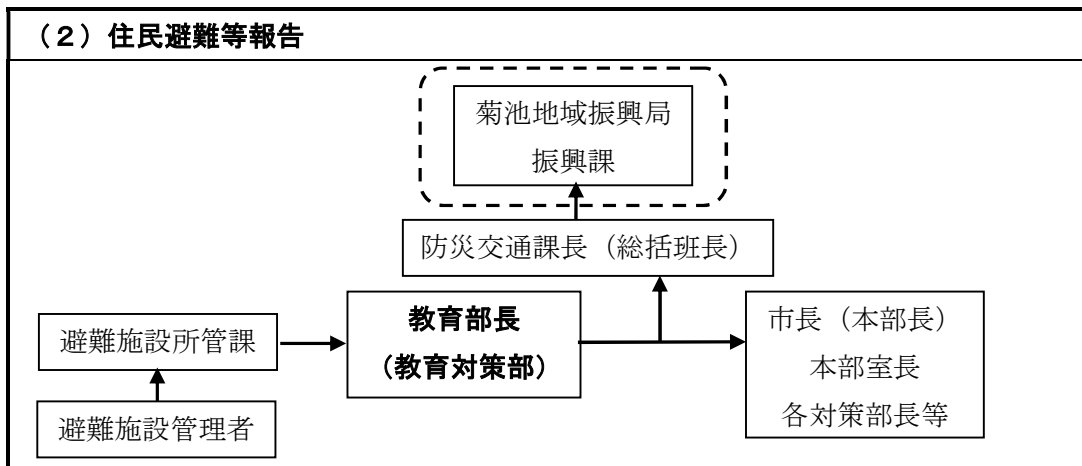
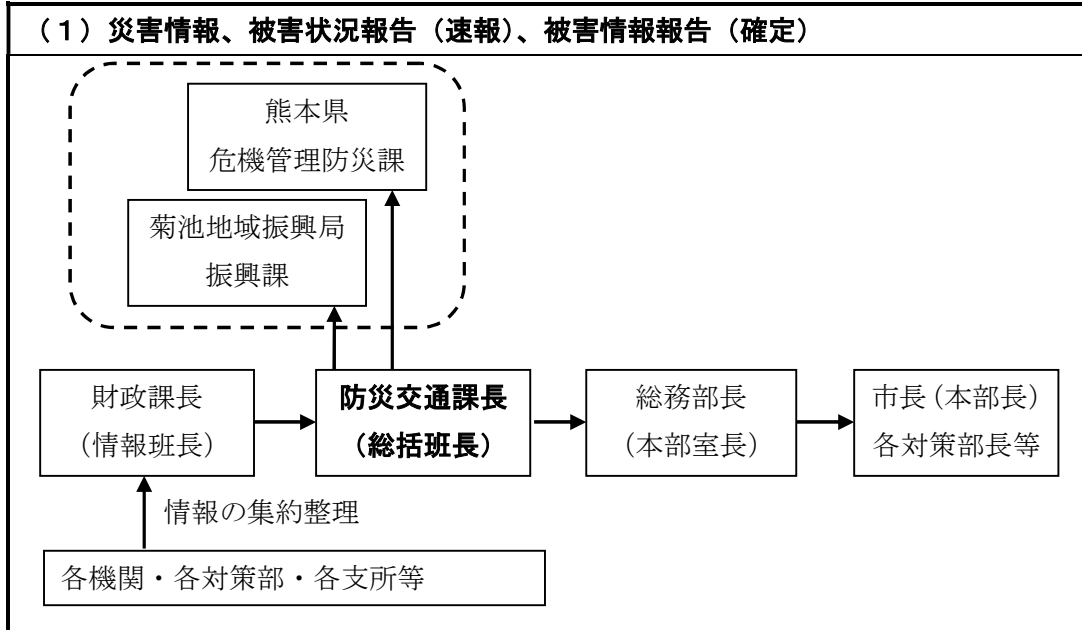
（2）留意事項

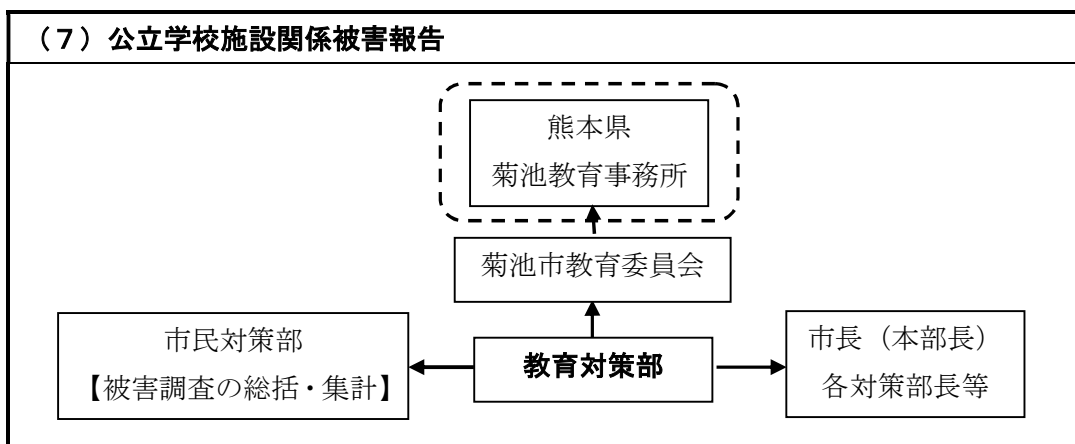
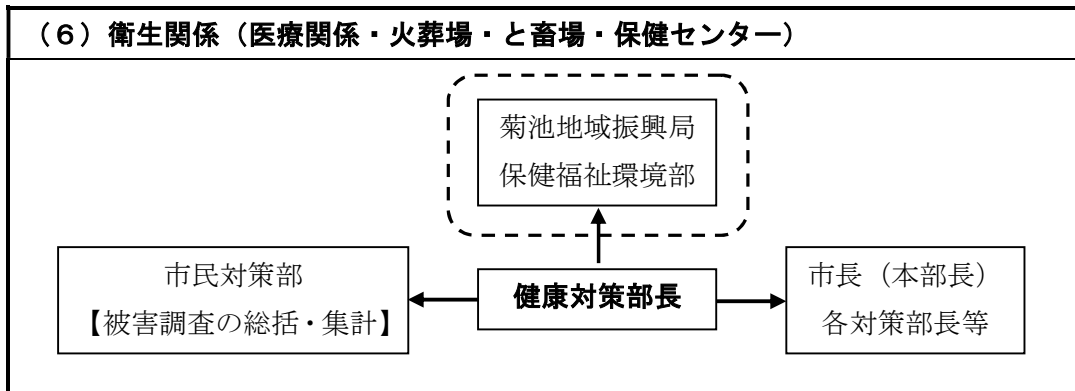
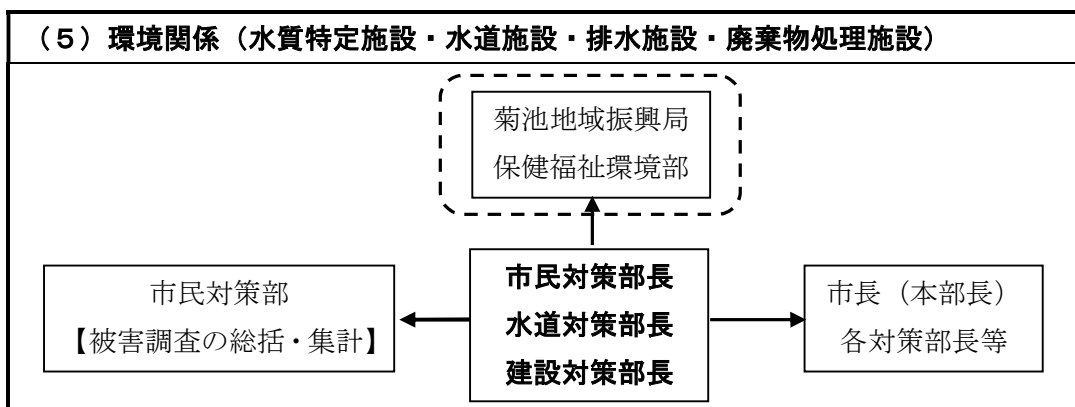
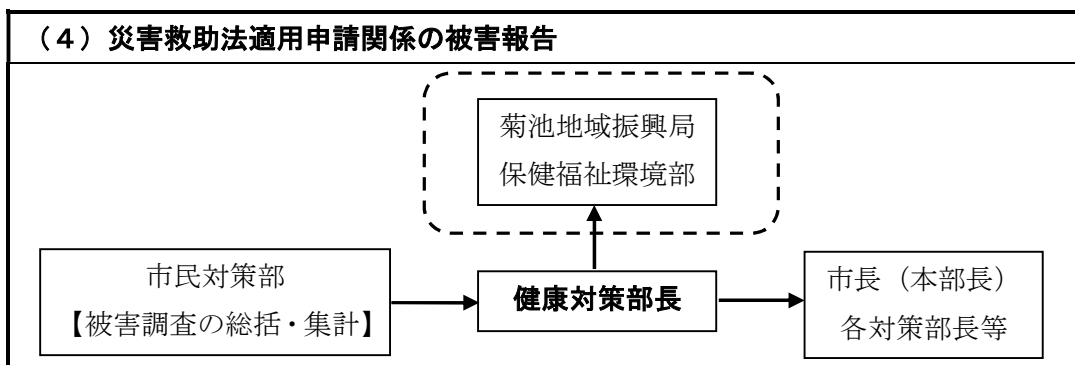
市は、災害時の個人情報の取扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。

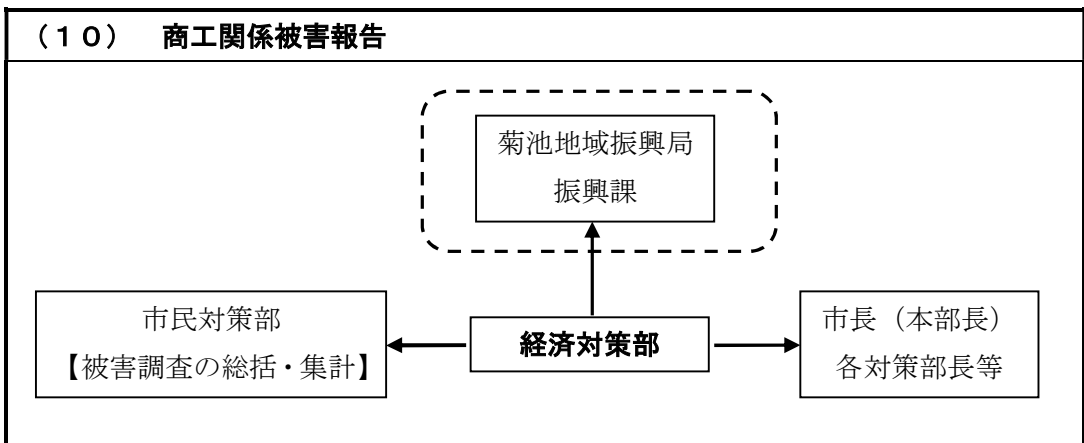
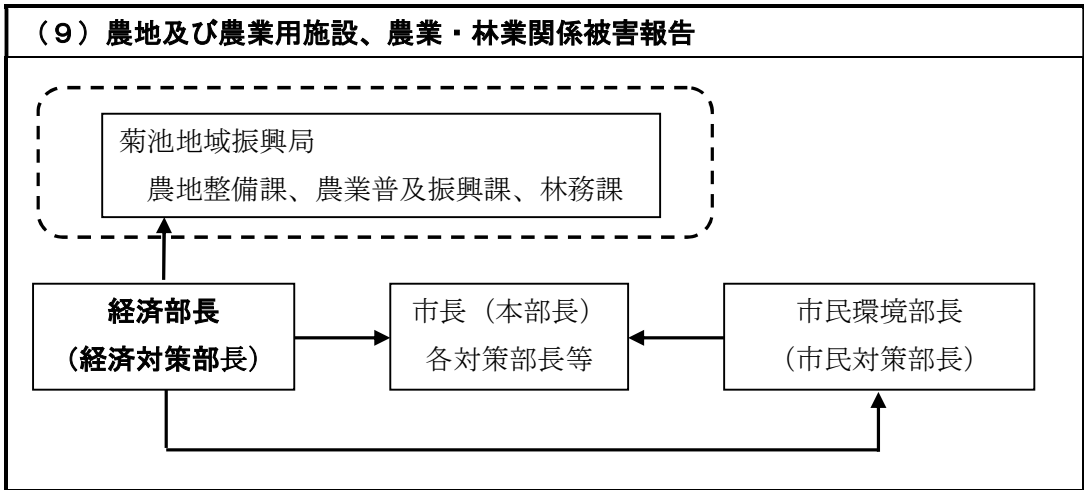
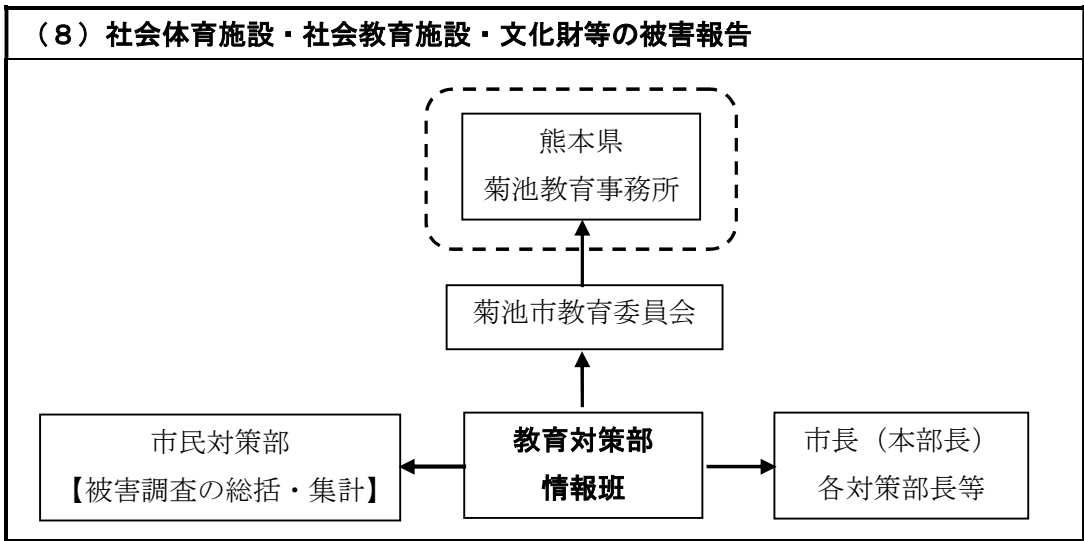
2 報告の種別

報告区分	報告責任者	摘要
災害情報	市長 (防災交通課長)	○災害を覚知した時、災害の状況及び対応措置等についてその都度報告
被害状況報告(速報)		○災害により発生した被害状況及び応急措置状況について一定時間ごとに報告
被害状況報告(確定)		○災害調査の終了又は応急対策の終了時点から10日以内に文書で報告
各部門別被害状況報告 (速報・確定)	各部長等	○災害により発生した被害状況及び対応措置状況について一定時間ごとに報告 ○災害調査の終了又は応急対策の終了時点から10日以内に文書で報告
住民避難等報告	市長 (防災交通課長)	○住民の避難状況について一定時間ごとに報告
※災害年報	市長 (防災交通課長)	○毎年1月1日～12月31日までの被害状況について4月1日現在で明らかになったものを報告

3 報告の系統







4 県に対する要請

要 請 事 項	担 任	要 請 先
避難情報の助言	総 括 班	災害対策本部 本部室総務班 (危機管理防災課)
防災へりの出動		
緊急消防援助隊の派遣		
自衛隊の派遣		
救助犬の派遣		
放送要請	広 報 班	本部室 広報班
職員の派遣	総 務 対 策 部	総務対策部人事班
食料・飲料水・生活必需品	経 済 対 策 部	農林水産対策部
輸送手段の確保		生活環境対策部
救助活動等に必要な資機材		健康福祉対策部
避難・収容施設の提供	健 康 対 策 部	健康福祉対策部救助班
災害救助法等の適用		
救護班の派遣		健康福祉対策部医務班
患者受入医療機関の斡旋		
診療可能・患者受け入れ可能 医療機関情報の提供		
保健師・栄養士の派遣		
遺体処理・火葬支援等		健康福祉対策部薬務衛生班
災害ごみ処理・し尿処理支援		市 民 対 策 部
応急仮設住宅の建設支援	建 設 対 策 部	土木対策部

第2款 関係機関との連絡・調整 (各部)

機 関 名 等	担 任	連 絡・調 整 事 項
熊本地方气象台	総括班(防災交通課)	○助言の求め
	情報班(財政課等)	○余震・気象情報
国土交通省 九州地方整備局 (山鹿出張所) (竜門ダム管理事務所)	土木班(土木課)	○道路・堤防の被害情報 ○天然ダムへの対応 ○道路堤防の応急復旧 ○交通規制情報 ○竜門ダムの放水 ○助言の求め
NHK・報道機関	広報班(市長公室)	○被害状況 ○対応状況等

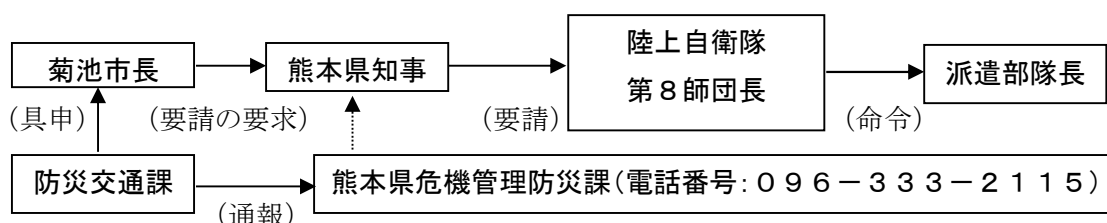
菊池警察署 緊急広域援助隊	総括班 (防災交通課)	○交通規制 ○連絡調整員(LO)の派遣 ○住民の避難誘導 ○被災者の救出、救助 ○危険箇所の警戒 ○防犯活動
菊池広域連合消防本部 緊急消防援助隊		○被災者の救出・救助・救護 ○消防、水防活動 ○連絡調整員(LO)の派遣
菊池市消防団		○招集時期、任務 ○対策本部会議への参加 ○河川の警戒巡視、水防活動 ○被災者の救出救助、避難誘導、 検索等
陸上自衛隊		○派遣部隊の規模、時期 ○受入準備 ○活動内容 ○連絡調整員(LO)の派遣 ○活動調整・要領
日本赤十字社熊本県支部	健康対策部	○救護所の開設場所 ○義援金品
医療機関		○被害状況 ○受入可能人数
社会福祉施設経営者		○被災状況 ○対応状況 ○支援の要否
九州電力株式会社	経済対策部	○復旧時期等
西日本電信電話株式会社		○復旧時期等 ○非常・緊急通話の調整
日本郵便株式会社		○郵便物等の料金免除
菊池地域農業協同組合 菊池森林組合		○被害調査の協力等
菊池市商工会		○被害調査の協力 ○救助用物資等確保の協力
区長、民生委員・児童委員	総務対策部	○被害・対応状況
	健康対策部	○避難行動要支援者の状況

		○支援の要否
行方不明者が住民登録を行っている他の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）	市民対策部	○行方不明者の確認 ○行方不明者の通報

第3款 応援部隊の派遣要請（防災交通課）

1 自衛隊の災害派遣

(1) 災害派遣要請の流れ



(2) 派遣要請にあたり明確にすべき事項

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊の展開場所
- オ その他参考となるべき事項
 - 要請責任者の職氏名
 - 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
 - 派遣地への最適経路
 - 連絡場所及び現場責任者氏名及び標識又は誘導地点並びにその標示

(3) 自衛隊の連絡先

市は、県危機管理防災課への通報に併せ、陸上自衛隊第8師団第42即応機動連隊第2中隊（電話番号：096-343-3141（交換手に部隊名又は内線番号を告げる。））に連絡するものとする。

(4) 経費の負担区分

市は、原則として救援活動に要した次の経費を負担する。

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地建物等の使用料、借上料、入浴料その他付随す

る経費

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

エ 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備にかかるものを除く。）

(5) 撤収要請

自衛隊の派遣の必要がなくなると認めるときは、市長は、知事に対し災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の要請を行う。

2 消防の広域応援

(1) 県内市町村相互の広域応援

ア 市長及び菊池広域連合消防本部の消防長は、自らの消防力で対応できない場合は消防相互応援協定に基づき協定締結市町村に応援要請を行う。

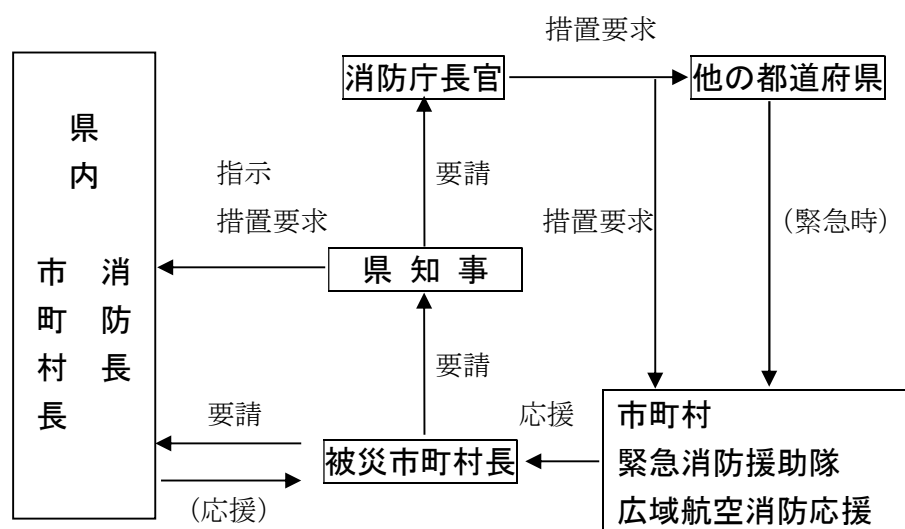
イ 知事は、災害に際して緊急の必要がある場合は、県内の市町村長又は消防長に対し応援等の指示を行う。

(2) 他都道府県等に対する応援体制

ア 市長及び菊池広域連合消防本部の消防長は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないと認めるときは、知事に対して応援要請を行う。

イ 知事は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動要請及び「大規模特別災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を実施する。

(3) 業務の体系



3 警察の広域応援

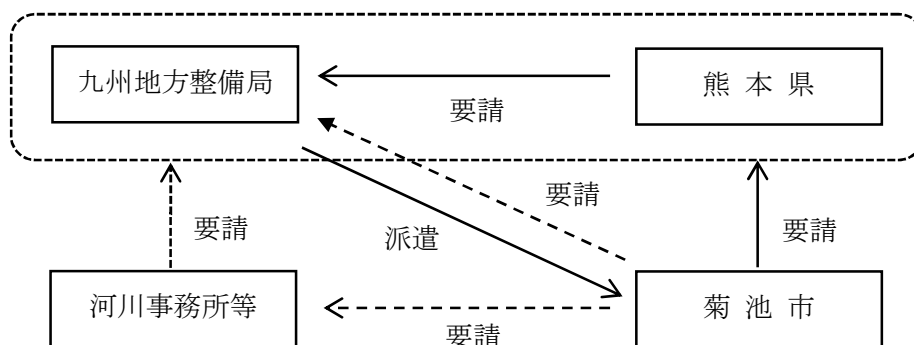
(1) 菊池警察署長は、署の警察力では対応できないと判断した場合、熊本県警察本部長に対して応援部隊の派遣を要請する。

(2) 熊本県警察本部長は、県内の警察力では対応できないと判断した場合、警察庁

長官に対して広域緊急援助隊の派遣を要請する。

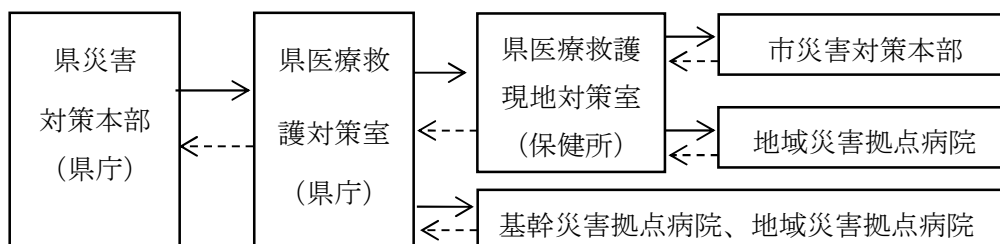
4 TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）

- (1) 市は、県へTEC-FORCEの派遣要請を実施し、県が九州地方整備局へ派遣要請を実施する。
- (2) 緊急を要する場合は、市長から直接菊池川河川事務所長に対して要請を行う。
- (3) 業務の体系



5 DMAT

- (1) 市は、県にDMATの派遣要請を実施する。
- (2) 業務の体系



第4款 応援部隊の受入準備（防災交通課）

応援部隊等の派遣が決定した場合、市は次の措置を講じる。

- 1 派遣部隊活動期間中における市の調整責任者及び現場責任者の氏名、連絡方法の指定
- 2 派遣部隊指揮所の指定

派遣部隊	指揮所の予定位置
自衛隊	会議室（101）
市消防団	会議室（302）
他県等支援機関	会議室（308）
緊急消防援助隊	会議室（303）又は北消防署
広域緊急援助隊	会議室（102）又は菊池警察署
TEC-FORCE	会議室（307）

D M A T	会議室（301）
---------	----------

3 派遣部隊の宿泊施設（宿営地域）

- (1) 市指定の避難所と重複を避ける
- (2) 救助活動の利便性を優先する
- (3) 各部隊の宿泊（宿営）候補地

派遣部隊	宿泊（宿営）候補地
自衛隊	○菊池市ふるさと創生市民広場
緊急消防援助隊	○北消防署又は下記グラウンド
広域緊急援助隊	○菊池警察署又は下記グラウンド
その他の部隊	○菊池市営 七城総合グラウンド ○菊池市営 旭志グラウンド ○菊池市営 泗水グラウンド ○市内の旅館・ホテル、各行政区の公民館等

※宿泊地については、指定された場所以外は調整による。

4 その他の措置

- (1) ヘリポートの調整・指定
- (2) 調整会議の実施場所、時期等に関する調整及び調整会議の連絡
- (3) 地図（1/45, 000地図及び活動地域拡大図）の配布
- (4) 救出、救助等に必要な資機材の準備（派遣部隊の準備するものを除く。）

第5款 災害時の相互応援協定（各部）

1 方針

市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、災害応急対策を実施するため必要があるときは、その協定に基づき応援を要請する。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

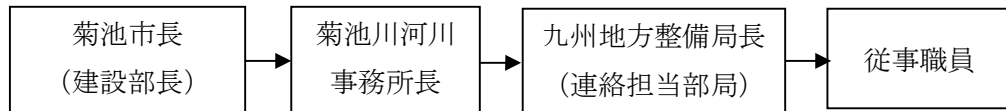
2 災害時相互応援協定一覧

- 国土交通省九州地方整備局
- 菊池市建設業協会
- 熊本県市長会、熊本県町村会（熊本県市町村災害時相互応援に関する協定）
- 熊本県内14市（熊本県都市災害時相互応援に関する協定）
- 大分県日田市（災害時相互応援協定）
- 佐賀県伊万里市、熊本県嘉島町（2市1町災害時相互応援協定）
- 福岡県大野城市（災害時相互応援協定）

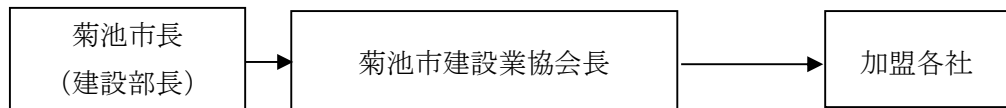
※資料編 災害時相互応援協定一覧表

3 職員等派遣要請の流れ

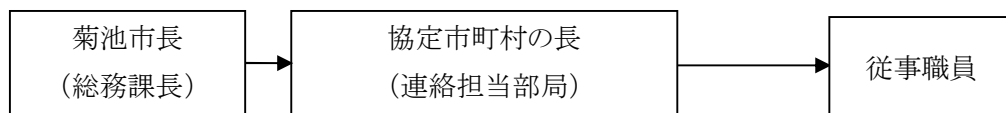
(1) 国土交通省九州地方整備局



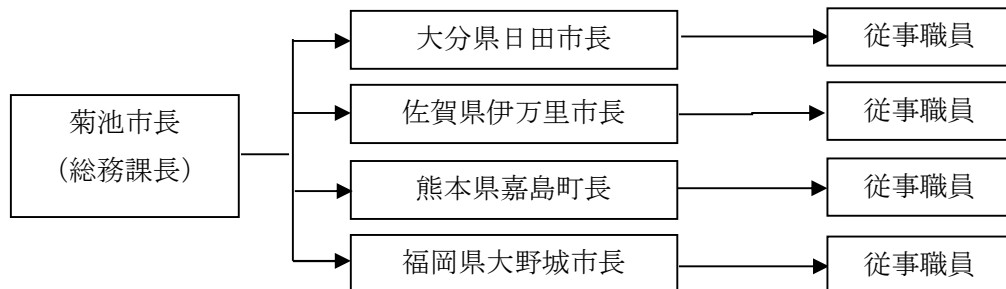
(2) 菊池市建設業協会



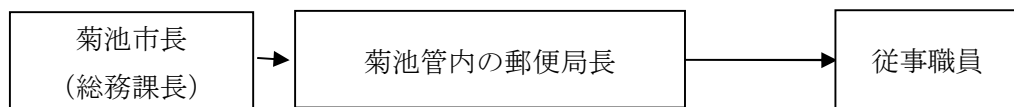
(3) 熊本県市長会、熊本県町村会



(4) 災害時相互応援協定（日田市・伊万里市・嘉島町・大野城市）



(5) 郵便局



4 広域応援体制

市は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

5 経費の負担区分

(1) 国、都道府県又は市町村からの派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。

(2) 防災関係機関等が市に協力した場合における経費負担については、各協定書に定めるほか、その都度、協議して定める。

第6款 民間企業（団体）との連携促進 （各部）

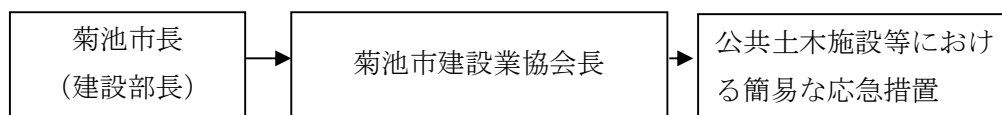
1 方針

市長は、災害対策基本法第49条の2及び同条の3に基づき、あらかじめ企業災害時の応援に関する協定を締結し、災害応急対策を実施するため必要があるときは、その協定に基づき応援や物資の円滑な供給を要請する。

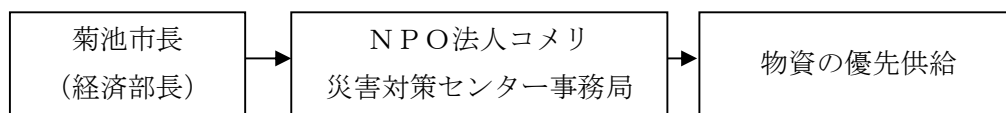
2 民間企業（団体）との主な災害時相互応援協定一覧

- 菊池市建設業協会
- NPO法人コメリ災害対策センター
- （有）菊池観光物産館
- （有）七城町特産品センター
- （有）七城町振興公社
- （有）旭志村ふれあいセンター
- （有）有朋の里泗水
- （公社）熊本県トラック協会
- （株）ナフコ
- 菊池地域農業協同組合
- 菊池市造園業組合
- （株）九州電力大津配電事業所
- （株）グッデイ
- 菊池養生園保健組合
- 三井住友海上火災保険株式会社
- 株式会社ゼンリン
- 未来工業株式会社
- 株式会社ダイナム

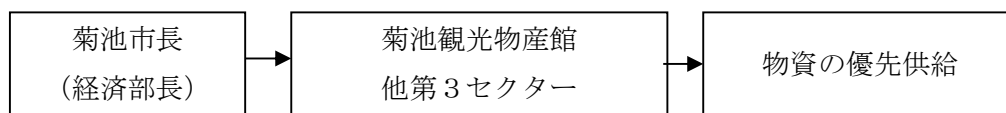
(1) 菊池市建設業協会



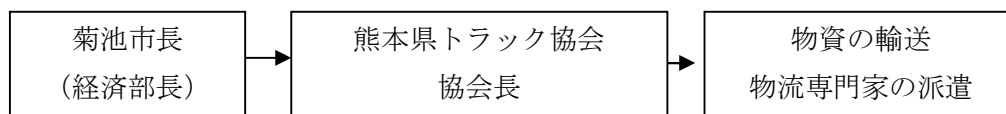
(2) NPO法人コメリ災害対策センター



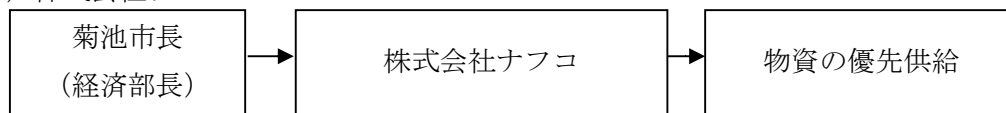
(3) 有限会社菊池観光物産館他第3セクター



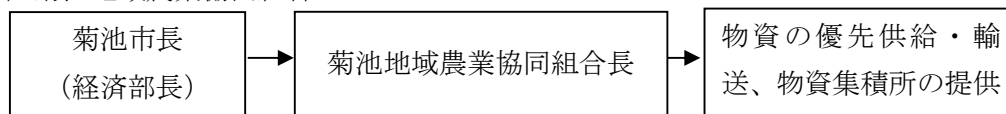
(4) 公益社団法人熊本県トラック協会



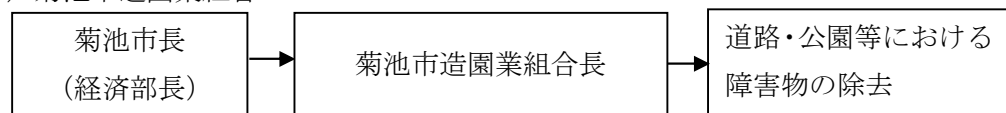
(5) 株式会社ナフコ



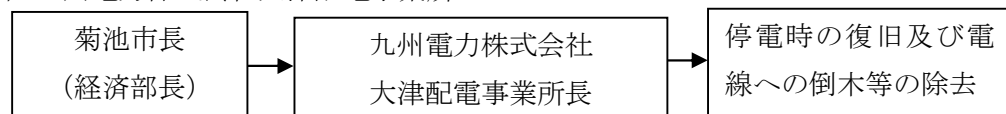
(6) 菊池地域農業協同組合



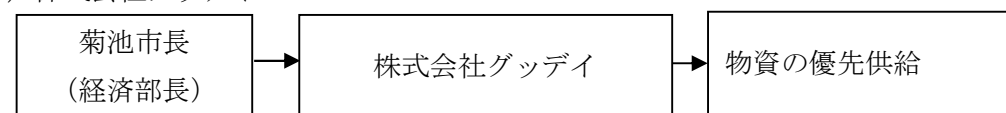
(7) 菊池市造園業組合



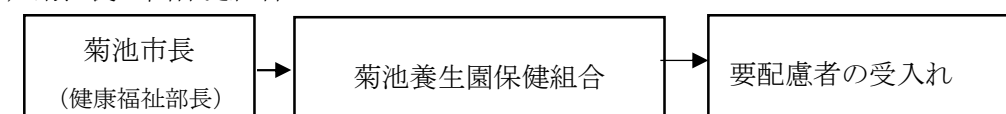
(8) 九州電力株式会社大津配電事業所



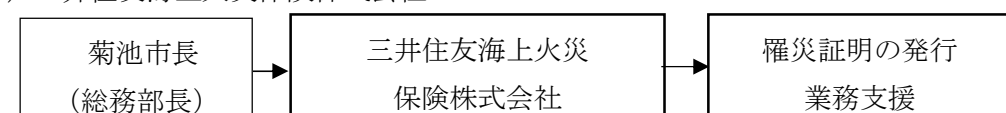
(9) 株式会社グッデイ



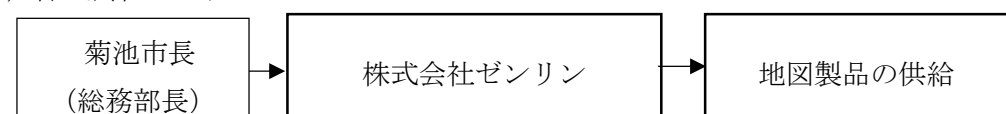
(10) 菊池養生園保健組合



(11) 三井住友海上火災保険株式会社



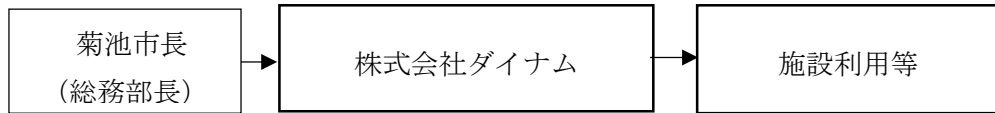
(12) 株式会社ゼンリン



(13) 未来工業株式会社



(14) 株式会社ダイナム



※資料編 災害時相互応援協定一覧表

第13節 住家の被害調査 (市民環境部・各部)

※住家被害調査マニュアル

1 方針

- (1) 市は、被害状況報告(速報・確定)、各部門別被害状況報告並びに災害救助法の適用申請等に資するため、災害発生後速やかに被害状況を把握する。
- (2) 災害救助法の適用申請に必要な宅地・住家については、現地調査班を編成して暫定的な調査を実施する。
- (3) 各部門別被害状況報告に必要な資料は、所管各部の計画により調査を実施する。
- (4) 現地調査班及び各部による調査結果は、情報班に報告する。

2 現地調査班の任務及び編成

(1) 任務

ア 総括担当

- 被害状況調査計画の作成
- 調査結果の集約・整理、報告

イ 調査班

- 被害状況の現地調査
- 調査報告書の作成

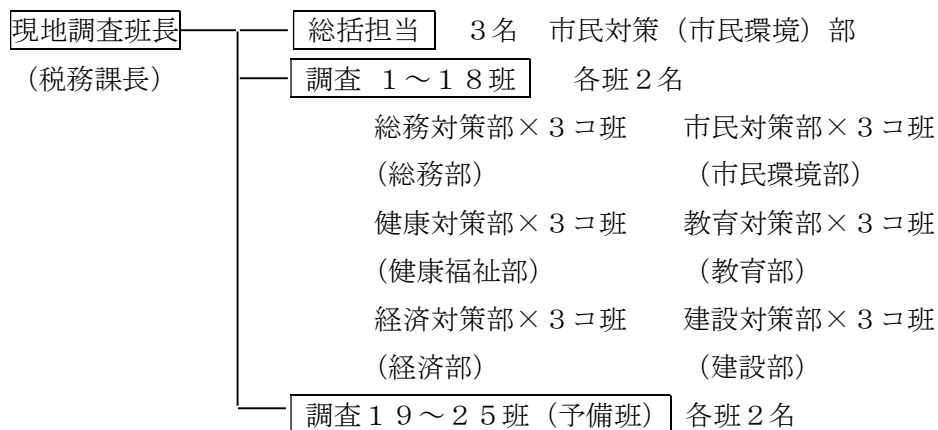
(2) 編成

ア 現地調査班の編成及び解除の時期は、災害警戒本部体制時は災害警戒本部長、災害対策本部体制時は災害対策本部室長の指示による。

イ 予備班(調査19～25班)職員の差し出し対策部は、災害警戒本部体制時は災害警戒本部長、災害対策本部体制時は災害対策本部長の指示による。

ウ 編成

40名(14名:予備員数)



※災害警戒本部体制は、()内の各部からの人員の差出とする。

※予備員数は総数に含まない。

3 現地調査班の業務遂行要領

- (1) 現地調査開始の時期及び対象区域は、災害警戒本部体制時は災害警戒本部長、災害対策本部体制時は災害対策本部長の指示による。
- (2) 区長等と連携して効率的な調査を実施する。
- (3) 調査の担任地域、調査項目、報告要領等は、現地調査班長の指示による。
- (4) 各支所は、現地調査班の誘導及び区長との連携等の支援を担当する。
- (5) 業務遂行要領の細部は、住家・宅地被害調査マニュアルによる。
- (6) 災害警戒本部体制時は災害警戒本部長、災害対策本部体制時は災害対策本部長の指示により、現地調査班の編成を解き、各部又は各対策部等の被害認定調査に移行する。

第14節 災害相談 (市民環境部・各部・各支所)

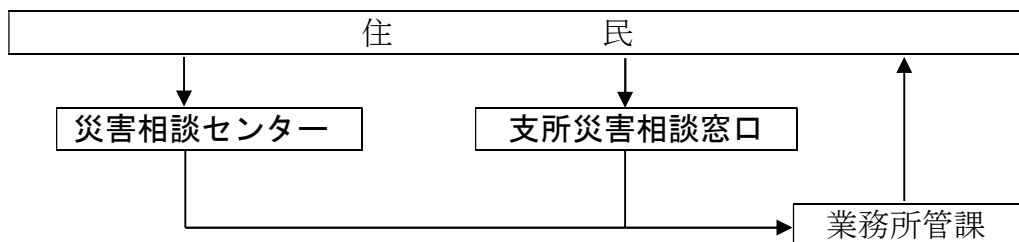
※ 災害相談センター開設・運営マニュアル

※ 各支所 災害対応マニュアル

1 方針

- (1) 市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、本庁及び各支所に相談窓口を設置する。
- (2) 本庁の相談窓口は、「災害相談センター」とする。

2 業務の体系

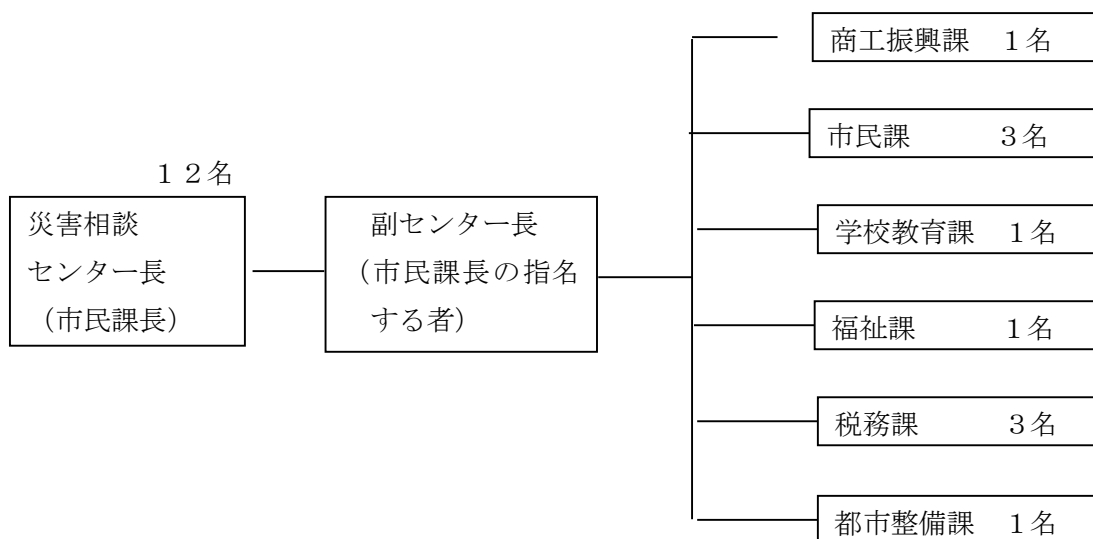


3 相談窓口の編成

(1) 方針

市民の相談に迅速に対応するため、相談窓口各部の担当者を配置する。

(2) 災害相談センターの編成



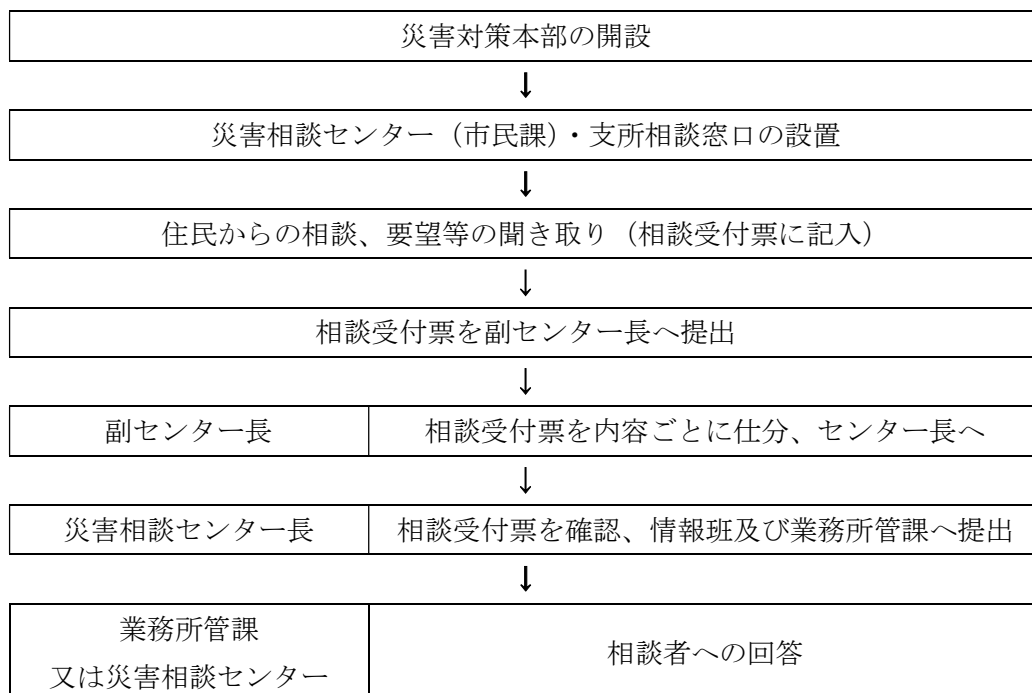
(3) 支所相談窓口の編成

相談窓口の編成及び業務遂行要領は、各支所長の計画による。

4 業務遂行要領

- (1) 災害相談センターに専用電話を備える。
- (2) 住民からの相談、要望等の積極的な聞き取りに努める。
- (3) 聴取した内容は、相談受付票（仮称）を用いて記録する。

(4) 業務の流れ



5 予測される相談内容と業務所管課

相 談 内 容	本 庁 業 務 所 管 課	支 所 業 務 所 管 課
①行方不明者に関する事	防災交通課	市民生活課
②観光客、外国人に関する事	観光振興課、市民課	
③安否情報に関する事	市民課	
④救援物資に関する事	商工振興課、福祉課	
⑤遺体の収容等に関する事	生活支援課	
⑥災害ごみ、し尿処理に関する事	環境課	
⑦罹災証明に関する事	税務課	
⑧税金に関する事	税務課	
⑨住宅、土砂、道路に関する事	都市整備課、土木課	
⑩給水、水道、下水道に関する事	水道局、下水道課	
⑪被災者生活再建支援に関する事	福祉課	
⑫医療救護、保健衛生に関する事	健康推進課	
⑬ボランティアに関する事	福祉課、社会福祉協議会	
⑭応急教育に関する事	学校教育課、子育て支援課	

第15節 食料・生活必需品の調達・供給 (経済部・健康福祉部)

※経済対策部 災害対応マニュアル ※健康対策部 災害対応マニュアル

第1款 食料の調達・供給

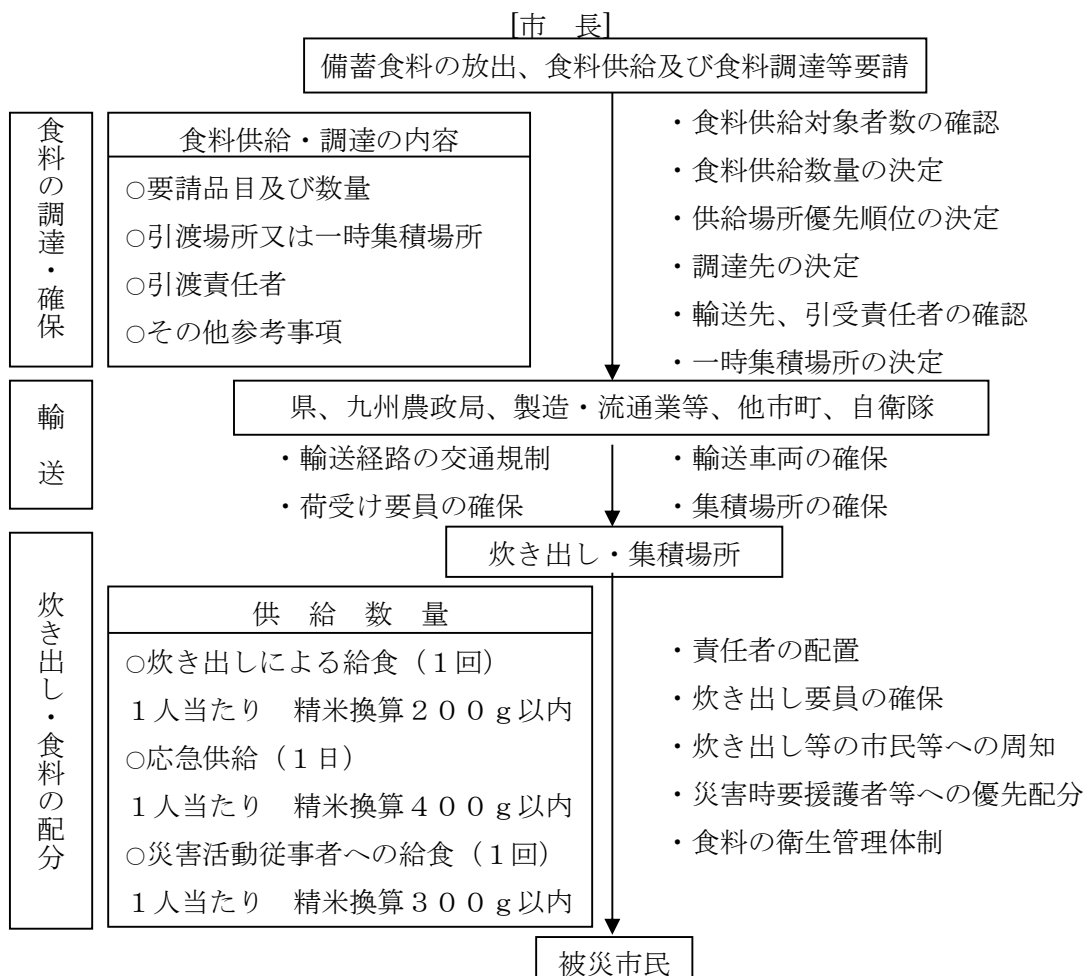
1 方針

- (1) 市は、災害時においては、この計画に基づき、県、防災関係機関との相互連携とその協力を得て、食料（アレルギー対応食品（乳アレルギー含む。）介護食品、乳児用粉ミルク・液体ミルク等を含む。）の確保と供給を迅速かつ的確に実施する。
- (2) 市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (3) 食料の供給開始時期は、原則として避難情報の発令から24時間後以降とする。

2 実施責任者

- (1) 市長は、住宅被害等により自宅で炊飯等ができない被災者及び災害の現場で防災作業に従事している者に対して、炊き出し等による必要な食料を供給し、一時的に被災者及び防災業務従事者の食生活を確保する。
- (2) 災害の規模及び状況により必要な食料の供給ができない場合は、県等に応援を求める。

3 業務の体系



4 供給の方法

- (1) 市長は、食料を供給するときは、避難所等ごとにそれぞれ責任者を定めて、供給させるものとする。なお、被災住民への食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。
- 各避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
 - 住民への事前周知による公平な配分
 - 避難所の管理者及び自主避難組織と連絡を密にしながらの速やかな提供
 - 避難行動要支援者への優先配分
- (2) 副食物は、日常の副食物としている程度のもので腐敗等のおそれのないものを供給する。
- (3) 市長は、直接食料を供給することが困難なため、米飯業者等に委託する場合は、数量基準等を明示する。
- (4) 応急用供給を実施するため、米穀を供給する場合は、災害応急用米穀台帳を作成し、台帳に記載、押印させる方法で行う。
- (5) 市の備蓄、調達及び配分等

市は、災害時においては、被災者等に対する食料の迅速な調達及び供給に努める。

ア 被災者救援のため必要となる主な食料品例

- 米穀、パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン
- 乳児用ミルク、牛乳
- 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）
- その他容易に調達され、かつ、一時の代用品として供給できるもの

イ 備蓄

(ア) 市は、大規模な災害が発生した場合を想定し、乾パン、缶詰等の必要とされる食料品の備蓄に努める。

(イ) 備蓄に当たっては、供給の拠点となる防災備蓄倉庫（菊池市総合体育館敷地内）及び主要な避難所等に備蓄するなど、計画的な備蓄に努める。

ウ 調達

(ア) 民間から調達する場合の調達先

(イ) 市のみでは十分な調達ができない場合は、広域応援体制により、県又は他の市町に調達又は供給を要請する。

(ウ) 調達又は供給が円滑に行われるよう、あらかじめ民間又は他の市町との協定等の締結に努める。

エ 集積場所の設置等

(ア) 集積場所

集積予定場所は、防災備蓄倉庫等とする。

ただし、被災地域、被害状況、避難者状況等によっては、集積に適切な施設を適宜指定する。

(イ) 供給拠点

- 避難所に避難している被災者への配分は、当該避難所において実施する。

- 避難所に避難していない被災者への配分は、被災地域内の避難所等を供給の拠点として実施する。

(ウ) 輸 送

- 市有車両のみでは輸送車両が確保できない場合は、貨物輸送業者及び熊本県トラック協会への応援を要請する。
- 民間事業者からの調達物資は、できる限りその調達先に車両配送を依頼する。

オ 炊き出し

市が炊き出しを実施する場合は、次により行う。

- (ア) 炊き出しは、原則として既存の学校給食共同調理場及び保育所及び民間給食施設の被害状況を把握し、使用可能な施設を利用して行う。
- (イ) 市において炊き出しが困難なときは、民間業者から調達するとともに、被災していない近隣の市町及び県に対して救援を求めるものとする。
- (ウ) 炊き出し及び供給は、必要に応じ市内の各団体等に協力を求めて実施する。
- (エ) 炊き出し及び供給要員が不足する場合は、ボランティアの活用を図るとともに、日本赤十字社熊本県支部又は県等に日赤奉仕団、自衛隊等の災害派遣を要請する。

(6) 県の供給

市から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、県はあらかじめ定められた計画に基づき、速やかに食料を供給する。

(7) 広域応援体制

ア 隣接市町等への要請

- (ア) 市は、必要な食料の調達及び供給ができない場合は、応援協定締結市町及びその他の市町に応援を要請する。
- (イ) 応援を要請するときは次の事項を明示して行うものとする。

- 食料の応援要請
品目、数量、引渡日、引渡場所その他参考事項等
- 炊き出し用具等の応援要請
人員、器具、数量、期間、場所その他参考事項

イ 県への応援要請

市は、近隣市町等の応援を得てもなお十分に食料の調達及び供給ができない場合、県に応援を要請するものとする。

(8) 災害救助法が適用された場合の食料の供給基準

ア 供給対象者は、次に掲げる者とする。

- 避難所に収容及び避難した者で、食料の持ち合わせがない者
- 住家の被害によって、炊事のできない者
- 旅行者等にあつて、食料の持参又は調達のできない者
- 被害を受け一時避難する者で避難先に到達するまでの食料の持ち合わせのない者

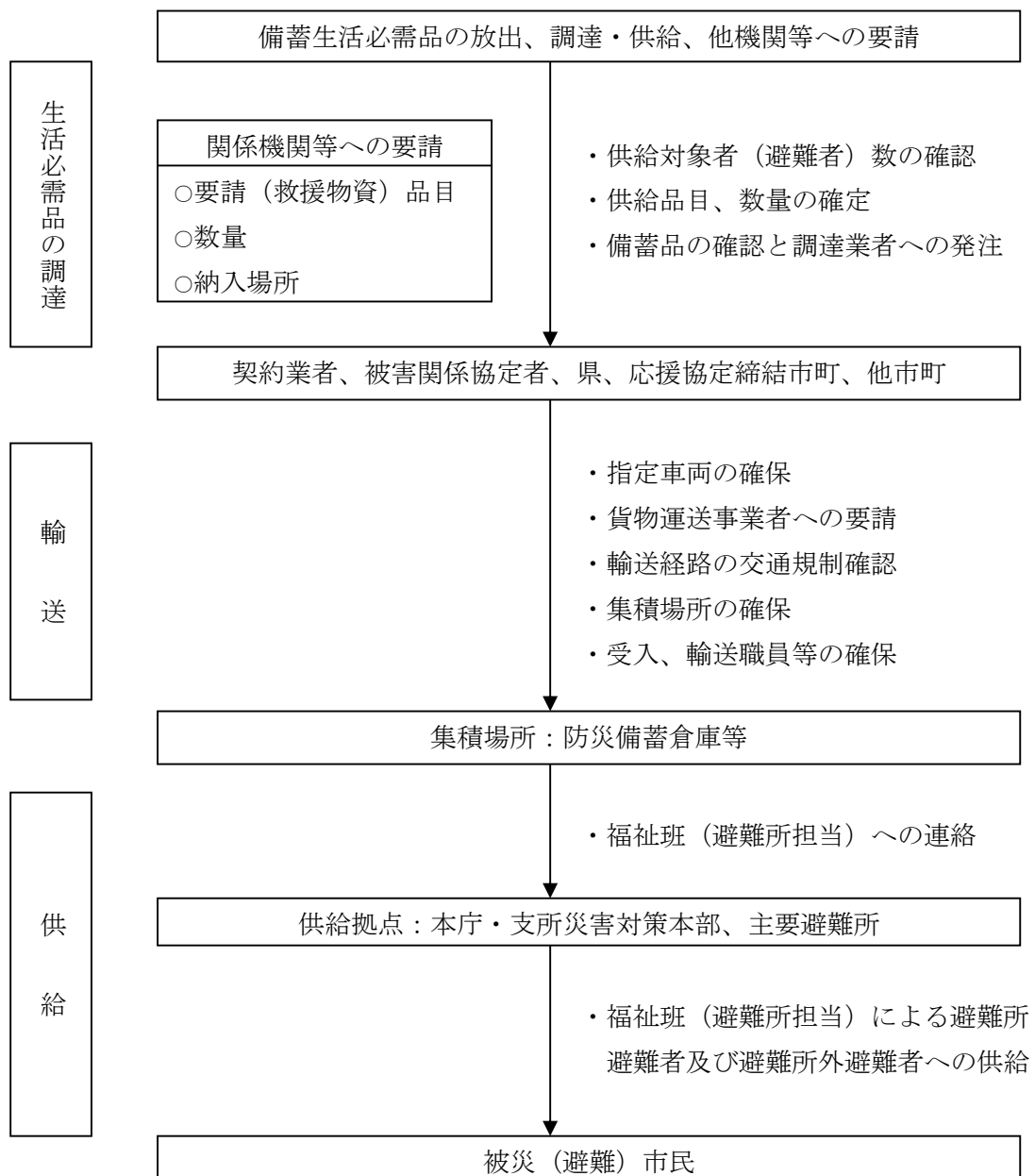
イ 食品の供給基準額、期間等は、災害救助法施行規則による。

第2款 生活必需品の調達・供給

1 方針

- (1) 災害時には、家屋の流失や損壊、床上浸水等により、被服、寝具その他の生活必需品を喪失し、又は損傷した被災者の発生が予想される。
- (2) 市は、災害時には、この計画に基づき、県及び防災関係機関との相互連携とその協力を得て、生活必需品の確保と供給を迅速かつ的確に実施する。
- (3) 備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

2 業務の体系



3 実施体制及び実施責任者

(1) 実施体制

市は、災害時においては、被災者の生活必需品の確保に努めるものとし、生活必需品が確保できないときは、県及び他市町に対して応援を要請する。

(2) 実施責任者

市は、災害によって住家に被害を受け、日常生活を営むことが困難な者に対して、一時的に生活を維持するのに必要な程度の生活必需品を供給して、応急保護の措置を講ずる。

4 生活必需品の供給対象者等

(1) 生活必需品の供給対象者

床上浸水等により住家に被害を受け、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

(2) 災害救助法が適用された場合の生活必需品の給与（貸与）基準

生活必需品給与（貸与）の供給基準額、期間等は、災害救助法施行細則第5条による。

(3) 生活必需品の種類

- 寝具（毛布、布団等）
- 被服（肌着等）
- 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- 食器（茶碗、皿、箸等）
- 保育用品（ほ乳瓶等）
- 光熱器具・材料（マッチ、ろうそく、コンロ、液化石油ガス等）
- 日用品（石鹸、タオル、トイレットペーパー、歯ブラシ等）
- 簡易（仮設）・携帯トイレ、紙おむつ、生理用品
- 暖房器具
- 燃料

5 生活必需品の備蓄、調達等

(1) 備蓄

ア 市は、大規模な災害が発生した場合を想定し、必要とされる生活必需品の備蓄に努める。

イ 備蓄に当たっては、供給の拠点となる防災備蓄倉庫及び主要な避難所等に備蓄するなど、計画的な分散備蓄に努める。

(2) 調達

ア 市長は、災害により「生活必需品供給対象者が発生した」と認めるときは、避難所別避難者情報等により、必要となる生活必需品を計画的に調達・購入するものとする。

イ 調達先は、災害関連協定先・単価契約物品契約業者及び調達可能な市内業者とする。

ウ 市のみでは十分な調達ができない場合は、広域応援体制に基づき県等に調達又は供給を要請する。

エ 調達又は供給が円滑に行われるよう、あらかじめ民間事業者又は他の市町との協定等の締結に努める。

(3) 配 分

ア 被災住民への生活必需品の配分に当たっては、次の事項に留意する。

- 各避難所等における受入確認及び需給の適正を図るため責任者の配置
- 住民への事前周知等による公平な配分
- 避難行動要支援者への優先配分
- 各避難所で希望をとりまとめ、必要とする生活必需品の配分

イ 人員の確保

被災住民への生活必需品の配分に当たって人員が不足する場合は、ボランティアの活用を図るとともに、日本赤十字熊本県支部に対し日赤奉仕団の支援を要請する。

6 集積場所の設置等

(1) 集積場所

ア 集積場所は、防災備蓄倉庫等とする。

イ 被災地域、被害状況、避難者状況等によっては、集積に適切な市施設等を適宜指定する。

(2) 供給拠点

ア 避難所に避難している被災者への配分は、当該避難所において実施する。

イ 避難所に避難していない被災者への配分は、本庁・支所災害対策本部及び主要な避難所を供給の拠点とする。

(3) 輸 送

ア 市有車両のみでは輸送車両が確保できない場合は、貨物輸送事業者及び熊本県トラック協会への応援を要請する。

イ 民間事業者からの調達物資は、できる限り、その調達先に車両配送を依頼する。

7 広域応援体制

(1) 隣接市町等への要請

ア 市は、必要な生活必需品の調達及び供給ができない場合は、応援協定締結市町に応援を要請する。

イ 応援を要請するときは、次の事項を明示する。

- 品目別の調達要請量
(自己の調達可能量と他の市町への調達要請の有無及び調達見込量)
- 引き受ける場所及び引受責任者
- 連絡課及び連絡責任者
- 荷役作業員の派遣の必要の有無
- その他参考事項

(2) 県への要請

市は、隣接市町等の応援を得てしてもなお十分に生活必需品の調達及び供給ができない場合は、県に応援を要請する。

8 その他

(1) 生活必需品の強制確保

市は、県知事及び九州経済産業局長に、物資の生産、集積又は販売を業とする者に対し、その取り扱う物資の適正な価格による供給を指導するよう要請する。

(2) 避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。また、季節に応じた寝具、被服等の確保にも留意する。

第16節 給水・上水道施設の応急対策 (水道局)

※水道対策部 災害対応マニュアル

1 方針

- (1) 上水道は、飲料水の供給という市民生活のうえで最も身近で重要なライフラインである。
- (2) 市民の生命と財産を守るため飲料水及び生活用水を確保することは水道事業として最も重要である。
- (3) 災害時に住民に対して速やかな給水を実施するとともに、水道の断水や減水を最小限にとどめるため水道施設の被害状況を把握し、速やかな水道施設の復旧を図る。
- (4) 市は、地下水採取者の協力を得て、生活水の確保体制整備に努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所(避難者)、市民	市	必要給水量、断水状況等
市	県(保健所)	被害被災状況、広域応援の必要性、依頼
県(保健所)	九州各県等 国	被害被災状況、広域応援の必要性、依頼

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県(保健所)	市	広域応援の情報
市	避難所(避難者)、市民	復旧状況、断水地域等

3 給水計画

(1) 応急給水方法

- ア 上水道配水管から給水することを基本とする。
- イ 上水道施設の災害による損傷破損によって配水管から通常の給水ができない場合は、給水拠点等で確保した飲料水を給水車等で運搬し給水する。
- ウ 給水時において遊離残留塩素濃度が0.2ppm以上を確保する。
- エ 水道水以外の水を供給する場合は補給水源を選定し、水質検査を実施した上で塩素剤による遊離残留塩素濃度0.2ppm以上を確保し給水車等で給水する。

(2) 一人当たりの応急給水量は次のとおりとする。

時 期	一人当たりの給水量	給水量設定の考え方
災害発生から3日目	3リットル/日	生命維持のため最小限の必要量
災害発生4日目～10日目	3～20リットル/日	調理、洗面等最低限の生活に必要な水量
災害発生11日目～20日目	20～100リットル/日	最低限の浴用、洗濯に必要な水量
災害発生21日目～完全復旧まで	100リットル/日～被災前水量	通常給水とほぼ同量

(3) 医療施設等への優先的給水

断水地域にある施設等のうち医療施設、救護所、避難所となる学校等の施設を最優先として給水を行う。

(4) 応急給水用資機材の整備

災害発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水を確保できるよう、給水タンク等の応急用給水機材の計画的な整備に努める。

(5) 濁水により飲料水不適となった場合の給水

濁水により飲料不可となった場合は、飲料水には不適であることを市民へ告知した上で、断水は行わず、生活用水として供給を継続する。

4 水道施設復旧計画

応急給水とともに市民に安心安全な水を供給するため、水道施設の復旧は、最優先事項である。

(1) 水道施設等の復旧目標

災害発生から3日目	○水道施設緊急点検・被害状況の把握 ○住民等への情報提供・使用制限等の周知
災害発生4日目～10日目	○応急調査～仮設水道施設（配水管等）の整備着手
災害発生11日目～20日目	○応急復旧施設完了、本復旧調査着手
災害発生21日目～完全復旧まで	○本復旧計画策定、本復旧着手

(2) 応急復旧用資材の整備

災害等に備えて水道施設を復旧するため資機材の計画的な整備に努める。

5 広報活動

災害時の活動を円滑に実施するため市民等に対して平常時から防災体制の整備、飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

6 関係機関への応援給水要請等

- (1) 市は災害時において自力で応急給水等が実施できないと判断した場合は、保健所に対して応援要請するものとする。
- (2) 水道施設の復旧のためには、水道施設に精通した地元関係業者の協力が不可欠である。このため、災害時における応援協力体制の整備を図る。

第17節 トイレ対策 (市民環境部)

※市民対策部 災害対応マニュアル

1 方針

市は、現有資機材等の利用及び仮設トイレ等を最大限確保することにより、避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保し、衛生的に使用するための管理を行う。

2 各主体の責務

(1) 市

- 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者に対するトイレの供給
- 避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査及び県への支援要請(被災者のトイレ利用に関するニーズの把握)
- し尿処理場及びし尿運搬業者の状況等について調査及び県への支援要請
- 避難所トイレ及び仮設トイレを衛生的に使用するための管理
- 避難所以外の公共トイレの被災状況を把握及び使用措置

(2) 県

- 仮設トイレ等の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供等により市を支援

(3) 市民・企業等

- 地震災害発生から2日間程度に必要な携帯トイレや簡易トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

3 情報の流れ

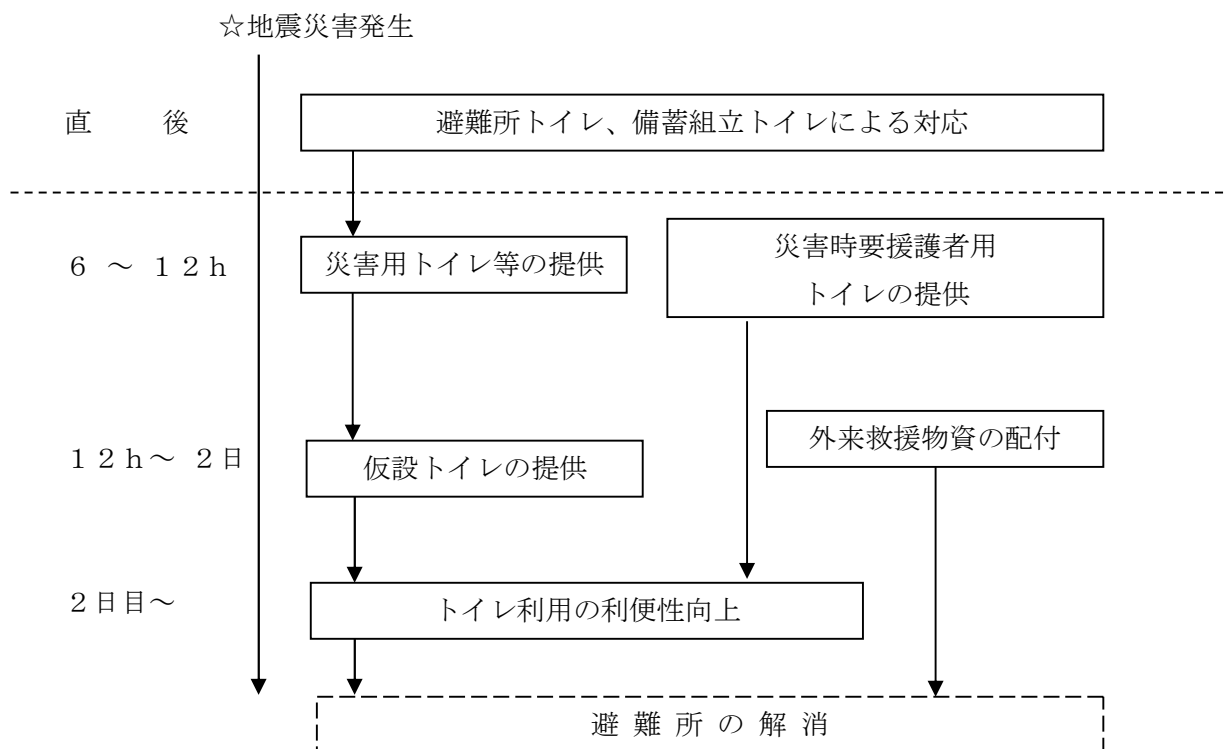
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	被災地ニーズ
市	県	集約された被災地ニーズ
県	国土交通省九州地方整備局 企業・団体	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	供給予定情報
市	避難所、避難者	供給予定情報

4 業務の体系



5 避難行動要支援者に対する配慮

- (1) 避難所に避難行動要支援者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、避難行動要支援者用の災害用トイレを配備（概ね24時間以内）する。
- (2) 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、災害時要援護者のトイレ利用に配慮する。
- (3) 避難行動要支援者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

6 快適な利用の確保

- (1) 避難者に対して、避難行動要支援者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行いトイレの円滑な利用を図る。
- (2) トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難者の協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- (3) 避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿の汲み取りを実施する。
- (4) トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

7 トイレの調達

(1) 備蓄非常用トイレによる対応

実施主体	業 務	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者の概数を把握 ○避難者に対する災害用トイレ等の適切な利用方法の周知 ○避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送 ○災害時相互応援協定締結に基づく緊急供給に関する業務 ○避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請 	<ul style="list-style-type: none"> * 災害時相互応援 * 協定締結市町村 * 県災対本部 * 社会福祉協議会 * 市災害ボランティア本部
県	<ul style="list-style-type: none"> ○市からの要請に基づき、広域応援により備蓄拠点から避難所等に配送 	<ul style="list-style-type: none"> * 県トラック協会
災害時相互応援協定締結市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○市から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配送 	/
県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ○県からの要請に基づき、県内の備蓄トイレを避難所等へ配送 	/

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

実施主体	業 務	協力依頼先
市	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類ごとの概数を把握 ○企業・団体等にトイレ等の供給を依頼 ○義援物資提供の申し出への対応 ○調達が困難な場合は災害時相互応援協定締結 ○市町村及び県に調達の代行を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> * 区長等 * 事業者等 * 災害時相互応援 * 協定締結市町村 * 県
県	<ul style="list-style-type: none"> ○市からの要請に基づきトイレ等の調達を代行 ○国土交通省に対して、トイレ調達の協力要請 ○企業・団体等に対してトイレ輸送経路等の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> * 国土交通省 * 九州地方整備局 * 事業者 * 他都道府県
災害時相互応援協定締結市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○市から調達要請があったトイレ等を、指定場所へ配送（原則として各避難所） 	/
企業・団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○県から調達要請があったトイレ等を、指定場所へ配送（原則として各避難所） 	/

参考：災害用トイレの特徴及び分類

分 類	特 徴
携帯トイレ	○既設トイレの便座等に便袋を設置し、使用後はし尿をパックし処分するタイプがある。
簡易トイレ	○室内に設置可能な小型で持ち運びができるトイレで、し尿を貯留するタイプ（介護用のポータブルトイレも含む。）がある。
組立トイレ	○災害発生時に組み立てて使用する屋外型タイプ（汲み取り便層付き）とマンホール対応型がある。日常時はパーツは折りたたんだ状態で保管
仮設トイレ	○工事現場やイベント等で利用されているタイプがある。 洗浄方式は、簡易水洗方式・泡式・非水洗の3タイプがある。 いずれも、貯留し汲み取りを行う。

第18節 入浴対策 (健康福祉部・経済部)

※健康対策部 災害対応マニュアル

※経済対策部 災害対応マニュアル

1 方針

市は、自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

2 各主体の責務

(1) 市

- 被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請
- 入浴施設を有する他市町村への協力要請
- 県への支援要請

(2) 県

- 自衛隊に対する入浴支援要請
- 県内市町村への協力要請
- 公衆浴場組合、旅館組合等事業者団体への協力要請

(3) 市民、公衆浴場組合等

- 被災を免れた入浴施設を被災者に開放するよう努める。

なお、熊本県が策定した「災害による被災者のための入浴支援マニュアル」も活用し、災害救助法の適用を受ける災害の発生により、県内の区域で被害が生じた場合において、熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合及び公衆浴場の協力を得て、入浴ができない者に対して無料入浴を行うものとする。

3 達成目標

入浴機会の確保は、風水害の発生から概ね3日以内に実施する。

4 避難行動要支援者に対する配慮

- (1) 入浴施設までの交通手段の確保
- (2) 避難行動要支援者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保
- (3) 避難行動要支援者への入浴施設情報の広報の徹底

5 情報の流れ

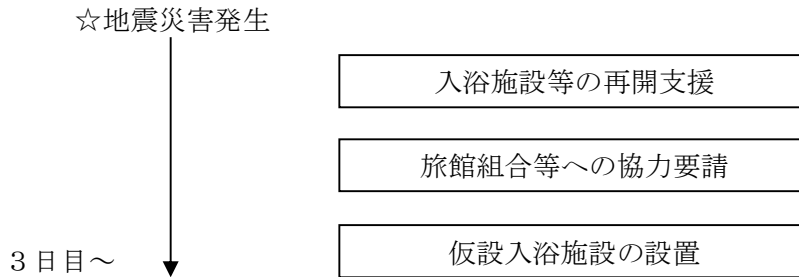
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	仮設入浴施設設置要請 入浴施設確保要請
県	自衛隊、他自治体、 旅館組合等	入浴支援要請 施設利用協力要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	入浴施設確保情報
市	避難所、避難者	入浴施設開設予定情報 入浴サービス提供情報

6 業務の体系



7 業務の内容

(1) 入浴施設の再開支援

実施主体	業務内容	協力依頼先
市	○避難者に対する入浴施設情報の広報 ○避難行動要支援者の入浴施設までの交通手段を確保	入浴施設管理者等

(2) 仮設入浴施設の設置

実施主体	業務内容	協力依頼先
市	○近隣で入浴施設が十分に確保できない場合避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請	県災対本部
県	○市の要請により自衛隊へ入浴支援要請	自衛隊
自衛隊	○県の要請により避難所等へ野営用入浴施設による支援の実施	県災対本部

(3) 旅館組合等への協力要請

実施主体	業務内容	協力依頼先
市	○旅館組合等への協力要請 ○市のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請	旅館組合等
県	○市の要請により近隣の市町村旅館組合等へ支援の要請を行う。	

第 19 節 防疫対策（市民環境部）

※市民対策部 災害対応マニュアル

1 方針

災害によって被害を受けた地域、または当該住民に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「災害防疫実施要綱」の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生予防及びまん延の防止を図る。

2 実施責任

市長は、知事の指示に従って、災害時における防疫上必要な措置を行う。

3 防疫組織及び実施法等

知事及び市長は、感染症の予防及びまん延防止のため、汚染された場所・物件の消毒その他必要な措置を講ずる。この場合、熊本県と一般社団法人熊本県ペストコントロール協会とで締結した「大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定書（平成30年2月15日締結）」も活用するものとする。

(1) 防疫の実施組織

ア 防疫班の編成

(ア) 防疫実施のため防疫班を編成する。

(イ) 防疫班は、おおむね事務職員1名、作業員3名をもって編成し、必要な場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除を行う。

(ウ) 災害の規模に応じて、市長は県知事に対して防疫班の派遣を要請する。

イ 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

災害時または、その恐れが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具機材等を整備し、あらかじめ周到な計画を作成する。

(2) 実施方法等

ア 消毒

市長は、知事の指示に基づき、感染症法第27条及び施行規則第14条・16条並びに結核感染症課長の通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施する。

イ ねずみ族昆虫等の駆除

市長は、感染症法第28条第2項及び施行規則第15条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づきねずみ族昆虫等の駆除を実施する。

ウ 生活用水の使用制限

感染症法第31条の規定により知事が生活用水の使用制限等を実施した場合、市長は生活用水の供給を実施する。

第20節 河川の応急対策（建設部）

※建設対策部 災害対応マニュアル

1 方針

河川管理者は、震災時は施設の破損箇所の機能確保を図るため、応急体制を確立すると共に関係機関との緊密な連携のもと、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急体制を実施する。

2 各主体の責務

(1) 市民

河川の被災を確認したときは、遅滞なく市、県、消防機関、警察署へ連絡する。

(2) 市

ア 住民等から河川の被災の通報を受けたとき又はパトロール等により河川の被災を確認したときは、県へ連絡する。

イ 河川の被災により住民に被害が及ぶ恐れがある場合は、住民の安全を確保するための避難情報の発令及び避難誘導等を実施する。

(3) 県・国

県・国は、震災による河川の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えると共に、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急体制を実施する。

3 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
市民、警察、消防	市	施設被災の通報
市	県	詳細な施設被災情報
県	協定先事業所	被災点検、応急対策調査及び応急工事指示
	国	点検実施状況、点検結果、緊急復旧情報

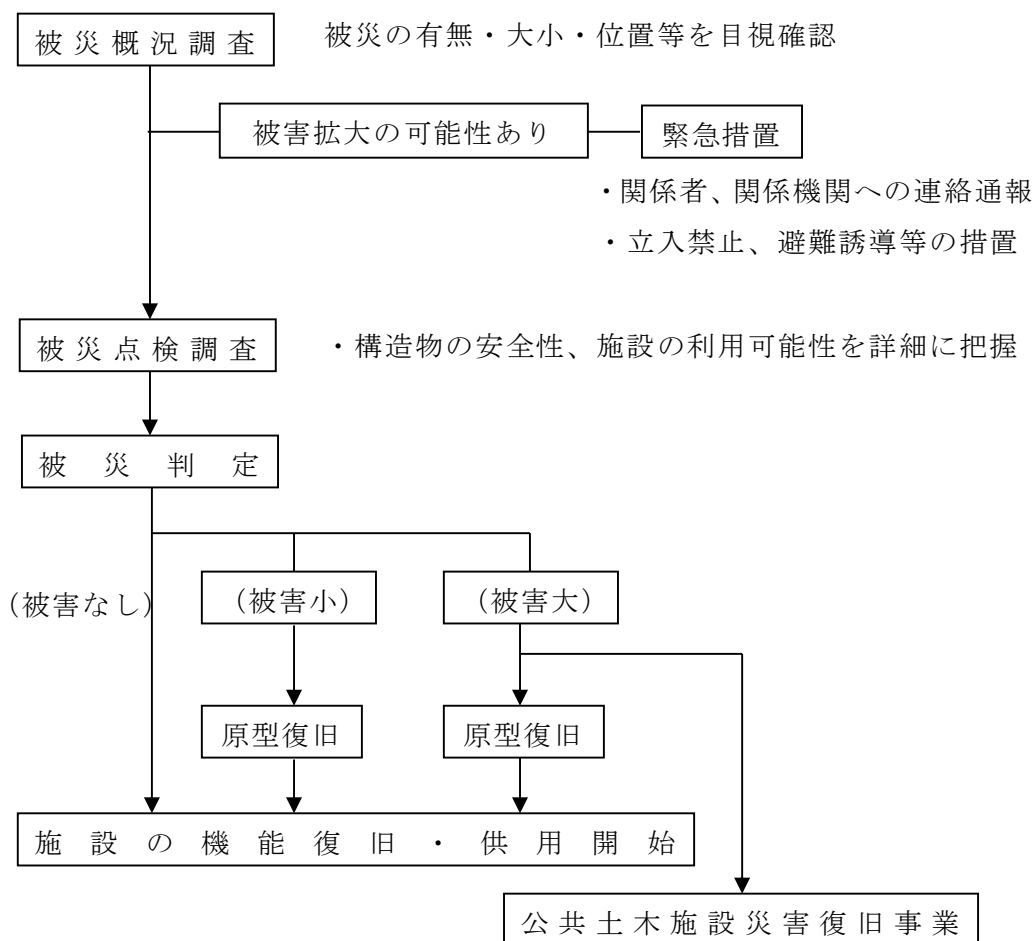
(2) 被災地へ

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
県	市、警察、消防	施設被害の規模と状況の推移 応急工事の状況報告

市	市、警察、 消防	施設被害の規模と状況の推移 応急工事の状況報告 避難情報等の発令
---	-------------	--

4 業務の体系

【地震災害の発生】



5 応急対策

応急対策は、震災直後の対策として各所管施設の必要とする機能の確保を目的とし、二次災害防止等の観点から次の応急対策を実施する。

※資料編 重要水防箇所一覧表

(1) 点検

震災が発生した場合、各施設管理者は、震災による被害の実態を把握して、応急活動の円滑を期するため、それぞれの管理する施設等の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。

(2) 応急対策

施設管理者は、点検において異常や被災が確認された施設について、二次災害防止等の観点からその危険の程度を調査して、関係機関等及び菊池市建設業協会と緊密な連携のもとに人的な被害を拡大させないように、次のとおり適切な措置を講じる。

ア 堤防等河川構造物の破損箇所の応急措置の実施

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、大量降雨による出水で破堤等重大な災害につながる恐れがあるため、点検や調査で異常が確認された場所については、資材や施工規模を考えて応急措置を実施する。

イ 低標高地域の浸水対策の実施

低標高地域では、浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼動可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施

浸水被害が拡大する恐れがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うと共に、危険な箇所は、人的な事故の発生を防止するため、立入り禁止等の必要な措置を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

(ア) 許可工作物の損傷の復旧等については、震災を受けた地域の早急な復旧・復興を期するため、施設占有者に適切な指導及び助言を行う。

(イ) 頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、震災により被災した施設のある施設管理者は、速やかに応急的措置を行うと共に、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の発生防止に努める。

オ 危険物、油流出等事故対策の実施

震災により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するため、下流域住民への情報提供や汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

震災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想される。

そのため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整

を優先して行う。

(3) 応急工事

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材及び機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

6 市民に対する広報

(1) 河川は、被災の程度により、市民の生命及び財産に重大な影響を及ぼすことが予想されるため、市は各施設管理者と連携のもと住民の安全の確保、民心の安定を図り、迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するため、広報車等により広報活動を実施する。

(2) 市は、住民に被害が及ぶ恐れがある場合は、住民に対し避難情報の発令及び避難誘導等に関する広報を優先して実施する。

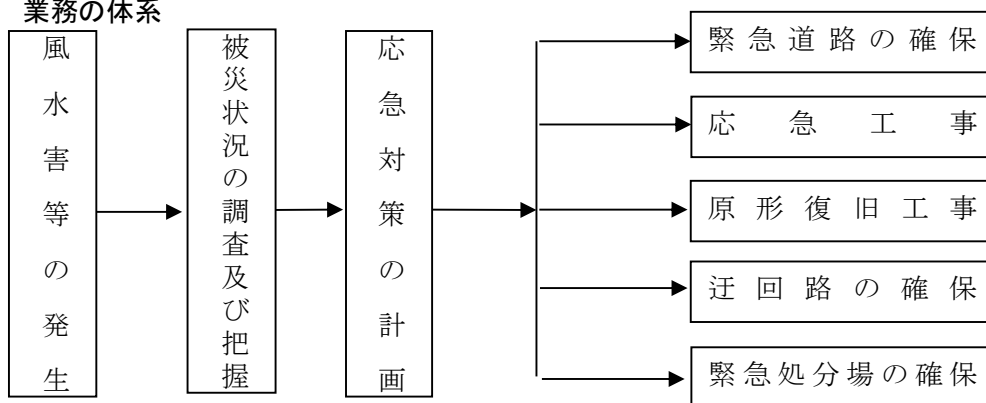
第21節 道路・橋梁の応急対策（建設部）

※建設対策部 災害対応マニュアル

1 方針

災害時において、各種の応急対策活動を支えるためには、道路機能の確保が最も重要であるこのため、被害状況を正確かつ総合的に把握し、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧などを考え合わせ、関係機関・団体と事前に対応マニュアルの整備等を行う等連携の上、路上障害物の除去及び道路等応急復旧工事を迅速かつ的確に行う。

2 業務の体系



3 道路及び橋梁応急対策

(1) 被災状況の調査及び把握と施設点検

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、道路管理者等は、主要な道路及び橋梁等の構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を行う。

また、区長、周辺住民等からの道路情報の収集に努める。

(2) 防災機関等への連絡

市は、災害による道路・橋梁の被害状況、措置状況の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

(3) 緊急の措置等

ア 道路管理者は、道路利用者の安全確保を図るため被害箇所・区間において、警察署及び関係機関と連携を図り必要に応じて交通規制等の緊急措置を講ずる。

イ 関係機関と調整しつつ、路上障害物の除去や応急復旧作業、必要に応じ迂回路の選定やその誘導等の措置を執りながら交通路の確保に努めるとともに、道路の状況についての広報に努める。

ウ 交通規制

災害発生と同時に菊池警察署等と協力して交通規制を行い、標識、看板及び道路パトロールカー等により、通行者に対し交通情報等を提供する。

エ 緊急交通路の確保

(ア) 関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により交通路を確保する。

(イ) 交通路の確保は、可能な限り迅速に行い、被災状況によっては危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き車両誘導等を行う。

オ 防災活動拠点等とのアクセスの確保

緊急の措置等については、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携して協力、支援を行う。

カ 応急復旧工事

(ア) 応急復旧工事は、緊急の交通路確保が行われた後に施設の重要度、被災状況を検討し迅速かつ的確に順じ実施する。

(イ) 道路管理者は、建設業関係団体との協力・連携により、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

キ 占用施設

上下水道、電話等道路占用施設に被害が生じた場合は、当該施設管理者は道路管理者に通報するとともに、緊急時には速やかに安全確保のための措置を執り、事後その対応についても連絡を取りながら応急復旧を実施する。

4 交通安全施設等応急対策

道路管理者は、災害により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、菊池警察署と連携して、迅速にこれに対処し、被災地域内での交通の安全と緊急車両の通行の円滑化を確保する。

5 住民に対する広報

災害による被害の防止・軽減・交通の混乱防止及び被災地域における応急復旧活動の迅速かつ的確な実施のため、次の事項等について適時適切な広報を行う。

- 所管する施設の被害及び機能状況
- 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるために必要な事項
- 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項
- その他道路及び橋梁応急対策に関して広報を行う必要がある事項

6 積雪期の対応

積雪期には雪が障害となり、被害状況の把握、施設点検、応急復旧等の活動において通常時と比較して困難を伴うことから、各施設管理者は関係機関と事前に協議し、密接な連携の下、的確かつ円滑な応急対策を実施する。

第22節 土砂災害応急対策（建設部・経済部）

※建設対策部 災害対応マニュアル

1 方針

治山、砂防等の管理者は、地震災害時は施設の破損箇所の機能確保を図るための応急体制を執ると共に、関係機関の緊密な連携の下に、被害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

2 各主体の責務等

(1) 市民

ア 治山・砂防施設の被災及び土砂災害やその前兆現象等を確認したときは、遅滞なく市、警察署等へ連絡する。

イ 身体の危険を感じた場合は、自主的に避難を行う。

(2) 市

ア 住民等から土砂災害等の通報を受けたとき又はパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県へ連絡する。

イ 住民に被害が及ぶ恐れがある場合は、住民に対する避難情報の発令及び避難誘導等を実施する。

(3) 県

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

(4) 避難行動要支援者に対する配慮

ア 市は、土砂災害等により、主として避難行動要支援者が利用する施設に被害が及ぶ恐れがある場合は、施設管理者、地域の自主防災組織、地区自治会等と連携し、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

3 情報の流れ

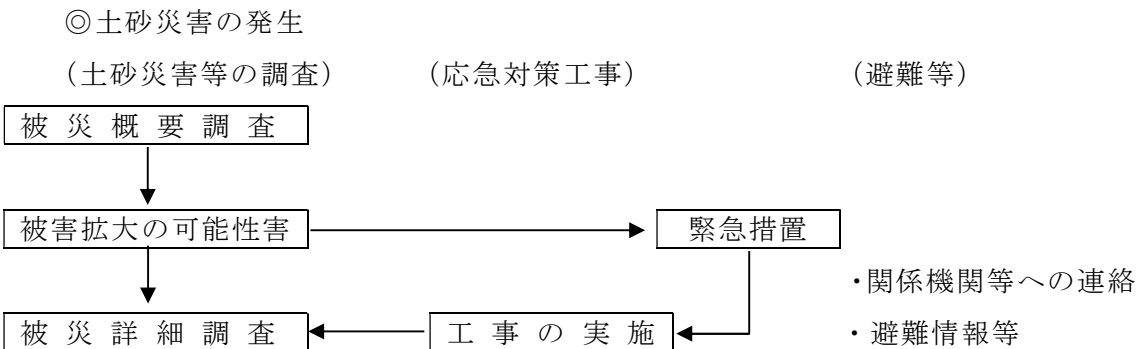
(1) 被災地から

情報発信者	→	情報受信者	主な情報内容
市民、警察、消防		市	被害情報、危険箇所等の情報
市		県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
県・市		事業所等	調査・応急対策工事の指示
県		林野庁、九州農政局 九州地方整備局	被害情報危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況
市	市民 警察 消防	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難情報等

4 業務の体系



5 業務の内容

地震発生直後の対策として、各施設の機能確保を目的とし、二次災害防止等の観点から応急対策を実施する。

(1) 点 検

ア 各施設管理者は、地震による被害の実態を把握して、応急活動の円滑を期するため、それぞれの管理する施設等の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して、関係機関との協力体制を確立する。

イ 市民等からの連絡又はパトロール等により土砂災害等を確認した場合も同様に対応する。

(2) 応急対策

点検において異常や被災が確認された施設については、二次災害防止等の観点からその危険の程度を調査して、関係機関等及び菊池市建設業協会と緊密な連携の下に人的な被害を拡大させないよう、各施設管理者は次の措置を講じる。

ア 林道・治山施設

(ア) 被害状況の把握

a 市及び県等は、森林管理署、森林組合等と相互に連携し、林道・治山施設の被害状況を把握する。

- b 県は、林道・治山施設の被害状況を把握すると共に、応急対策の総合的な調整を行う。

(イ) 応急対策

- a 県は、施設被害の復旧に急を要する場合は、災害査定前着工の申請手続の指示及び指導を行う。
- b 市、県及び森林組合等は、林道・治山施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じる。
 - 山腹崩壊、地滑り、治山施設等の被害により、人家、道路施設等に直接被害を与え、又は与える恐れがある場合は、警察、消防機関等の協力を得て、迅速な住民避難及び交通規制等の措置の実施
 - 地滑り又は亀裂が生じた場合は、シートで覆うなどその拡大防止
 - 倒木被害（人家、道路）が発生した場合は、住民の協力を得て速やかな除去
 - 林道の通行に危険があると認めるときは、通行止等の措置

- (ウ) 県は、応急対策実施後も被災地の巡回パトロールを実施し、現地情報を的確に把握すると共に、必要に応じて市に対し危険防止等の助言を行う。

イ 地滑り防止施設

- (ア) 危険区域に位置する人家集落及び関係機関への連絡、通報

地震を原因として発生する地滑りにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。

- (イ) 警戒避難の助言

地滑りが進行し、下方の人家集落に危険が及ぶと推察される場合は、警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。

- (ウ) 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地滑りが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地滑りが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し、地滑りの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

- (エ) 被災地の巡視等危険防止のための監視

地震により地滑りが発生した場合やその兆候が見られるときは、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

- (オ) その他

地滑り防止施設の管理に関する事項の調整は、国・県・市が協議して行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

- (ア) 危険箇所が存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたり、その恐れが生じた場合には、

危険な箇所に存在する人家集落並びに道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

(イ) 警戒避難の助言

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ、拡大する恐れがある場合は、被害の程度及び状況の推移に応じて、警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

(ウ) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害を受けた場合には、二次的被害の発生を防止するため、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

(エ) 急傾斜地崩壊防止施設の管理に関する事項の調整

地震によって発生する急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設の被害について、近接する公共施設等管理者との対策をはじめとした、急傾斜地崩壊防止施設の管理にかかわる事項について調整を行う。

エ 砂防施設

(ア) 砂防施設下流の人家、集落及び関係機関への連絡、通報

大量の降雨があった場合は、出水で土砂の異常流出等が生じやすくなるため、その被災程度を砂防施設下流の人家集落並びに市及び関係機関へ連絡通報し、注意を促す。

(イ) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

大量の降雨があった場合は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うと共に、地元住民を通して河川の濁りの変化や水量の変化等に注意を払って、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

(ウ) 砂防施設の管理に関する事項の調整

砂防施設の管理に関する事項については、風水害によって被害を受けた砂防施設と関連する他の所管施設との管理にかかわる調整及び市との協議等事項の調整を行う。

オ 天然ダム発生時の対応

(ア) 天然ダムの周辺の人家、集落及び関係機関への連絡、通報

地震により天然ダムが発生した場合は、地震後の降雨による出水で決壊の恐れが高まるため、その被災程度を天然ダム周辺の人家集落並びに市及び関係機関へ連絡通報し、注意を促す。

(イ) 被災地域の巡視等危険防止のための監視

地震により天然ダムが発生した場合は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うと共に、地元住民を通して決壊等に注意を行い、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

(ウ) 天然ダムに関する事項の調整

天然ダムに関する事項については、震災によって発生した天然ダムと関連する他の所管施設との管理にかかわる調整及び市との協議等事項の調整を行う。

(3) 応急工事

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材及び機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

6 市民に対する広報

(1) 砂防施設、地滑り防止施設等は、被災の程度により、市民の生命及び財産に重大な影響を及ぼすことが予想されるため、市は各施設管理者と連携のもと住民の安全の確保を図り、迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するため、広報車等により広報活動を実施する。

(2) 市は、住民に被害が及ぶ恐れがある場合は、住民に対し避難情報の発令及び避難誘導等を実施する。

第23節 下水道施設の応急対策（建設部）

※建設対策部 災害対応マニュアル

1 方針

ライフラインである下水道施設は、市民の生活に大きな影響を与えることから、早期の復旧が求められる。

このため、災害の発生により下水道施設が被災した場合、迅速に応急措置ができるよう被害状況の把握を行い、速やかな下水道施設の復旧を図る。

下水道管理者は、民間事業者等と共同により発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	市	被災者ニーズ
市	県	集約された被災者ニーズ
県	国	集約された被災者ニーズ 被災者情報、応援依頼等

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県	市	支援情報
市	避難所、避難者	復旧予定、供給予定情報

3 復旧計画

応急復旧により機能を確保することにより、住民の生活を確保するとともに、本復旧のための必要な調査を実施し、復旧計画を策定する。

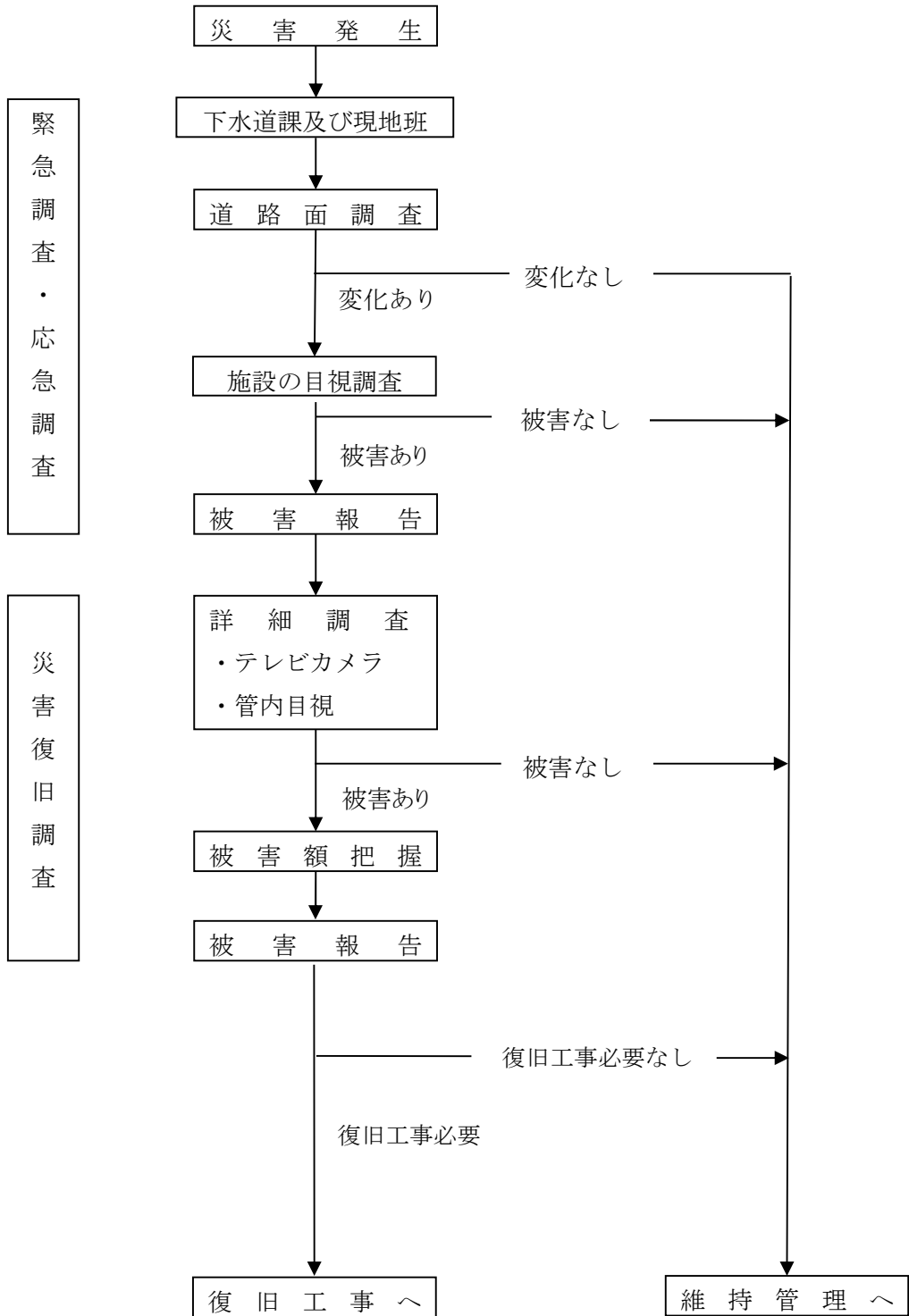
下水道施設等復旧の目安

地震災害後～3日程度	<ul style="list-style-type: none"> ○水害対応運転、施設の浸水対策 ○住民等への情報提供、使用制限の広報 ○処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
地震災害後3日程度 ～1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ○応急調査、応急計画着手、施設応急対策実施
地震災害後1週間程度 ～1か月間程度	<ul style="list-style-type: none"> ○本復旧調査着手、応急復旧着手・完了

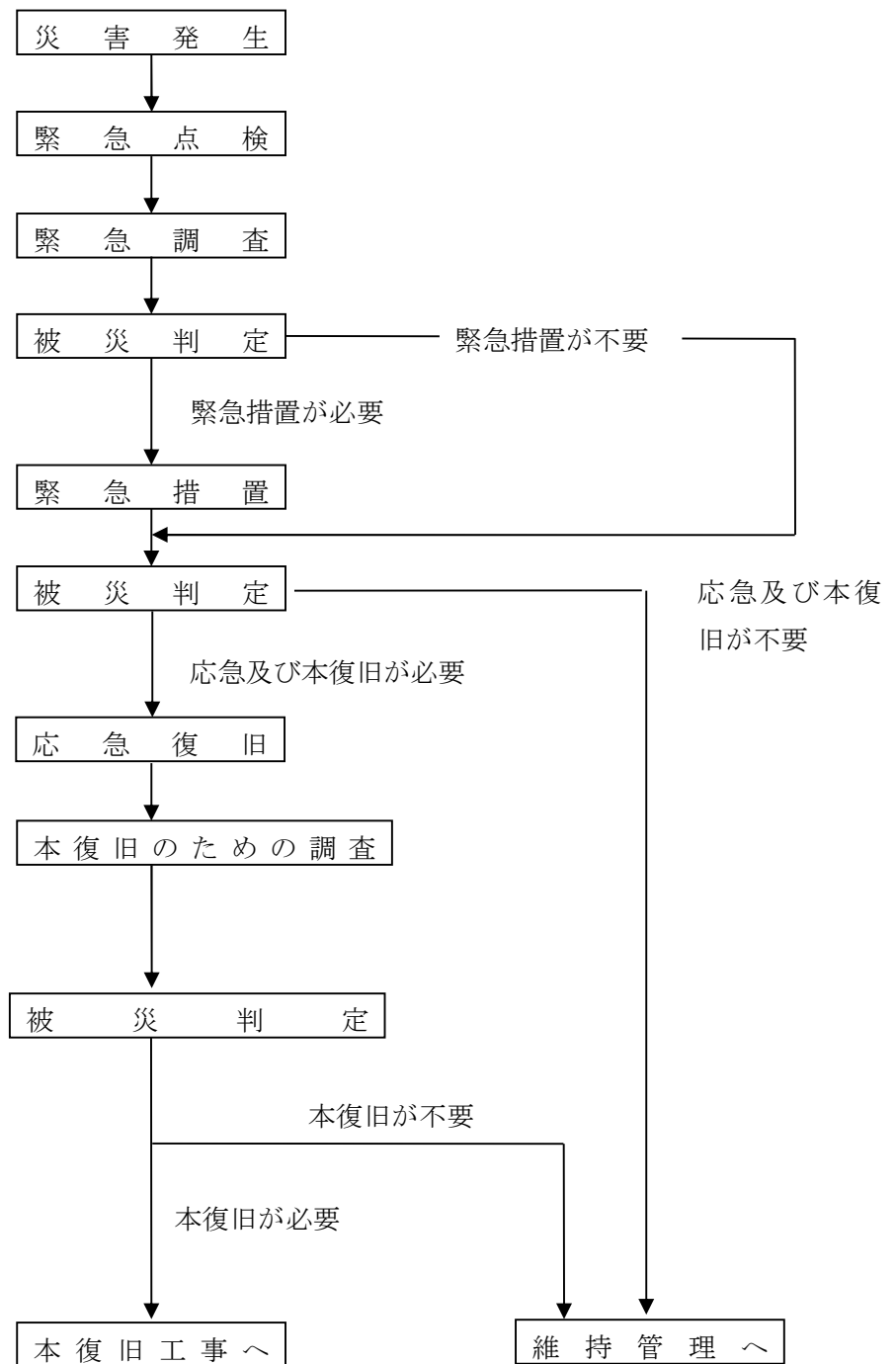
地震災害後 1 か月～	○本復旧調査完了、本復旧計画策定・災害査定実施、 本復旧着手
-------------	-----------------------------------

4 業務の体系

(1) 管渠対策



(2) 処理場・ポンプ場対策



5 管渠、処理場の応急対策

※緊急措置と応急措置について

- 緊急措置・・・重大な機能障害及び二次災害の危険性を緊急に取り除くための仮の措置
- 応急措置・・・緊急性はやや落ちるが、緊急措置と同様の目的を持つとともに管路施設及び処理施設の機能回復のために行う応急的な復旧

(1) 緊急措置について

対 応 項 目	措 置 事 項	協力依頼先
緊急点検・緊急調査・措置による対応	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設等、市管理施設の緊急点検、緊急調査の実施 ○緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 	県 日本下水道事業団 地域環境資源センター (JARUS) 管理委託会社 市建設業協会

ア 管 渠

下水道管の閉塞、破損等による機能障害及び道路、周辺施設等への二次災害の危険性を緊急に取り除くため、道路管理者との協議の上、バリケード、マーカーライト等の設置、陥没部への砂利等の投入、危険箇所への通行規制など必要な措置を講ずる。

イ 処理場

下水処理場において、人的被害につながる二次災害未然防止として、建物、機械・電気設備の緊急点検を行い、必要に応じて火気の使用禁止、立入禁止、漏水箇所の止水等を行う。

ウ マンホールポンプ

停電時のマンホールポンプ運転は、建設対策部対応マニュアルに添付の対応機材調査表を参照し依頼すること。

(2) 応急復旧について

対応項目	措 置 事 項	協力依頼先
応急復旧による対応	<ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧を実施 下水道施設等利用を再開 ○仮設用資材の調達 ○地域住民等への周知 ○県への報告 ○避難所等に連結する下水道を最優先に復旧 	県 日本下水道事業団 地域環境資源センター (JARUS) 管理委託会社 市建設業協会

ア 管 渠

管路施設の構造的、機能的被害程度、他施設に与える影響程度を判断し、下水道管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の排除、仮管渠の設置、マンホールの切下げ等を講ずる。

イ 処理場

本復旧までの一時的な処理場機能の確保をするため、コーキング、角落しによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操作による配管のルート切り回し、可搬式ポンプによる揚水、急結セメントによる復旧、固形塩素剤による消毒等を講ずる。

ウ マンホールポンプ

マンホールポンプの電気通信の被害程度の調査、可搬式ポンプによる下水の排除を行う。

6 利用者への協力要請

- (1) 下水道施設の被害が広範囲にわたり、速やかな復旧が不可能な場合、市は、利用者に対して広報活動等により、水洗トイレ、風呂等の使用を極力控えるよう協力要請する。
- (2) 必要に応じて、関係業界の協力を得て、仮設トイレの設置、被災していない共同浴場の利用等を行う。
- (3) なお、広報活動の際、利用者が下水道施設の異状を発見した場合には、下水道関係機関へ通報するよう、利用者呼び掛けを行う。

第24節 廃棄物の処理 (市民環境部)

※市民対策部 災害対応マニュアル

1 方針

(1) 衛生的かつ迅速な処理

菊池市災害廃棄物処理計画に基づき、風水害等によって発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が生じないように適正な処理体制を確保しつつ、可能な限り迅速な廃棄物処理を実施する。

(2) 分別・再生利用の推進

災害廃棄物の埋立て処分量を削減するため、可能な限り分別を徹底することで、再生利用及び再資源化を推進し、併せて処理費用の低減につなげる。

(3) 処理の協力・支援、連携

災害廃棄物が大量に発生した場合は、その性質上、本市及び特別地方公共団体（菊池環境保全組合、菊池広域連合）の処理施設ですべてを処理する事は困難であるので、国や県、他地方自治体及び民間事業者等の協力を得て処理する。

また、迅速に対応できるよう関係機関及び団体と予め協力支援体制の構築に努める。

(4) 環境に配慮した処理

市が設置する災害ごみ仮置き場（以下「災害ごみ仮置き場」という。）及び処理施設の周辺環境等に十分配慮した処理方法に努める。

(5) 災害廃棄物仮置き場

市は災害廃棄物の処理を早期に完了するために、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理を実施する。この際、あらかじめ災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地の選定・確保、動線やレイアウトの検討等に努めるものとする。また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害の恐れがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。

(6) 一般廃棄物(家庭ごみ及びし尿)収集運搬業務

平常時の一般廃棄物収集運搬業務は、その性質上、災害時であっても継続実施しなければ公衆衛生悪化につながるため、特別地方公共団体（菊池環境保全組合、菊池広域連合）と協議のうえ、原則として実施する。

(7) 警察、消防、ボランティア団体などとの連携

発災直後は、人命救助、被災者の安全確保を最優先とし、ライフライン確保のための道路啓開等で発生した災害廃棄物の撤去が迅速に行えるよう、市防災計画に基づく建設対策部と連携するほか、災害対策本部を通じた自衛隊、警察、消防等との連携方法について必要に応じて調整を行う。

応急段階での災害廃棄物処理は、人命救助の要素も含まれるため、その手順につ

いて、災害対策本部を通じて警察・消防等との連携に努める。

災害廃棄物に含まれる有害物質等の情報を必要に応じて自衛隊、警察、消防等に提供する。

地域のごみステーション、避難所のごみ排出場所や仮設トイレ、災害ごみ仮置き場での排出方法に関する周知や衛生管理等については、行政区及び利用者に協力を依頼する。

ボランティア団体等にあっては、被災家屋における家財の撤去や搬出、災害廃棄物の選別、貴重品や思い出の品等の整理、その他の清掃業務等、被災者のニーズに応じて協力を要請する。

2 達成目標

(1) 生活ごみ収集

生活ごみ収集は、災害時であっても継続実施しなければ公衆衛生悪化につながるため、やむを得ない事情で市が困難と判断した場合を除き、原則として継続実施する。

(2) し尿収集

し尿等収集は、災害時であっても継続実施しなければ公衆衛生悪化につながるため、やむを得ない事情で許可業者が困難と判断した場合を除き、原則として継続実施する。

(3) 災害ごみ収集

災害ごみ収集は、分別ルールの徹底、処理コスト低減（混合廃棄物の抑制）、衛生環境の保持が図られる、災害ごみ仮置き場での収集方式とし、排出者の責任で搬入を行うものとする。

なお、原則として発災後3日以内、遅くとも7日以内には、災害ごみ仮置き場の受け入れが開始できるよう努めるものとする。

3 各主体の責務

(1) 市民

ア ごみ処理

- 避難所での生活ごみについて、市の指示する分別等のごみの排出に協力する。
- 災害ごみについて、市の指示する分別方法、災害ごみ仮置き場までの排出（搬入）に協力する。
- ごみの不法焼却（野焼き）及び不法投棄、災害ごみ仮置き場への便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）排出を行わないなど、市の指示に従ったごみの適正処理に協力する。

イ し尿処理

- 避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等並びに市が行うし尿収集に協力する。

(2) 市

ア ごみ処理（災害ごみ以外の生活ごみ）

- ごみ処理施設の被害状況等を速やかに把握するとともに、施設復旧に期間を要する場合などは、必要に応じて一時保管場所の設置及び管理を行う。
- 避難所での衛生環境が悪化することが無いように、避難所から排出される生活ごみの収集体制を速やかに整備する。
- ごみの収集や処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、県、民間業者等に対して広域支援を要請する。

イ し尿処理（浄化槽汚泥を含む。）

- し尿処理施設の被害状況等を速やかに把握するとともに、し、施設復旧に期間を要する場合などは、必要な処理体制を構築する。
- 避難所等における避難者の概数、仮設トイレの設置状況を把握し、許可業者等と協力しながら収集体制を整備する。
- 被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を必要に応じて策定する。
- し尿収集及び処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、県、関係団体に対して広域支援を要請する。

ウ 災害ごみ処理

- 隣家への倒壊や道路交通への支障など、緊急を要する危険家屋については、市が定める要綱に基づき優先的に解体撤去を実施する。
- 損壊家屋等の被害状況を把握し、災害ごみの発生量を推計し、廃棄物処理実施計画を必要に応じて策定する。
- 災害ごみが大量に発生することが見込まれる場合は、災害ごみ仮置き場を設置するとともに、周辺環境に悪影響を与えないよう必要な対策を講じるものとする。
- 市は、損壊家屋の解体撤去を実施する場合には、「菊池市災害廃棄物処理計画」及び市が定めた要綱に基づき実施する。また、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した体制を整備する。
- 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、県が行う施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング調査等に対して協力をする。

エ その他

- 詳細については、別に定める「菊池市災害廃棄物処理計画」に基づき実施

する。

(3) 県

ア 被害状況調査、把握

- 保健所からの被害状況報告を取りまとめ、国等関係機関へ連絡する体制を整備する。

イ 廃棄物の仮置場候補地の選定等

- 仮置場候補地の選定、確保を行うよう市町村に助言するものとし、県全体の選定・確保状況の把握・調整を行うものとする。

ウ 災害廃棄物処理の広域応援体制

- 他県及び関係団体と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、広域災害時の相互協力体制の整備に努めるものとする。
- 国（環境省）が整備している災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度、地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や災害廃棄物に関する情報、取組等の周知に努めるものとする。

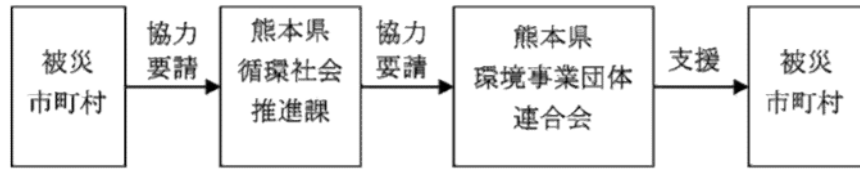
エ 災害廃棄物の処理

- 市町村が設置する仮置場の運営管理や解体家屋のアスベスト飛散防止対策等の措置の徹底のため、必要に応じて状況の確認を行うものとする。
- 県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認められた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、「九州・山口9県における災害廃棄物処理に係る相互支援協定」等に基づく他県への応援要請及び廃棄物処理業者等で構成する（一社）熊本県産業資源循環協会との災害廃棄物処理支援活動協定に基づく協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする



オ し尿の処理

- 市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認められた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、「九州・山口9県における災害廃棄物処理に係る相互支援協定」等に基づく他県への応援要請及びし尿処理業者で構成する熊本県環境事業団体連合会に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。



カ その他

- 詳細については、別に定める「熊本県地域防災計画」に基づき実施する。

4 情報の流れ

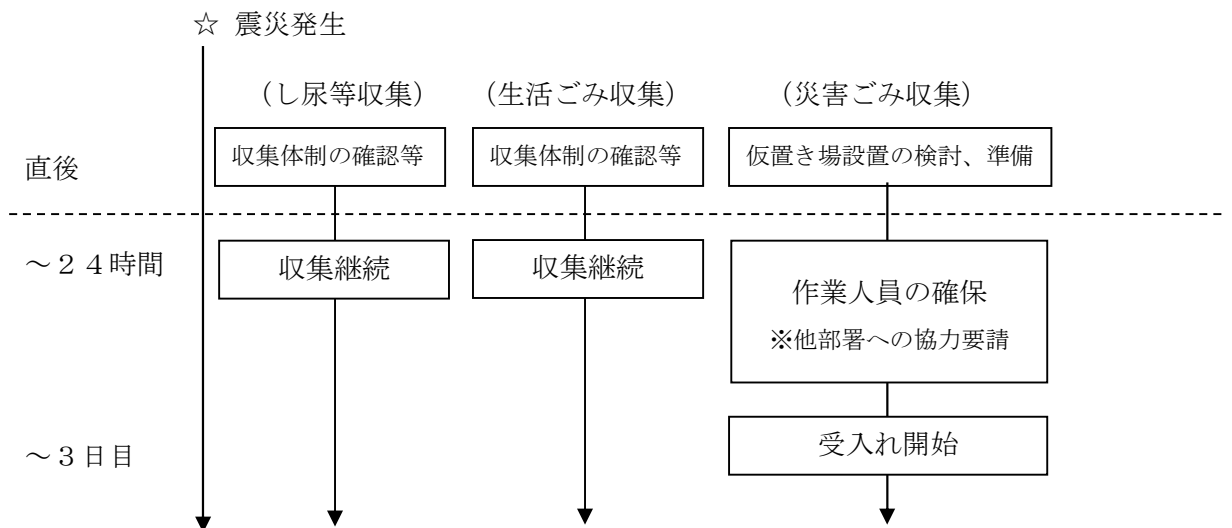
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	ごみ、し尿収集のニーズ
市	県	広域支援の必要性
県	協定先・団体	広域支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	広域支援の情報
市	避難所、避難者	ごみ、し尿の収集情報 公費解体に関する情報

5 業務の体系



6 業務の内容

(1) 生活ごみ処理

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	○避難所等での適切なごみの分別及び排出への協力	市
市	○避難所のごみ収集体制の整備 ○ごみの分別及び排出方法等について住民への周知 ○広域支援が必要な場合は、近隣市町村、県に要請 ○警察の協力を得て、運搬ルートを確認 ○ごみ収集支援のためボランティアの派遣調整	県災対本部 近隣市町村 協定団体
県	○広域支援体制の整備 ○職員を派遣（ごみ処理対策の支援）	
県産業資源循環協会	○市が行うごみ処理への協力・支援	

(2) し尿処理（浄化槽汚泥含む。）

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	○仮設トイレの維持管理及び市が行うし尿収集に協力	市
市	○し尿処理の実施計画を必要に応じて策定 ○住民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知 ○し尿の処理体制を整備 ○広域支援が必要な場合は、県等に要請	県
県	○広域支援体制の整備 ○職員の派遣（し尿処理対策を支援）	熊本県環境 事業団体連 合会
県浄化槽協会	○浄化槽の被害調査、応急復旧への協力	

(3) がれき類処理

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	○市の指示に従い、被災家屋等から発生する災害ごみの適切な分別及び排出に協力 ○災害ごみ仮置き場までの搬出	市
市	○災害ごみ発生量を推計し、処理の実施計画を必要に応じて策定 ○住民に災害ごみの分別及び処理方法を周知 ○災害ごみの処理体制を整備 ○広域支援が必要な場合は、近隣市町村、県に要請 ○災害ごみ仮置き場の設置、管理	県 協定団体等

県	○広域支援体制の整備 ○職員の派遣(災害ごみ処理対策の支援)	
県産業資源循環協会	○災害ごみ処理に協力及び支援	
市建設業協会等	○被災家屋等の解体撤去、災害ごみ仮置き場運営及び収集運搬に協力・支援	

第25節 障害物の処理 (建設部・市民環境部)

※建設対策部 災害対応マニュアル

※市民対策部 災害対応マニュアル

1 方針

- (1) 震災等により発生した落石、倒壊家屋等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を相互に接続する緊急交通路を確保する。
- (2) 確保すべき緊急輸送路は、広域的かつ有機的に各拠点施設を接続するとともに、輸送における安全性に配慮したものとする。
- (3) 障害物の処理は、市道・農道・林道・公共施設の管理マニュアル等によって処理し、その他の障害物は、「菊池市災害廃棄物処理計画」に基づき行う。

2 各主体の責務

(1) 市

災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、市内全体の衛生環境に支障を及ぼす障害物について主体となり除去し、必要に応じて、災害時応援協定に基づき菊池市建設業協会等に協力を依頼する。

(2) 県

ア 県災害対策本部は、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物の除去を必要とする道路・河川施設等の公共管理施設について、各関係機関との連携のもとに情報を収集する。

イ 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関との連携を図りながら緊急輸送及び交通確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去の実施を依頼する。

(3) 道路管理者（国、県、市、高速道路）

ア 道路管理者は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに障害物を除去する。

特に、緊急輸送ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」という。）については、最優先に実施する。

イ 建設業協会等との災害時の応援協定等により、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。

ウ 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察本部の協力を得て排除する。

3 情報の流れ

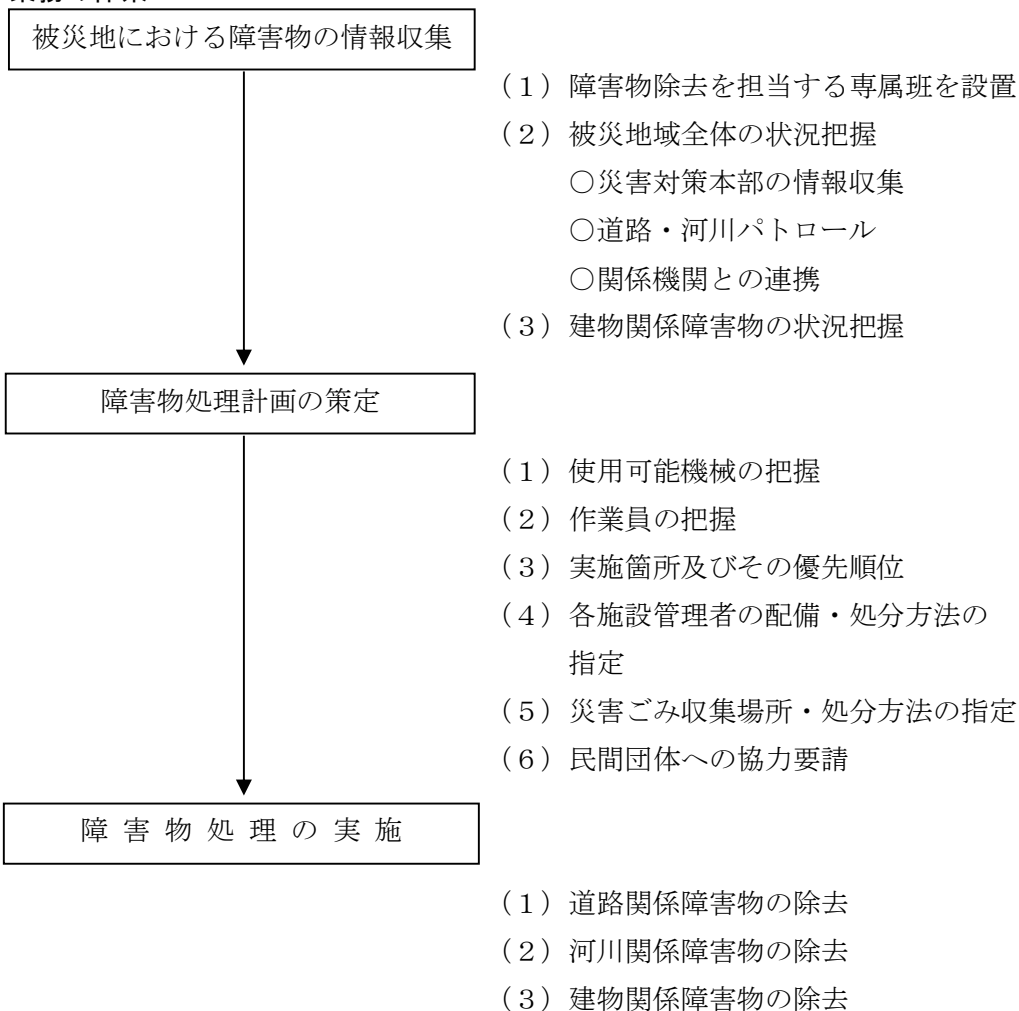
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県（施設管理者）	被災地における障害物の情報
県（施設管理者）	県災害対策本部	被災地における障害物の情報
その他の施設管理者	県災害対策本部	被災地における障害物の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	市	障害物除去に関する情報
県災害対策本部	施設管理者	障害物除去に関する情報

4 業務の体系



5 被災地における障害物の情報収集

- (1) 市は、被災地域全体の状況把握のほか、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川施設等の公共管理施設及び建物関係の障害物について、災害対策本部に寄せられる情報のほか、パトロールを実施し、また、各関係機関と連携し、早期の情報収集に努める。
- (2) 被災状況が広範かつ甚大な場合は、国・県等の関係機関との連携を図りながら、効率的に障害物除去を実施するための情報を速やかに収集する。

6 障害物処理計画の策定

- (1) 被害状況の情報収集の結果、その被災程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、市は国・県等の関係機関と協議を行い、緊急輸送ネットワークの形成を念頭におき、障害物処理計画を策定する。
- (2) 市は、障害物の仮置場及び最終処分地をあらかじめ定めておくよう努める。

7 堆積土砂処理計画の策定

- (1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 市は、堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 市は、堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (4) 市は、必要に応じて堆積土砂の仮置場の設置を行うものとする。県は、堆積土砂の仮置き場の確保に向け、積極的に候補地について調査を行い、市町村に情報を提供するものとする。
- (5) 県は、市町村からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認められた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び関係団体と必要な連絡調整及び助言を行うものとする。



8 障害物処理の実施

障害物除去は、原則として各施設管理者が実施する。

(1) 道路関係障害物の除去

ア 道路管理者は、その管理区域の道路の車両及び周辺構築物が、落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、市災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。

特に、あらかじめ定められた緊急輸送道路については、最優先に実施する。

イ 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察本部の協力を得て排除する。

(2) 河川関係障害物の除去

河川管理者は、その所管する河川区域において、漂流物等により二次災害の危険が認められる場合には、市災害対策本部に報告するとともに障害物を除去する。

(3) 建物関係障害物の除去

災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物は、市の指導を受けながら各施設関係者が除去する。

ア 市は特に必要があるときは、山崩れ、がけ崩れ、浸水等により住家又はその周辺に堆積した障害物の除去を行う。なお、本市のみで障害物の除去が行われたときは、県及び他市町村に応援を要請する。

イ 災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、市が行う。

(4) 建物関係障害物の仮置場

ア 災害によって落下、倒壊で生じた路上等の建物関係障害物を早急に撤去するため、推定発生量を勘案し被災地域に比較的近傍で、菊池市災害廃棄物処理計画による他、次のような場所に一時的（暫定的）仮置場を設置する。

ただし、避難場所として利用されている場所及びその近隣は、原則として除外する。

- 公園、校庭、運動公園
- 公共機関及び民間所有の未利用地
- 既存廃棄物処分場周辺
- その他一時的仮置場として支障のない場所

イ 障害廃棄物の仮置場への搬入に関しては、事後の中間・最終処理、再資源化等を考慮し、十分に分別されたものとする。

(5) 除去した障害物の集積場所

ア 障害物の集積場所は原則として、市の管理に属する被災地付近の遊休地及び空地、その他適当な場所とする。

なお、保管に当たっては、障害物により再び人命、財産に被害を与えないよ

う注意する。

イ 除去した障害物の保管場所は、可能な限り盗難等の被害の少ない場所を選定する。

9 関係機関との協議等

- (1) 被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、あらかじめ菊池市建設業協会等と障害物の除去について、協議を行うように努める。
- (2) 市のみでの対応では困難な場合は、隣接市町村及び協定市町村等に対し、応援要請するほか県に応援の要請を依頼する。

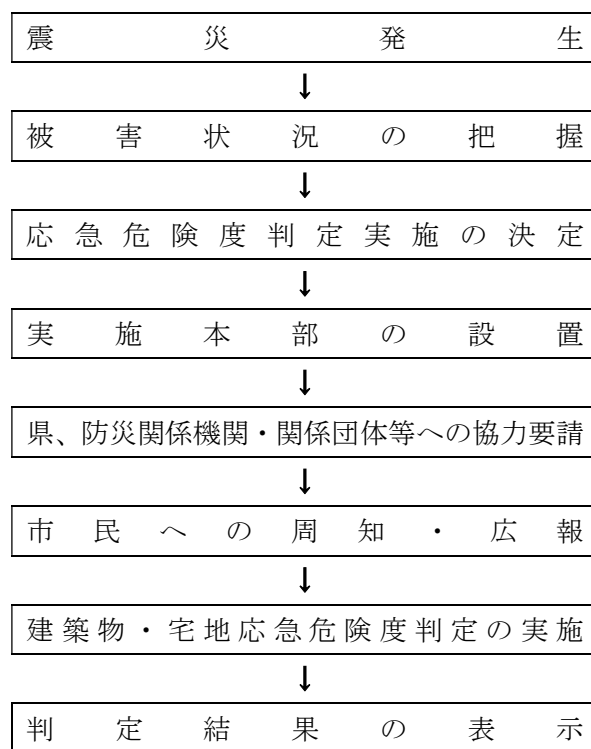
第26節 建物・宅地の応急危険度判定（建設部）

※建設対策部 災害対応マニュアル

1 方針

- (1) 市は、地震により多くの建築物及び宅地が被災した場合、迅速に被災建築物及び宅地の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物及び宅地の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。
- (2) 熊本県が定める被災建築物応急危険度判定要項及び同業務マニュアル並びに被災宅地判定実施要項、同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。

2 業務の体系



3 被害状況の把握

市は、大規模な地震が発生した場合は、被害の概要を調査するため、第13節「住家の調査」による現地調査班を出動させ、被災地の情報収集に当たる。

4 応急危険度判定の実施の決定等

市は、大規模な地震が発生し、多くの建築物及び宅地が被害を受け、必要があると判断したときは、応急危険度判定の実施を決定し、直ちに実施本部を設置して、その他必要な措置を講ずる。実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに報告する。

5 県、防災関係機関・関係団体等への支援要請

市は、前記3による調査の結果、建築物による人的・物的被害の発生のおそれがあるときは、速やかに、県（建築課）へ支援を要請するとともに、警察、消防機関、熊本県建築士会菊池支部会員・菊池市建設業協会建築部会等関係団体に応援協力を要請し、応急危険度判定を行った上、応急措置を実施する。

6 応急危険度判定の実施

(1) 応急危険度調査

市は、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）として知事の認定を受けた者及び熊本県建築士会菊池支部会員・菊池市建設業協会建築部会等の専門的知識を有する者とともに、次の順位により応急危険度調査を実施する。

- ア 目視により明らかに危険な建築物及び宅地
- イ 防災上重要な建築物として位置付ける公共施設及び宅地
 - 災害対策本部が設置される施設（市庁舎等）
 - 医療救護活動の施設（病院等）
 - 応急対策活動の施設（消防署、庁舎等）
 - 避難者収容施設（学校、体育館、文化施設等）
 - 社会福祉施設等（養護老人ホーム、知的障がい者援護施設等）
- ウ 不特定多数の者が出入りする施設及び同宅地
- エ 一般建築物等及び一般宅地等

(2) 応急危険度判定

市は、住民等の安全確保のため、速かに被災地区について調査を行う。調査は判定士が速やかに危険な建築物及び宅地を判定し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階に区分の上、その旨を建築物及び宅地に表示する。

7 応急危険度判定結果の市民に対する広報

- (1) 市は、広報紙等により、危険度判定結果の意味について市民に周知する。
- (2) 判定士は、市民の求めに応じて、危険度判定結果の意味を現地において説明する。

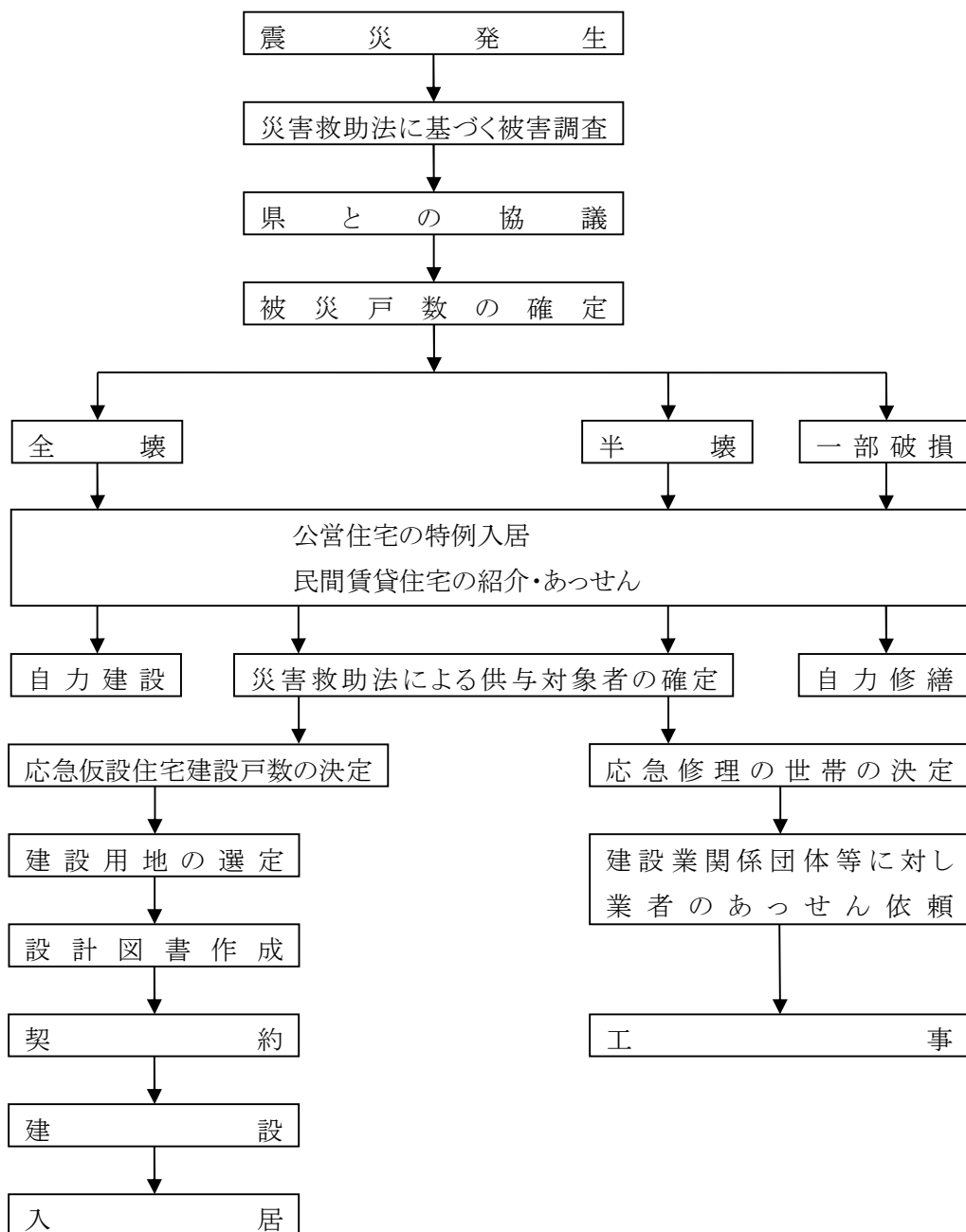
第27節 応急住宅対策 (建設部)

※建設対策部 災害対応マニュアル

1 方針

- (1) 地震災害のため、県知事から委任を受けたときは、住家が滅失した被災者には、公営住宅の空家を仮住宅として提供、若しくは民間賃貸住宅の紹介及びあっせんを行う。
- (2) 自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法の適用に基づき応急仮設住宅を設置してこれを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施して、その援護を推進する。

2 業務の体系



3 被災住宅調査

(1) 市は、地震被害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を次により実施する。

- 被害状況
- 被災地における住民の動向及び住宅に関する要望事項
- 住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項
- その他住宅の応急対策実施上の必要事項

(2) 被災建築物応急危険度判定士による調査

相当数の建築物に被害が生じたときは、被災建築物応急危険度判定士を活用した応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することにより、被災建築物の余震等による倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、住民等の安全を確保するとともに、住民等に対する注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努める。

(3) 被災宅地危険度判定士による調査

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することにより、二次災害の発生防止及び住民等への注意喚起に努める。

4 応急仮設住宅の建設

市は、家屋に被害を受けた被災者の収容対策として、県知事から委任を受けたときは、応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。

(1) 建設の方針

ア 建設用地の選定

市は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所や災害発生のリスク等を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行う。この際、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておくとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努める。また、将来的な集約や復旧・復興のあり方についても考慮する。

さらに、大規模団地においては、雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等、大雨時を想定した外溝仕様とするとともに、必要に応じ、建設型仮設住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行う。

イ 建物の規模及び費用

(ア) 1戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、県知事に基準

以上の規模及び費用を申請する。

- (イ) 建設資材の県外調達等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、県知事に限度以上の輸送費を申請する。

ウ 建設の時期

(ア) 災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。

- (イ) ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に県知事に必要最小限度の期間延長を申請する。

(2) 応急仮設住宅の建設方法

ア 応急仮設住宅の建設は、県知事から委任を受けたときは、所定の基準により建設業者に請け負わせて設置することができる。

イ 応急仮設住宅を建設する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件は、県の定めに従って実施する。

(3) 協力要請

応急仮設住宅の建設に当たっては、建設業関係団体等の協力を得て行うものとし、協力内容について協定を締結する。

(4) 被災者の収容及び管理

被災者の応急仮設住宅への収容とその管理は、次のとおりとする。

ア 地震災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- 居住する住家がない者であること。
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者若しくは要保護者又は特定の資産を持たない失業者、高齢者、病弱者、母子世帯、身体障がい者、勤労者若しくは小企業者又はこれに準ずる経済的弱者であること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が市長に協力を求めてこれを行うものとする。ただし、県知事から委任を受けたときは、市長が選定を行うことができる。

ウ 管理

応急仮設住宅の管理は、市長に協力を求めて県がこれを行う。

ただし、県知事から委任を受けたときは、市長が管理を行うことができる。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から2年以内とする。

5 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する。

(1) 修理の対象住家

住家が半壊又は半焼し、その居住者が当面の日常生活を営むことができない状態にある住家で、自らの資力では修理することができない生活保護法の被保護者若しくは要保護者、又は特定の資産を持たない失業者、高齢者、病弱者、母子世帯、身体障がい者、勤労者若しくは小企業者又はこれに準ずる経済的弱者等応急仮設住宅の収容対象者と同程度の者とする。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場及び便所など当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(3) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲とする。

(4) 修理の期間

ア 災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了を目標とする。

イ 交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に県知事に必要最小限の期間延長を申請する。

(5) 修理の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設の方法に準じて行う。

6 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用

(1) 市は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。(行政財産の目的外使用許可手続による。)

(2) 対象公営住宅は、市内の市営住宅とする。

市内の公営住宅でも不足する場合は、市は県を通じ近隣市町村に提供を要請する。

(3) 市は、提供可能な住宅を公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、斡旋に努める。

(4) 市は、公営住宅などの募集案内の周知について、市ホームページやメール、防災行政ナビ等のほか、より詳細な情報を直接被災者に周知する方法等の検討を行う。

7 民間賃貸住宅の紹介・斡旋

市は、関係団体と協議し、民間賃貸住宅の紹介、斡旋を行う。

8 住宅建設資材の斡旋

市は、菊池市建設業協会と協議し、住宅建設資材の供給要請を行う。

第28節 災害ボランティアの要請・受入れ (健康福祉部・総務部)

※健康対策部 災害対応マニュアル

※総務対策部 災害対応マニュアル

1 方針

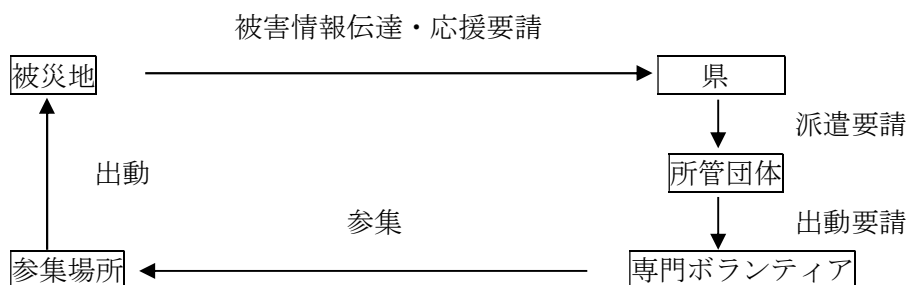
- (1) 大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、市防災関係機関の職員だけでは、十分対応しきれないことも予想される。
このような場合、様々な災害応急対策の的確な実施を図るため、ボランティアの参加・協力が不可欠であることから県や日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等の連携を図る。
- (2) 市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (3) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。
- (4) 市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。
- (5) 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 災害救援専門ボランティアの派遣要請

- (1) 災害救援専門ボランティアの活動分野
 - 救急・救助
 - 医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
 - 介護

- 建物判定（住家等被害調査、土地・建物応急危険度判定、）
- 通訳（外国語、手話）
- 情報・通信
- 輸送
- 避難所運営
- 物資の区分及び搬入・搬出
- ボランティアのコーディネート

(2) 派遣要請の手順



3 災害ボランティアの受入れ

(1) 受入窓口等の開設

社会福祉協議会は、市と連携し、大規模災害等が発生した場合、災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動についてボランティアの支援・協力を得るために災害ボランティアセンターを開設する。

- 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- 救援物資、資機材の配分、輸送
- 軽易な応急・復旧作業
- 災害ボランティアの受入事務

(2) 災害ボランティアの確保と調整

災害ボランティアセンターは、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、市（支援部）、日本赤十字社、各ボランティア団体と連携し、必要な災害ボランティアの確保とのコーディネート及び情報提供などを行うとともに、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努める。

(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣にあたっての基本事項

ボランティアの受入窓口、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣にあたっては、特に、次の事項を遵守する。

ア ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知すること。

イ ボランティアに対し、被災地に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。

ウ ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努めること。

エ 災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

オ ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、リフレッシュの期間を持つよう配慮すること。

カ 被災地と後方支援との役割分担やネットワーク化を図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。

(4) 市の支援

市は、災害ボランティアセンターの開設に対し、必要に応じて市庁舎等の場所の提供を行い、連携を図るため職員の派遣を行う。

4 市役所職員による被災者支援活動

(1) 市役所職員は、被害の早期復旧を図るため被災者に対する支援活動を積極的に実施するものとする。

(2) ボランティア活動に参加する職員の募集及び活動調整は、総務対策部において実施する。

第29節 義援金の受入・配分 (健康福祉部・会計課)

※健康対策部 災害対応マニュアル

※総務対策部 災害対応マニュアル

1 方針

大規模な災害が発生した場合、市は県、日本赤十字社熊本県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

2 主な活動

- 義援金配分委員会（仮称）を組織化
- 寄託された義援金を引継、配分
- 寄託された義援金の管理

3 活動の内容

(1) 義援金の募集、受入れ

市は、県及び日本赤十字社熊本県支部、社会福祉協議会及び県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて広報活動を実施する。

(2) 義援金品の引継ぎ及び配分

ア 寄託された義援金は、市、県及び日本赤十字社熊本県支部、社会福祉協議会及び県共同募金会等関係機関により組織される配分委員会に確実に引継ぐ。

イ 配分委員会は、被災状況等を考慮の上、協議に基づき対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、市を通じ、迅速かつ適正に配分する。

(3) 義援金品の管理

市は、寄託された義援金を被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失のないよう適性に管理する。

第30節 救援物資の受入・配分 (健康福祉部・経済部)

※健康対策部 災害対応マニュアル

※経済対策部 災害対応マニュアル

1 希望する品目の把握及び発信

- (1) 県と連携して、受入を希望する品目を取りまとめ、報道機関等を通して公表する。
- (2) 個人からの救援物資は、原則として受け入れないものとする。

2 救援物資の受入等

- (1) 受入場所は、あらかじめ指定する物資集積拠点を防災備蓄倉庫等とする。
ただし、被災地域、被害状況、避難者状況によっては、適宜の場所を指定する。
- (2) 物資提供の申し出に対し、次のことを確認の上、受け入れる。
また、受入に際しては、物資の仕分けに手間がかからないように留意する。
 - 品目・数量
 - 輸送手段
 - 輸送ルート
 - 到着予定日時

3 仕分け

- (1) 救援物資は、物資集積拠点で受け入れ、ボランティア等と協力して、仕分け、保管する。
- (2) 県が受け入れ、輸送する物資については、物資リスト（品目・数量、物資の提供者、受け入れ日時等）を確認する。

4 輸送・配布

第15節 「食料・生活必需品の調達・供給」による。

第31節 学校等の応急対策 (教育部)

※教育対策部 災害対応マニュアル

1 方針

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、基本法及びその他の法令に基づき児童・生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図る。

2 各主体の責務

(1) 学校

ア 地震発生時における児童・生徒、教職員、施設利用者等の安全確保及び施設被害に対する迅速な対応を図るため、必要な事項を定める。

イ 学校は、学校防災計画、マニュアルを作成するとともに児童・生徒、園児等の在校時、登下校時間帯、勤務時間外等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

ウ 避難所に指定されている学校、又は臨時に指定された学校にあつては、避難所の開設・運営に協力する。

エ 避難所に指定されていない学校にあつても、自主的に避難してきた住民等がいる場合には、関係機関に連絡の上保護する。

オ 被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、生徒等の心のケアを行うとともにできる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

(2) 市

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

(3) 県

ア 各学校や市町村の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。

イ 被害状況や臨時休業の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

3 達成目標

震度6弱の地震に際しても、被災後概ね1週間以内に全学校で教育活動を再開する。

4 積雪時の対応

積雪時においては、避難、被災後の建物の点検、生徒等の帰宅の判断等に際し、より一層慎重に行う。

5 情報の流れ

(1) 被災地から

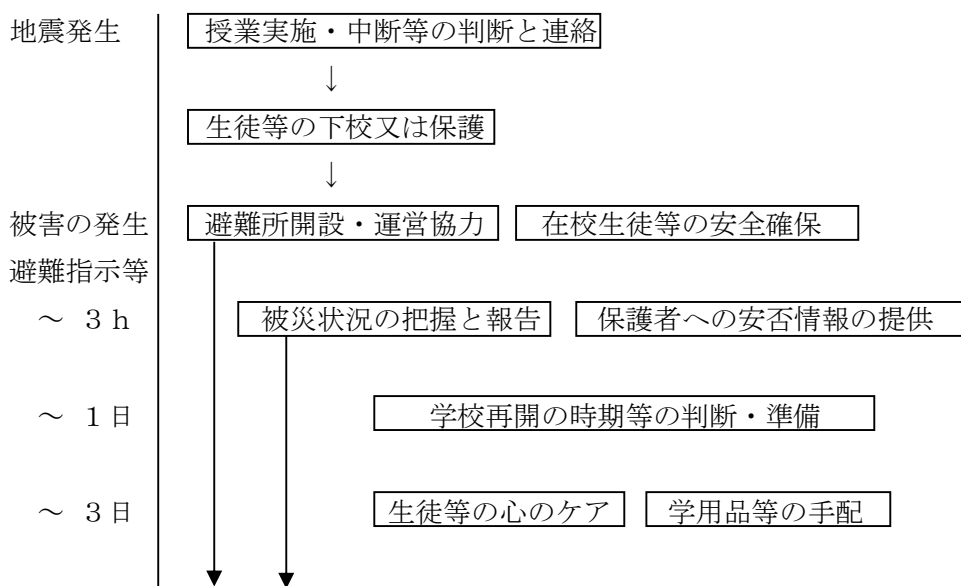
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市立幼稚園	市教育委員会	被害状況、臨時休業等
小・中学校	市教育委員会	被害状況、臨時休業等
市教育委員会	県教育委員会	集約された被害状況、臨時休業等
県立学校	県教育委員会	被害状況、臨時休業等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県教育委員会	県立学校 市教育委員会	指導、助言等
市教育委員会	市立幼稚園 小・中学校	指導、助言等
市	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等
県	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等

(注) 緊急を要する場合や、市教育委員会等に何らかの事情で連絡が付かない場合等には、県教育委員会から直接市教育委員会や小・中学校、又は、小・中学校から直接県教育委員会に連絡する。

6 学校における業務の体系



7 学校における業務内容

(1) 授業実施・中断等の判断と連絡

ア 地震による災害が発生した場合の措置

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、臨時休校や授業短縮による一斉下校の措置をとり、生徒等が家庭で保護者と一緒にいられるよう配慮する。

イ 校外活動中に地震が発生した場合の措置

引率教職員は活動を中止して学校に連絡を取り、生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、生徒等の安全を確保した上で学校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

ウ 臨時休校、一斉下校等を決定したときの報告

各校長は、「5 情報の流れ（1）」の経路で県に報告する。県は、報告を受けた内容を放送機関に提供し、報道を要請する。

(2) 生徒等の下校又は保護

ア 下校措置に当たっては、中学校及び高等学校等については集団下校、幼稚園、小学校及び特別支援学級の生徒等については、必要に応じて保護者と連絡をとったうえで教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

イ 保護者と連絡が付かない生徒等、又は帰宅しても保護者が家にいない生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。

(3) 避難所開設・運営協力

校長は、市長から指示又は依頼があったとき、又は近隣住民が学校に避難してきたときは学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

	基本的役割
校長	○施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を実施
教頭・教諭	○校長の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援
養護教諭	○学校医と連絡を取り、避難所の救援活動を支援
栄養職員等	○学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力
事務職員等	○行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保

イ 校舎等を避難場所として使用するときの注意

○ 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。

- 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは普通教室も開放する。
- 災害時要援護者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。
- 障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市役所に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

(4) 在校生徒等の安全確保

ア 在校生徒等の避難・安否確認

(ア) 生徒等の在校時に災害が発生した場合

- 直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。
- その際、点呼用の名簿や防災用具等、非常持ち出し品については、予め指定された者又はその者が保管場所の近くにいない場合には、近くにいた者が対応する。
- 生徒等が避難集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

(イ) 登下校時間帯に災害が発生した場合

- 在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。
- その際、点呼用の名簿や防災用具等、非常持ち出し品については、予め指定された者又はその者が保管場所の近くにいない場合には、近くにいた者が適切に対応する。
- 生徒等が避難集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。
- 避難してきた生徒等から状況を聴き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。
- 登下校中で学校の掌握下に入っていない生徒等については、保護者等と連絡をとり、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認するなど、安否確認に全力を尽くす。

イ 避難生徒等の安全確保等

(ア) 避難した生徒等の安全を確保する。

- (イ) 火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者、行方不明者がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助、捜索活動を行う。

(5) 教職員の参集

- ア 勤務時間外に災害が発生したときは、校長及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被

害の拡大防止に努める。

イ 震災等により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡をとり、安否及び所在を確認する。

(6) 被災状況の把握と報告

ア 学校は、生徒等の避難、生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された経路で速やかに県に報告する。

イ 夜間等で調査が危険な場合等、第1報は可能な範囲で速やかに行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以下を行う。

(7) 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供する。

(8) 学校再開時期等の判断・準備

校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

(9) 生徒等の心のケア

臨時休校が続く場合は、教職員が分担して生徒の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導、生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行うなど、心のケア対策を継続する。

(10) 学用品等の手配

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を喪失又は損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、市教育委員会に報告する。

8 市の業務内容

(1) 情報の集約・伝達

ア 小・中学校の被害状況、ニーズ、臨時休業の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達し、また、県からの情報を小・中学校に伝達する。

イ 学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休校、生徒等の下校措置などの情報について、市の広報媒体や防災行政無線放送などにより広報し、保護者等への伝達に努める。

(2) 学校への支援

ア 学校施設の被害状況の把握と学校再開時期等を判断するため、被災直後に学校施設の応急危険度判定を、県教育委員会を通して文部科学省に専門家の派遣を要請する。

イ 必要に応じて、教職員に生徒等のこころのケアについての指導、こころのケ

アの専門家を派遣するなどにより、学校の取組を支援する。

ウ 避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合には、スクールバス等の運行等を検討する。

(3) 学用品等の支給

学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

9 県の業務内容

(1) 情報の集約・広報

小・中学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休校、生徒等の下校措置などの情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者・住民等への広報に努める。

(2) 小・中学校や市への支援

ア 保護者に生徒等のこころのケアについての情報を提供し必要に応じて、教職員に生徒等のこころのケアについて指導し、またこころのケアの専門家を各学校に派遣する。

イ 被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開やこころのケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。

ウ 国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校、市町村に斡旋する。

10 学校以外の文教施設の応急対策

各施設の管理者は、人命の安全確保及び施設等の保全を図るとともに応急対策を行い、被害の軽減に努める。主な留意点は、次のとおりとする。

(1) 震災発生後は、施設への入館者又は利用者等の人命救助を第一として避難誘導に努め、付近の安全な場所へ避難させる。

(2) 施設への入館者又は利用者等について負傷の有無を確認して、必要な措置を講じるとともに、人命救助が必要な場合は、全職員が救出にあたる。

(3) 火災が発生した場合は、自衛消防隊及び地域自主防災組織と協力して、初期消火にあたる。

(4) ラジオ、テレビ等報道機関の地震情報を収集するとともに、市及び関係機関と連絡をとり、最新の情報把握に努める。

(5) 速やかに被害状況等を調査し、直ちに市及び関係機関に報告する。

(6) 施設が避難所となった場合は、市及び地域の自主防災組織と連携して避難所の開設運営に積極的に協力する。

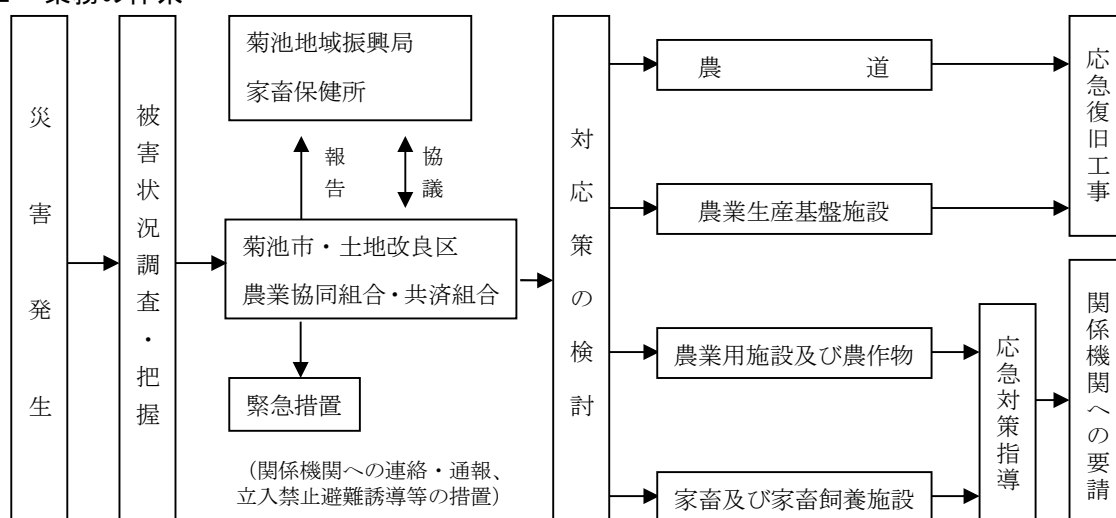
第3 2節 農地・農業用施設等の応急対策 (経済部)

※経済対策部 災害対応マニュアル

1 方針

- (1) 市、県、農林業関係団体等は、地震被害の情報を迅速に把握し、事前に被害を軽減するための措置を的確に行う。
- (2) 災害発生により被災した農道、農業生産基盤施設、農業用施設、家畜及び飼養施設の被災状況を速やかに把握し、農道等の施設利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、農業用施設の早期復旧など、関係機関・団体と連携の上、応急対策を実施する。

2 業務の体系



3 被害状況の把握

市は、関係土地改良区等と相互に連携し、区長、周辺住民等からの情報の収集に努め、パトロール員を配備する等、農道、用排水路・頭首工・ため池等農業生産基盤施設、農業用施設、家畜等の被害状況を把握し、熊本県北広域本部菊池地域振興局農林水産部を通じ県農林水産部へ報告する。

4 応急対策

(1) 農道

ア 農道等の危険箇所については、通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や住民への周知を図る。

イ 避難路や緊急輸送路の確保のための幹線農道については、優先して応急復旧と障害物の除去を行うものとする。

(2) 農業生産基盤施設 (農地・用排水路・頭首工等)

ア 農地の地すべり、ため池堤体の損壊等により、人家、道路施設等に直接被害を与え又は与える恐れがある場合は、警察署、消防機関等の協力を得て、立入禁止、避難及

び交通規制等の措置を行うものとする。

イ 地域に存在するため池のうち、地震等により決壊した場合に、下流の住宅等に被害が発生することが想定されるものについては、県の助言を受けながら、ハザードマップの作成・周知及び耐震化等を進めるなど、警戒体制（緊急連絡体制含む。）の構築に努めなければならない。また、利用されていないため池については廃止の検討を行うものとする。なお、地震発生後においては、管理者が「地震後の農業用ダム臨時点検要領」及び「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」により、点検を実施し、被害が拡大しないよう措置を講じるものとする。

ウ 農業生産基盤施設の被害が拡大する恐れがあるときは、被害状況に応じた適切な応急対策を行う。

（3）農業用施設（農舎・園芸ハウス等）及び農作物

ア 農業用施設被害の状況により必要があると認めた場合は、二次災害を防止するため菊池地域農業協同組合及び農家に対し、次の指導又は指示を行う。

- 農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置
- 農業用燃料の漏出防止措置
- 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の流出防止措置
- 農舎、農業施設等の火災防止措置

イ 県関係機関及び菊池地域農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ指導を行う。

- 農作物の病虫害発生予防のための措置
- 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給
- 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- 種苗の供給体制の確保

ウ 被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係機関の協力を要請する。

（4）家畜及び家畜飼養施設

ア 家畜飼養施設被害の状況により必要があると認めた場合は、二次災害を防止するため、菊池地域農業協同組合等の関係団体及び農家に対し、次の指導又は指示を行う。

- 畜舎の倒壊防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置
- 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危険防止措置

イ 災害時に発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、被災地の家畜及び畜舎等に対して、県関係機関、菊池市獣医師会、菊池地域農業協同組合等の協力を得て、防疫係、診療係、消毒係を組織し、次により必要な措置を行う。

- 被災地の家畜に対する措置

被災地において、家畜の伝染病疾病が発生する恐れがあると認められる場合は、

防疫係を被災地に派遣し、必要な防疫措置を行う。

○ 被災地の畜舎に対する措置

被災地において、家畜の伝染病疾病の発生を予防するため、防疫係及び消毒係を現地に派遣し、必要な消毒措置を行う。

○ 家畜に対する診療

災害により家畜の診療を正常に受けられないときは、診療係を被災地に派遣し、災害による疾病の診療に当ることとする。

○ 死亡した家畜に対する措置

災害により家畜の処理が必要と認められた場合は、家畜の所有者又は管理者が法令に基づく指定の処理場等で、死体の焼却又は埋却するものとする。

○ 飼料の確保

災害により、飼料の確保が困難となった場合は、県に対し飼料の供給要請を行い、菊池地域農業協同組合等を通じて必要量の確保及び供給を行うものとする。

(5) 応急復旧工事等（国庫災害復旧事業）

ア 市は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に規定する農地及び農業用施設に係る復旧事業計画書概要書を、県関係機関の支援を得て作成し、早期復旧に努めることとする。なお農地及び農業用施設の被害状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きを執り、災害査定前に復旧工事に着手することができる。

イ 上記に該当しない比較的小規模な農地及び農業用施設の災害復旧については、菊池市農地及び農業用施設小災害復旧事業補助金交付要綱に基づき、施設管理者は市に対し、復旧計画書を提出し、適当と認められた場合は、市が補助を行うものとする。

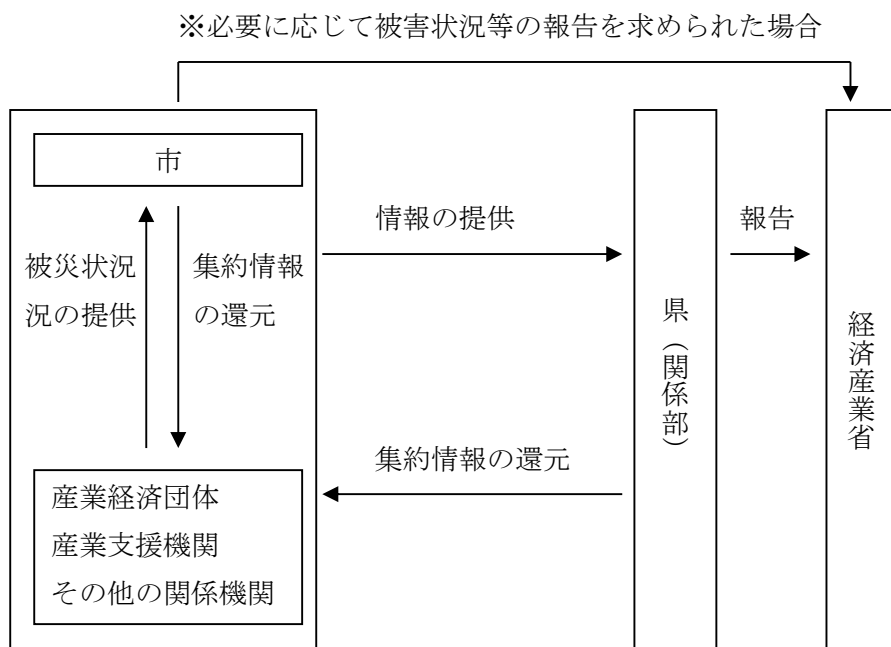
第33節 商工業応急対策 (経済部)

※経済対策部 災害対応マニュアル

1 方針

- (1) 商工業の被災状況の情報収集及びその集約は、商工業の被災状況を認識する行為であり、商工業に対する災害応急対策活動の出発点である。
- (2) 市は、災害が発生した場合は、速やかに産業経済団体及び産業支援機関等と連携を図りながら情報収集活動を開始する。
- (3) 市は、収集した情報を把握し、商工業の被害に概要を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、産業経済団体及び産業支援機関や、県及び被災地内外の住民等に各種の手段を使って伝達し、「情報の共有化」に努める。
- (4) 商工業施設にあつては、その管理者等と連携を図り、人命の安全確保及び施設等の保全を図るとともに応急対策を行い被害の軽減を図ることとする。
- (5) 被害の拡大を阻止するとともに被害状況の情報収集の結果から、県と連携し、商工業の早期復旧のための相談窓口の設置など、速やかな応急対策を講じる。
- (6) 市、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

2 商工業被災状況等収集伝達計画



3 災害発生後の各段階における情報収集・伝達及び応急対策の実施

(1) 災害発生直後

ア 市は、商工観光施設管理者が入館者又は利用者等の人命救助を第一として避難誘導に努め、必要に応じて施設外の安全な場所へ避難させることができるよう、必要な措置を講ずる。

イ 市は、商工観光施設の管理者等は、施設の入館者又は利用者等について要救助者及び負傷者の有無を確認して、消防、警察等に通報するとともに、救助隊が到着するまでの間、職員、従業員等により救急作業及び負傷者の手当等必要な措置を講じられるよう指示すること。

ウ 市は、産業経済団体及び産業支援機関等と連携を図りながら、商工業の被災状況の情報収集に当たるものとする。

エ 市は、報告された情報を直ちに整理し、商工業の被害の概況を掌握する。収集された情報は、関係機関等に速やかに提供する。

オ 市は、主な商工業の被害の概況を速やかに県へ報告する。

(2) 応急対策初動期

市は、地域内の商工業（所管施設及び中小企業等）の被害状況を調査し県へ報告する。

(3) 応急対策本格稼働期

ア 市は、県地域機関、産業経済団体及び産業支援機関等と協力して、地域内の商工業（中小企業）の直接被害件数、被害金額等詳細な被害状況を調査し、県へ報告する。

イ 市は、県、産業経済団体及び産業支援機関等と連携して、被災中小企業者等のための現地相談窓口を設置する。

ウ 市は、行政等の支援策を広報誌・チラシその他の手段により広く周知するよう努めるとともに、報道機関の協力を得て地元新聞への掲載及び放送・電子媒体等により広く被災中小企業者等への周知を図る。

エ 市は、所管する商工観光施設の復旧に当たって関係機関と協議・連携しながら早期普及に努める。

第34節 災害救助法の適用（健康福祉部・市民環境部）

※健康対策部 災害対応マニュアル

1 方針

- (1) 市の被害が一定の基準以上で応急的な復旧を必要とする場合は、災害救助法の適用を申請し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。
- (2) 災害救助法による救助は、県が実施するが、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として市長が、実施する。

2 主な活動

- (1) 被災情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法の適用の要請を行う。
- (2) 県、市はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実行する。

3 活動の内容

(1) 被害状況の把握

- ア 市長は、次に示す災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに菊池地域振興局に報告する。
 - 災害救助法による救助が必要と思われる災害
 - 他の市町村に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
 - 住家に及ぼす被害が、5世帯以上滅失した災害
 - その他、緊急の救助を要すると思われる被害が発生した災害
- イ 市は、迅速な被害情報収集のための体制を整備する。

(2) 適用の手続

- ア 災害に際し、市における災害が下記の基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- イ 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

(3) 適用基準（本市の場合）

- ア 市内の住宅滅失世帯数60世帯以上
 - 滅失世帯数とは、全壊、全焼、流出等により住家の滅失した世帯数をいう。
 - 半壊、半焼にあつては、全壊、流出等の1/2世帯として換算
 - 床上浸水にあつては、1/3世帯として換算
- イ 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が、1,500世帯以上の場合市の滅失世帯数が30世帯に達したとき。
- ウ 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が7,000世帯以上であ

って市の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。

エ 市の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

- 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。
- その被害状況が、前記ア～ウ項に準ずる場合で救助の必要があるとき。

(4) 救助の実施

市は県、関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。

ア 県が実施する対策

(ア) 救助の役割分担

災害救助法による救助は、知事が行う。ただし、以下の各号に掲げる救助の実施に関する職権は市長に委任されることがある。

- 収容施設のうち避難所の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被災者の救出
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索及び処置
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

(イ) 知事の従事命令

知事は、災害救助法による救助実施のために必要な技術者等が、一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がない場合には、医師、保健師、土木技術者、大工、土木業者等に対し、従事命令等を発令して、救助活動を実施する。

イ 市が実施する対策

(ア) 救助の役割分担

市長は県知事から委任された職権に基づき救助を行う。委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(イ) 救助の実施基準

救助の実施は、災害救助法に基づき行う。

ウ 日本赤十字社熊本県支部の対応

(ア) 日本赤十字社熊本県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

(イ) 知事から委託された「医療及び助産活動」の業務の実施に努める。